

対馬市告示第16号

平成19年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成19年6月8日

市長 松村 良幸

1 期 日 平成19年6月15日

2 場 所 対馬市議会議場

---

○開会日に応招した議員

小西 明範君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
小宮 政利君	初村 久藏君
吉見 優子君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	宮原 五男君
大浦 孝司君	小川 廣康君
大部 初幸君	兵頭 榮君
上野洋次郎君	作元 義文君
島居 邦嗣君	武本 哲勇君
中原 康博君	桐谷 正義君
畑島 孝吉君	扇 作工門君
波田 政和君	

---

○6月18日に応招した議員

---

○6月19日に応招した議員

---

○6月26日に応招した議員

---

○6月15日に応招しなかった議員

黒岩 美俊君

---

○6月26日に応招しなかった議員

黒岩 美俊君

---

---

平成19年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成19年6月15日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成19年6月15日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 陳情第1号 対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りを  
する事を禁止する陳情について(産業建設常任委員会  
に付託された閉会中の継続審査報告)
- 日程第10 報告第1号 平成18年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第2号 平成18年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につい  
て
- 日程第12 報告第3号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書について
- 日程第13 承認第31号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度対馬  
市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第14 承認第32号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保  
険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第47号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第48号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第49号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第50号 対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第20 議案第51号 対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第21 議案第52号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第53号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第54号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第55号 対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第56号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(鴨居瀬地区)
- 日程第26 議案第57号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(一重地区)
- 日程第27 議案第58号 漁港区域内公有水面の埋立てについて (佐賀漁港)
- 日程第28 議案第59号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (厳原港湾 道路施設用地)
- 日程第29 議案第60号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (厳原港湾 緑地・駐車場用地)
- 日程第30 議案第61号 市道の認定について (久田16号線)
- 日程第31 議案第62号 市道の認定について (大山下隅線)
- 日程第32 議案第63号 市道の認定について (大社線)
- 日程第33 議案第64号 市道の認定について (佐須奈隧道線)
- 日程第34 議案第65号 市道の認定について (河内大久保線)
- 日程第35 議案第66号 市道の認定について (河内佐須奈隧道線)
- 日程第36 議案第67号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第68号 財産取得契約の締結について (災害対応特殊救急自動車)
- 日程第38 陳情第5号 最低賃金の引き上げに関する陳情について
- 日程第39 陳情第6号 豊玉火葬場の存続に関する陳情について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告

- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 イノシン等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 陳情第1号 対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りを  
する事を禁止する陳情について（産業建設常任委員会  
に付託された閉会中の継続審査報告）
- 日程第10 報告第1号 平成18年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第2号 平成18年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につい  
て
- 日程第12 報告第3号 平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書について
- 日程第13 承認第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬  
市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第14 承認第32号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保  
険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第47号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第48号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第49号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定について
- 日程第20 議案第51号 対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第21 議案第52号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第53号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第54号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 日程第24 議案第55号 対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第25 議案第56号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(鴨居瀬地区)

- 日程第26 議案第57号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(一重地区)
- 日程第27 議案第58号 漁港区域内公有水面の埋立てについて (佐賀漁港)
- 日程第28 議案第59号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (厳原港湾 道路施設用地)
- 日程第29 議案第60号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (厳原港湾 緑地・駐車場用地)
- 日程第30 議案第61号 市道の認定について (久田16号線)
- 日程第31 議案第62号 市道の認定について (大山下隅線)
- 日程第32 議案第63号 市道の認定について (大社線)
- 日程第33 議案第64号 市道の認定について (佐須奈隧道線)
- 日程第34 議案第65号 市道の認定について (河内大久保線)
- 日程第35 議案第66号 市道の認定について (河内佐須奈隧道線)
- 日程第36 議案第67号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第68号 財産取得契約の締結について (災害対応特殊救急自動車)
- 日程第38 陳情第5号 最低賃金の引き上げに関する陳情について
- 日程第39 陳情第6号 豊玉火葬場の存続に関する陳情について

---

出席議員 (23名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 2番 小西 明範君  | 3番 小宮 教義君  |
| 4番 阿比留光雄君  | 5番 三山 幸男君  |
| 6番 小宮 政利君  | 7番 初村 久藏君  |
| 8番 吉見 優子君  | 9番 糸瀬 一彦君  |
| 10番 桐谷 徹君  | 11番 宮原 五男君 |
| 12番 大浦 孝司君 | 13番 小川 廣康君 |
| 14番 大部 初幸君 | 15番 兵頭 榮君  |
| 16番 上野洋次郎君 | 17番 作元 義文君 |
| 19番 島居 邦嗣君 | 20番 武本 哲勇君 |
| 21番 中原 康博君 | 22番 桐谷 正義君 |
| 24番 畑島 孝吉君 | 25番 扇 作工門君 |
| 26番 波田 政和君 |            |

---

欠席議員（1名）

18番 黒岩 美俊君

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 大浦 義光君 次長 永留 徳光君  
参事兼課長補佐 阿比留 保君 副参事兼係長 三原 立也君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
総務部長	中島 均君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部長	勝見 未利君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	清水 達明君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	内田 洋君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	武田 憲次君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

---

午前10時00分開会

- 議長（波田 政和君） おはようございます。報告をいたします。黒岩美俊君より欠席のお申し出がっております。阿比留義邦監査委員事務局長よりも欠席の申し出がっております。
- ただいまより、平成19年第2回対馬市議会定例会を開会いたします。
- これより、本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（波田 政和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、小川廣康君及び大部初幸君を指名します。
- 

#### 日程第2. 会期の決定

- 議長（波田 政和君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
- お諮りします。本定例会の会期はお手元に配付いたしましております会期日程表のとおり、本日から6月26日までの12日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの12日間に決定しました。
- 

#### 日程第3. 議長の諸般報告

- 議長（波田 政和君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。
- 諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。
- 以上で、諸般の報告を終わります。
- 

#### 日程第4. 市長の行政報告

- 議長（波田 政和君） 日程第4、市長の行政報告を行います。
- 市長からの行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。市長、松村良幸君。
- 市長（松村 良幸君） 皆さん、おはようございます。行政報告前にちょっと報告をしたいことがございますので、よろしく願います。
- と申しますのは、行政情報の流出事故に関する報告でございますが、このたび業務情報の一部が流出したことにつきましては、既に御承知と思っておりますが、御報告を申し上げ、個人情報の流出した皆様及び議員諸兄、そして市民の方々に衷心よりおわびを申し上げたいと思っております。



平成19年5月14日夕刻、総務省地域情報政策室から県の市町村振興課を通じまして対馬市に関する業務情報がネット上に流出している旨の第一報が入りました。本事案は対馬市の電算システムの委託業者からの流出と考えられるとのことでありました。そこで直ちに情報収集にあたったわけですが、一部流出いたしました業務情報の内容は、合併前の平成15年度に委託をいたしました対馬6町合併に伴うシステム統合データ移行の中のそのデータであります。原因としましては、当該委託契約を受託していた株式会社BCCへの元派遣社員が契約に違反して、データ移行作業中のそのデータを不正に持ち出しまして、個人所有のパソコンに保存していたところ、当該パソコンがウイルスに感染したため、ファイル交換ソフトウィニーを介して個人情報が出たという次第であります。

情報流出内容としましては、公営住宅保証人情報1,132名分、それから公営住宅入居者情報152名分及び氏名、住所、生年月日等が推測可能な住民記録情報が63世帯、それから128名分の個人情報でこれらは平成15年8月末のデータの一部でありまして、これらの業務情報流出事故の報告を受けまして、対策会議等で今後の対応策を検討いたしましたわけですが、まず個人情報が流出いたしました市民の皆様へのおわびの文書を早急に郵送することといたしまして、あわせて本庁及び各支所に問い合わせ等の対応窓口を設置することといたしました。

この業務情報の一部を流出させました株式会社BCCへの対応といたしましては、対馬市工事請負契約等にかかわる指名停止措置要綱によりまして、情報を流出させたことが契約約款に定めた秘密保持の契約違反に該当するとして、指名停止処分といたしております。

また、このほかにこのたびの個人情報の流出に起因した市及び市民の方々への損害に対する責任は、対馬市の指示に従うという会社からの誓約書の提出もなされております。

現在、これらのデータはインターネット上にはないわけですが、消去されているとのことですが、このたびの事態はあってはならないことで痛恨の極みであります。

最後となりましたが、御迷惑をおかけいたしました個人情報が出た皆様及び議員諸兄、そして市民の方々には総力を上げて信頼回復に努めてまいります。そして、今後、このようなことが2度と発生しないように、万全の体制を敷きながら、再発防止を図っていくということで、委託業者に対する法令順守等の再徹底、そして職員の個人情報保護遵守に対する啓発指導の徹底を重点項目として取り組んでまいりたいと考えております。

とりあえず報告をいたします。

それでは、本日ここに平成19年第2回対馬市議会を招集いたしましたところ、議員諸兄におかれましては、御健勝にて御参会をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして御審議を願います案件は、報告案件3件、専決処分の承認案件2件、平成19年度一般会計補正予算等4件、条例の制定及び一部改正案6件、市道の認定、指定管理者

の指定等13件など、あわせて28件の議案について御審議をお願いするものであります。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明をさせたいと存じますので、よろしく御審議をくださいまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、3月定例会以降の主な事項につきまして、概略御報告申し上げたいと思います。

まず、初めになりますが、順不同ですけれども、朝鮮通信使ソウル出発式についてであります。ことしは、江戸時代の1607年に朝鮮通信使が初来日してから、400周年を迎えることを記念いたしまして、日本と韓国の各地で記念行事が開催されております。

その一番最初の行事として、4月15日に韓国ソウル特別市におきまして、社団法人朝鮮通信使文化事業会の主催によりまして、朝鮮通信使出発式が行われました。この行事には韓国の朝鮮通信使国会議員連盟と日本の朝鮮通信使交流議員の会も参加をいたしました。私も朝鮮通信使縁地連絡協議会長として参加をいたしました。懇談会の中で、朝鮮通信使による日韓の文化交流を積極的に進めることが話し合われたところであります。

2点目は、ひとつばたご祭りの開催についてであります。

ゴールデンウィーク中の5月4日、上対馬町鰐浦地区で、第19回ひとつばたご祭りが開催され、約4,200人が楽しみました。太鼓演奏や上対馬高校のブラスバンド演奏、鰐浦沖合への遊覧航海やシーカヤック体験などのほか、ひとつばたごの苗木や特産品などが販売されました。

また、ひとつばたごが縁で対馬との交流が13年目となった岐阜県蛭川村は、現在、中津川市と合併をいたしまして、その中津川市から5名の参加がありました。今後も小学校の交流を初め、地域間交流を深めていきたいと考えております。

3点目は、朝鮮通信使韓日文化交流祝祭についてであります。

去る5月5日、韓国釜山広域市において朝鮮通信使文化事業会の主催により、朝鮮通信使韓日文化交流祝祭が開催されました。この行事に対馬市から厳原港祭り対馬アリラン祭振興会20名が対馬藩武士として参加をし、1,500人の平和の行列の中で対馬市をアピールいたしました。

4点目は、長崎県乾しいたけ品評会についてであります。

去る5月20日に、長崎県しいたけ振興対策協議会主催の対馬しいたけフェア第47回、長崎県乾しいたけ品評会が上県町で開催されました。今回はグラム物174点、それから箱物32点の合計206点の出品がありまして、品評会の最高賞となる農林水産大臣賞は箱物「こうしん厚肉」の部に出品された上県町の緒方公洋さんが3年連続の受賞をされました。

この品評会は生産技術の向上を目的として毎年開催されております。今回は初の試みとして乾しいたけを初め、地元産の野菜や農林水産物の加工品等の販売も実施をいたしました。多数の来場者でにぎわいました。また、フェアの一環として、消費拡大に向けた島外旅行者への乾しいたけのサンプルの無料配付並びに島内の宿泊施設、飲食店での対馬しいたけ堪能体験を実施をいた

したところであります。

5点目は、釜山外国語大学校及び対馬市民ボランティアによる海岸清掃についてであります。

本年度で第5回目となりました釜山外国語大学校及び市民ボランティアにより海岸清掃活動が5月26日、27日の両日、上県支所管内で実施されました。

この活動の趣旨は、もう御承知のとおり漂着ごみを日韓双方で回収していくわけですが、海岸環境保全について考え、文化交流を通して国際交流の推進を目的といたしております。ことしは2日間で延べ452人の学生と市民ボランティアの参加をいただいたところであります。

5月26日は、井口浜海水浴場周辺の海岸におきまして、また、翌27日は棹崎公園周辺の海岸におきまして、それぞれ回収作業を行っております。2日間で520立方メートル、4トントラック32台分の漂着ごみを回収いたしております。

漂着ごみ問題につきましては、環境省が平成19年度から実施をいたします漂流、漂着ごみ、国内削減方策モデル調査地域に対馬市が選定されたことは、もう御承知のとおりであります。土屋副大臣が来庁した折に報告を受けております。

この調査におきまして、漂着ごみ発生源対策や効率的、効果的な処理、清掃方法が検討されるものと思います。

漂着ごみ問題は国を超えた問題でございますし、市といたしましても引き続きその解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

6点目は、日本歌謡大会の開催についてであります。

日本に対する関心と理解を通じ、日韓の相互理解と友好増進を図ることを目的に、第4回日本歌謡大会を在釜山日本国総領事館との共催によりまして、6月2日、釜山広域市の慶星大学校ホールで開催をいたしました。ことしは予選80組を勝ち抜いた16組が出場いたしまして、自慢ののどを競ったわけでありまして、本大会の入賞者は8月の対馬ちんぐ音楽祭に参加することになっております。

7点目は、「新緑のつどいインつしま」の開催についてであります。

去る6月3日、「新緑のつどいインつしま」を豊玉町神話の里自然公園におきまして開催いたしました。このつどいは子供たちに森林と自然の中での遊びを交えた体感経験を通して、森の役割やそれを大切にすることを育んでもらうことを目的として、昨年度より開催しております。ことしで2回目の大会となります。

当日は、市内各地域より250名を超える子供や保護者の皆さんの参加をいただきまして、記念植樹や対馬の乗馬体験、竹を使ったバームクーヘンづくりなど、さまざまなプログラムをたのしんでいただきました。

森林を初め、対馬の持つ豊かな自然環境を活用した体験を通しまして、子供たちはもちろんで

ありますが、その保護者に対しましては緑化意識の醸成を促すことができたのではないかと考えております。

8点目は、対馬・福岡航空路線11月以降の運行計画についてであります。

対馬・福岡通いの使用機材の件でございますが、平成19年6月8日、全日本空輸株式会社が来庁いたしまして、平成19年11月からおおむね1年を目安に現在のジェット機2便、2往復、それからプロペラ便4往復の運航をジェット便4往復の運航へと変更したい旨の通知がありました。

このことは先般の高知空港での胴体着陸の事故等を初め、各種の故障が発生していますプロペラ機のDHC8-400、このさらなる安全対策を強化いたしまして、お客様の不安を払拭するために就航空港に確認整備士を配置することが計画されておりますが、確認整備士の不足の関係で、現在就航しております全路線への配置ができないため、かねてよりお話をしておりました対馬・福岡間はジェット便4往復の運航でお願いしたいとのことであります。市といたしましては、全日空に対しまして市民の皆様のニーズにあった発着時間の設定等の今、要望をさらに行っているところであります。

9点目は、あじさい祭りの開催についてであります。

去る6月10日、北部対馬の活性化と特色ある地域づくりを推進していくため、佐護区及び実行委員会が主体となって開催されました。あいにくの強風によりまして、パラグライディング対馬大会は競技ができませんでしたが、シーランドステージを主会場にあじさい祭りが開催されました。アジサイが咲き誇るあじさいロードでは、約8,000株のアジサイに囲まれながら家族連れを中心にウォーキングを楽しみ、また、対州馬の乗馬体験、シーカヤック体験、地元特産品販売などが行われて終日多くの方々でにぎわいました。

最後に、消防でございますが、分団数の再編成についてであります。

平成16年3月1日、対馬市消防団発足時の分団数98個分団を2個分団廃止いたしまして96個分団に再編成いたしました。これは対馬市消防団の組織等に関する規則を一部改正いたしまして、平成19年4月1日から施行しているものであります。

厳原第12分団、第13分団及び第14分団、これは豆殿地区に3個分団ですが、これを2個分団に統合いたしまして、第14分団を廃止いたしました。

また、美津島第6分団、住吉は発足当時から団員数が2名から4名の状態、もう既に現在2名でございますので廃止をしようということになりまして、消防活動が困難と判断し、やむなく廃止することといたしました。したがって、住吉地区の受け持ち区域を美津島町第7分団、鴨居瀬が受け持つようになったわけでございます。

それから、もう一つは報告がございます。

海洋基本法が成立したこと。さらに、関連いたしますが、（ ）整備の長期計画が閣議決定をつい先般、されたところがあります。このことによりまして、海洋基本法の中の第26条に離島の振興というのがやっと明記をされることができまして、大変長い年月をかけたわけですが、今国会で海洋基本法の成立を見、先ほど申しました整備計画の閣議決定を見たということは、私ども離島にとって大変な画期的なことをごさいます、私どもが本当に長い年月をかけて努力したこと、また、皆さんの御支援があったことに衷心よりお礼と感謝を申し上げたいと思います。

それから、自衛隊等の誘致につきまして、これもぜひ、できれば——どんな形でやるかですが、いろんな話を今、進めておりますので、ぜひ議会の方もこの前も申したわけですが、考えていかなければと思います。今、実務的に——とにかく、1個連隊規模の自衛隊のこと、上、下、同じような形ができるように。それから、ヘリコプター部隊の創設と、それから海の、海上の方ですが、掃海艇の常駐と、こういったことを大体ベースに話をしつときておりますので、上の方の期成会もまだできるとか聞いておりますが、ぜひ、また議会の方でも委員長さん方あたりでもそういった活動ができるような体制を組んでいただければと思いますが。まだ、いまだにそういったことをごさいますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 以上で行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成19年第1回定例会において、会議規則第98条の規定により事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、5月11日に豊玉支所3階第2会議室において、全委員出席のもと今後の委員会の活動計画について協議を行い、6月5日と6日の2日間で教育行政の調査、研究として教育委員会との意見交換、行財政改革の調査、研究として公有財産の現地調査を行うことを決定しました。

初日の6月5日は全委員出席、市長部局より中島総務部長、平間総務課長、美津島支所の内田支所長を初め、関係職員の出席と、教育委員会より米田教育長、日高教育次長、近藤総務課長、倉田学校教育課長、國分生涯学習課長、小島文化財課長を初め、教育委員会職員の出席を求め、公有財産6カ所の現地調査と、上対馬支所3階大会議室において教育委員会との意見交換を行い

ました。

#### 1、「グリーンピアつしま」について。

敷地内に企業誘致によって福祉施設が建設される計画があるとのことですが、建設予定地が山裾の奥まった位置にあり、景観その他を考えると適地とは思えません。整備計画の変更が可能であれば、建設予定地の近くに景観のよい未利用地がありますので、一考の余地があるのではないかと考えられます。

#### 2、美津島支所庁舎について。

主要地方道の拡幅工事により、支所庁舎の一部が立ち退きとなることに伴い、老朽化の進んでいる支所庁舎と同じく消防署美津島出張所及び消防団の分団詰め所をあわせた形の庁舎が現庁舎裏手の駐車場スペースに建設されます。建設費は移転補償費の範囲内で賄えるとのことであります。

また、美津島町有線テレビへ連絡をとる際に、電話の場合は美津島支所を経由の取り次ぎと現在はなっていますが、知らない人は困惑をします。美津島町有線テレビ事務室に直通電話の設置とあわせて電話帳への掲載を要望いたします。

#### 3、久田幼稚園について。

プレハブの園舎は老朽化が著しく、幼児教育を行うには劣悪な施設環境であります。平成19年度に部分的に改修、エアコンの設置が予定されておりますが、一時的な応急措置に過ぎません。幼稚園は幼児に適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としており、その目的に沿えるよう早急な建設計画が必要であります。

#### 4、中対馬開発センターについて。

建物面積1,313.94平方メートルで2階スペース等に余裕がある施設なので、老朽化が進んでいる消防署佐賀出張所を組み込むなど、有効に活用していただきたいと思っております。

#### 5、旧志多賀小学校について。

廃校舎や休眠施設そのものの有効活用も重要であります。そのような施設に付帯している空調施設、遊具等の設備、備品で使用可能なものについては、各部署の横の連携を密にしながら、それらが不足している保育所、幼稚園等に転用し、経費の節減に努めていただきたいと思っております。

#### 6、旧上対馬町役場庁舎について。

旧庁舎は昭和41年に建築され40年が経過し、対馬市が誕生と同時に現上対馬支所に移転したため、現在は使用されていない廃屋であります。また、庁舎の側壁が剥がれ落ちるなど大変危険な状態でもあります。このような建物は立入禁止の張り紙等をしていても好奇心旺盛な子供たちにとっては格好の遊び場となります。事件、事故が発生してからでは取り返しがつきません。

また、この跡地に保育所、幼稚園の建設計画もあるようですので、市の財政が厳しい現状は十

分に理解しておりますが、平成20年度までに予算づけをして早急に解体するように委員会として強く要望しております。

#### 7、教育委員会との意見交換

(1) 小中学校の統合問題について。対馬市では過疎化、少子化が著しく進み、児童生徒数は過去5年の平均で年間135人ずつ減少しています。適正な学校規模として学級数の下限は1学年2学級以上の規模が望ましいそうですが、対馬市の場合は複式学級の解消を適正な学校規模の目標として、統合問題に取り組んでいるとのこと。特に、中学校については専門的な授業も多く、教員確保の面からも早急な取り組みが必要となります。

小中学校の統合については、対馬市小中学校適正配置第1次から第3次計画（短期・中期・長期）に基づいて進められていますが、地域や保護者の理解が得られれば前倒ししてでの統合も視野に入れているとのこと。子供たちが心身両面において安心して生活、学習ができることを第一に考え、統合問題に邁進していただくことを希望します。

(2) 対馬市が採用している教科書について。教科書は児童生徒が学習をする上で、重要な役割を果たしています。現在、対馬市が採用している教科書は、対馬地区教科用図書採択協議会で検討されており、長崎県下の他の市町が採用している教科書とほぼ相違ありません。子供たちが生まれながらに持っている能力は、みんな同じであります。これからも教科書を中心に指導者の創意工夫により学習を進めていただき、中央と地方に学力格差が生じないことを切望いたします。

(3) 給食センターの運営状況について。対馬市の学校給食の運営状況は、美津島地区の民間委託を除き、学校給食会へ委託されています。民間委託は全体業務ではなく、調理業務についてのみであり、行財政改革において民でできることは民で行う方向性が示されているため、従前どおり美津島地区については民間委託となっているとの説明でした。

食材については、対馬での栽培が容易な品目及び安定出荷ができる品目を選定し、農産物、海産物の地産地消を導入していますが、利用割合は県平均を下回っています。今後、関係機関、生産者と協議調整を重ねて利用率の向上を目指していくとのこと。

また、全国的に問題となっている給食費の未納について、文部科学省の実態調査によるとその原因の6割を保護者の責任感や規範意識の欠如が占めているとのこと、大変残念に感じます。少額ではありますが、対馬市も例外ではないので、給食費の未納をなくすよう関係者の努力に期待をいたします。

2日目の6月6日は全委員出席、市長部局より中島総務部長、平間総務課長、上対馬支所の梅野支所長、上県支所の武田支所長、峰支所の阿比留支所長、豊玉支所の松井支所長を初め関係職員の出席と、教育委員会より日高教育次長、國分生涯学習課長を初め教育委員会職員の出席を求め、公有財産7カ所の現地調査と、豊玉支所3階第1会議室において協議を行いました。

1、国民宿舎上対馬荘について。

上対馬荘は建物自体が老朽化し、国民宿舎の響きが古めかしいイメージがある中において、営業面では関係職員が鋭意努力されているようですが、現在の状態では集客の増加が見込みにくいと推察されます。建物の大規模な改修と温泉の引き込み、また国民宿舎上対馬荘のネーミングを一新するなど、対馬北部地域の活性化を図るためにも経営について抜本的な見直しが必要であります。

2、三宇田浜ホテル用地と3、情報プラザ用地について。

両用地とも広大な更地が放置されている状態であり、その価値を十分に十分に生かしきれていません。市長部局では公有財産利活用検討委員会の設置が予定されており、未利用財産の有効活用、売却、貸し付け等について検討されるようで今後期待されるところであります。

4、上県総合運動公園について。

公園内にある温水プールは燃料費がかさむ12月から3月までの4カ月間を休館とし、経費の節減に努めていくそうです。また、運動公園全体に設置されている街灯は防犯も兼ねて夜9時まで点灯しています。その街灯を必要な箇所だけを部分的に点灯させることは設計上困難とのことでありますが、余りにもこうこうとしているので、防犯対策として必要な部分は点灯しつつ、何らかの対策を講じて節電に努めてほしいと思います。

5、「シャインドームみね」について。

対馬の中央に位置し、近代的な設備を有する体育施設で年間開館日数約300日、年間利用者数も1万3,000人を超えています。また、運営についても経常経費の節減に努力されています。今後もスポーツの普及振興や市民の健康増進のため、多種多様な活用が期待されます。

6、対馬ファミリーパークについて。

建設当初はゴーカートを初め新たな遊具の設置により、平成15年度のピーク時には来客数も2万6,000人を超えていました。その後は年々減少し、平成18年度は1万3,000人程度となっています。

今後、指定管理者を指定して管理を任せる予定があるとの説明があり、子供たちが自然への理解を深め、市民が家族連れで触れ合いの持てる公園として再建を期待するところであります。

7、豊玉総合運動公園について。

運動公園にある体育館の管理、清掃の委託料が類似施設である「シャインドームみね」と比較して余りにも高額であり、委員会として運営コストの早急な見直しを強く要望しました。

また、市長部局においては限られた人材と財源の中で施設総体としてサービスの質の向上を図る目的で、対馬市行財政システム改革推進本部に下部組織として公共施設検討部会を設置し、公共施設の管理形態、使用料の見直し等を審議しているとのことです。



何はともあれ、今できることはすぐにも改善すべきだと思いますが、その行財政改革の一つとして公衆トイレの清掃委託料が減額され、それに伴い清掃回数を減らしているようですが、老人クラブや地域の方が謙虚な気持ちで日々きれいにトイレを清掃していた経緯があります。経費の節減も大切ではありますが、サービスが低下してはいけないものについては慎重に取り扱うべきとの意見もありましたので申し添えます。

2日間にわたり、13カ所の現地調査と教育委員会との意見交換を行いました。市長部局、教育委員会事務局の方々には当委員会の調査のため多くの資料の提出と貴重な時間を割いていただいたことに感謝申し上げます。

以上で総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 委員長にちょっとお伺いします。4ページの給食センター運営状況、これについての解釈とそれから内容について2点ほど。

学校給食会が対馬の支所5カ所、それから美津島が島外の民間（カケヤ）ということで業務が提携されているわけですが、この文書の内容では民間という解釈が美津島であって、学校給食会は民間ではないのかというふうな感じがするんですが、委員長はその辺はどのような解釈ですか。民間という解釈なんですけれども、学校給食会は私は島内の民間の団体というふうに解釈するわけですが、その辺が少し、そうではないんじゃないかというふうな書き方されておるといこととです。

それと、その下の方に給食費の未納が対馬も全国的に問題になっている中で例外ではない。この18年度の決算でどのぐらいの数字が上がっているか。

この2点ほど。給食の未納の問題が今、全国的にテレビで放映されております。対馬も例外ではないというふうなことが書かれています。それが18年度においてどういうふうな実態かということ、もし数字がわかっておられれば、この2点ほど説明していただいて、私の質問は終わります。

○議長（波田 政和君） 大部委員長。

○議員（14番 大部 初幸君） まず、第1点目の美津島のやつは民間という受け方を私たちはしているんです。調査した（ ）に。

それと、給食費の未納の金額は、数字的には今、調査内容ではここでは資料がありませんので、後で報告したいと思います。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 数字はいいんですが、学校給食会は島内5支所の業務提携というのが島内の民間団体というふうな解釈で間違っているのか。

私は民間団体という解釈しているんですが、委員長はそれは美津島が民間であって、ほかはそうでないというふうな解釈でしょうか。そこのところを。

○議長（波田 政和君） 大部委員長。

○議員（14番 大部 初幸君） はい、そのとおりです。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 参考に。せっかくですから、議会内で言いあってもいけません。教育委員会の考えをアドバイスいただけんでしょうか。基本的な民間委託であるのか、そうでないのか。そういう解釈を。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 委員長に1点だけお聞きしますが、2ページの3番の久田幼稚園についてであります。この旧巖原町の幼稚園につきましては、旧巖原町では（ ）のときに、久田の幼稚園、巖原幼稚園、北幼稚園の3幼稚園の統合ということが論じられまして、そういう方向で検討していただきたいという方向であったんですが、保護者等からいろいろ苦情が出て、どこに設置するかで非常に難航したことであります。

現在はどうも北幼稚園は民間経営というように19年度からかなったようではありますが、この久田幼稚園を改築するに当たり、巖原幼稚園も非常に古いわけですが、そういう統合というような話が教育委員会の方であつとるのかどうか。今後の方針として調査されておれば、その内容が知りたいものですから、その辺のところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 大部委員長。

○議員（14番 大部 初幸君） 幼稚園の合併というのは余り調査してないんです。

今回に関しては、どれだけの久田の幼稚園が余りにもひどいとかいう話があつたものですからそのようにしております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 委員長の報告のとおり久田幼稚園は非常にプレハブの園舎で、非常に厳しいような状況の幼稚園であることは十分私も認識しておるわけですが、それを新築を建てる方向性というのは旧巖原町のときからあつたんですが、その中で統合して1カ所にどこかまとめて建てるべきだというような方向性が旧巖原町のときには求められておつたというような

状況で、今、この委員長報告を読んでも、ただ、久田幼稚園の建設計画が必要であるという  
ような委員長の報告がありますが。その中で巖原幼稚園も含めて、北幼稚園は民間委託——民間  
にやったということでもありますので、その辺はどれも納得がいかないんですが。

そういう統合ということも、別々に建てるというような方向性は少し問題があって、やっぱり  
久田幼稚園と巖原幼稚園の統合ということで、どこか1カ所に建てるということがベターではな  
いかと私は認識しておるわけですが。その辺の委員長の報告では調査段階でそのへんの話はなか  
ったということではありますが。できうれば、久田単独で建てるという教育委員会の方向性なのか  
どうかというのは、ちょっと確認をしておきたいと思いますが、できれば委員長そういうことを  
してないようであれば、教育委員会の方から、理事者側の方からちょっと答弁を。できれば、あ  
るのかどうか、知らせてもらいたいと思いますが。

○議長（波田 政和君） 休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時49分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 委員長に7番の体育館の管理清掃、これが豊玉の総合運動公園  
の体育館の方がシャインドームと比較した場合にも高額であるということになっておりますが、  
その内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 大部委員長。

○議員（14番 大部 初幸君） 宮原議員の質問ですが、みねシャインドームは管理委託が1人  
でされておって、金額を言いますと234万2,000円、清掃費ワックスが47万2,000円、  
千単位で報告します。それが、豊玉総合公園の体育館は管理費が約倍で497万7,000円、  
清掃費も435万7,000円と10倍ぐらいの管理費委託になっているわけです。

それで、総務委員会といたしましては同じような建物でありながら、なぜこの差がつくかとい  
うことで指摘をしたわけでございます。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） その理由はわかるわけですか。なぜ、10倍違うということと、  
それとこの管理委託の場合の入札制度ですか、そういう部分はどういうふうになっているんです  
か。そこのところちょっと説明お願いします。

○議長（波田 政和君） 大部委員長。

○議員（14番 大部 初幸君） 確かに今言われるように経費がかかり過ぎている点が多く見つ

かったものですから、こういう指摘をしたわけですが、峰の方は先ほど言いますように管理が1人で管理し、自分でできる範囲のことは管理者がいろんな面でやっているから経費がこれだけ少なく管理が実際にできているわけです。豊玉の方はこれは業者にすべて任せてあって、ワックスから管理まですべて業者任せの経営方針になっています。

入札方式ですけれども、ここまで入札までですかね、入札方式は取ってあります、確かに。それ、たしか2社だったと思うんです。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 今後、そのところを委員会をよく調査されて、できましたらその管理費が低い金額でできるように、ひとつ委員会の方で努力していただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（波田 政和君） 大部委員長。

○議員（14番 大部 初幸君） はい、今、そういう質問のとおり、私たち総務委員会の中でも余りにも峰と豊玉の経費が余りにもかかりすぎるということで、執行者の方にもその分を強く要望しております。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時5分から。

午前10時54分休憩

.....  
午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

#### 日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成19年第1回定例会において、閉会中の所管に属する調査として議決を受けておりました当委員会の内容について、会議規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は5月11日、豊玉支所3階会議室において、兵頭副委員長は欠席でありましたが、委員会を開催し、今後の調査内容について協議いたしました。

当委員会の所管に属する市民生活部、福祉部、保健部に対し、社会福祉施設等にかかわる市の

直営の施設及び社会福祉法人に委託運営されている施設等の平成19年度における予算資料の提出及び各部の出席を求めて、それぞれの部から詳細な説明を受けてから、今後の調査内容を決定することで当日の委員会を閉会いたしました。

5月29日、豊玉支所3階会議室において、宮原五男委員欠席、阿比留光雄委員、上野洋次郎委員が遅刻でありましたが、説明員として市民生活部の斉藤部長、福祉部の勝見部長、永留次長、阿比留課長、保健部の山本部長、扇次長の出席を求め、委員会を開会し、それぞれの提出された資料をもとに説明を受けました。

まず、市民生活部長より対馬市一般廃棄物処理施設、し尿処理施設、斎場施設について提出された資料に基づき説明を受けた後、委員からは厳美清華苑の機械設備定期点検委託料が前年対比増額となっていること、中部クリーンセンターや北部衛生センター処理施設の管理委託料が厳美清華苑の委託料の10分の1であるが、その差は何であるのかとの意見が出され、市民生活部としては後日、具体的に表にして配付するとの説明を受けたところであります。

また、対馬クリーンセンターの焼却炉3基のうち1基は稼働していないとの意見も出され、この件についても後日説明するとのことでありました。

そして、斎場については行財政改革の一環として、将来対馬市内3カ所にとすることで検討されているとのことでありましたが、豊玉の斎場霊光苑については、施設も新しく住民の声も存続の要望もあっているとのことでありましたので、委員会としては慎重な対応を望むところであります。

現在の上対馬、上県の斎場が老朽化のため斎場建設計画があることから、地域的に考慮して場所の選定を十分協議して決定するよう要望し、また、市内の斎場に対する各施設の比較ができる具体的なわかりやすい資料の提出を再度求めたところであります。

次に、福祉部長より提出された資料について説明を受けましたが、社会福祉法人に対し、国費、県費、市の補助金を出されている団体等の細部にわたる具体的な資料の再提出を求めたところあります。

最後に保健部長より提出資料について説明を受け、佐須奈・仁田診療所の医師確保について最善を尽くすよう要望するとともに、対馬市の3カ所に保健師を配置していることについて、出勤場所から業務する場所へ移動しなければならない現状を考えかたときに、距離のことも考慮した場合、旧町の施設での有効利用すべきとの見直しも必要ではないかと要望いたしました。

また、介護保険特別会計に伴う給付にかかわる社会福祉法人等の明細一覧の再提出を求めたところあります。

なお、所管の各部へ具体的な補助金等の数字が確認できるような明細資料を6月15日、本定例会の開会時まで提出を求めるよう全会一致で決定をいたしました。

今回の当委員会の調査、研究は、日程的にも調整が取れず、不十分であり、今後は提出を求めた資料をもとに、現地調査も含め、近日中に所管事務調査の内容を決定することで委員会を閉会したところであります。

以上で厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） ちょっと委員長へお尋ねいたします。

佐須奈・仁田地区の診療所の医師確保は3月定例会でしたか、インターネット等によって医師の募集をしておると、こういう説明もあったようにありますけど、現況はどういうふうになっておったか、話があつておればお聞かせ願いたい。

○議長（波田 政和君） 初村委員長。

○議員（7番 初村 久藏君） その件につきましてもいろいろ部長の方から説明を受けまして、仁田診療所については何か医師が福岡の方に——今、折衝をしているというふうな状況で聞いております。佐須奈についても、今のところは具体的には聞いておりませんが、今後確保に向けて頑張っているようなことでございます。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 仁田は吉田先生が1週間に何回だったか、長崎から来られて診療されておるような状況は確保できておるのでしょうか。

そして、もう一つ、佐須奈の方は上対馬病院から出張診療か何か、そういう話でしたが、それはどういうふうになってますか。

○議長（波田 政和君） 初村委員長。

○議員（7番 初村 久藏君） 今のところ、仁田は週に3回ぐらい診療があつておるもようであります。佐須奈もそのくらいだった……。そこまでちょっと具体的にまだしておりませんので。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前11時14分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 1点だけお尋ねいたしますが。

この委員長報告の中で、最後の方になりますが対馬市の3カ所に保健師を配置していることについてであります。出勤場所から業務する場所へ移動しなければならない現状を考えたときに距離のことも考慮した場合、旧町の施設での有効利用すべきとの見直しも必要ではないかと要望

いたしました。こう報告がされましたが、その理由をもう少し詳しくその辺のところを、どうしてそうなったのかというところをお知らせ願えればと思いますが。

○議長（波田 政和君） 初村委員長。

○議員（7番 初村 久藏君） その件につきましては、いろいろ意見も出まして、旧町の施設等がまだ新しいのに、今、遊んでいるような状況であるということでもあります。今後の調査課題として、今後、いろいろそういうところは調査したいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 今後、調査するという報告ならいいんですが、要望いたしました、こうなるとるもんですから、要望したということは結論を出したということですから、その内容をどういう理由でそうなったのかというのをもう少し教えてもらわないと、なかなか理解ができないところであるんですが、よろしくお願いします。

○議長（波田 政和君） 初村委員長。

○議員（7番 初村 久藏君） 要望が決定したというようなことではございません。まだ、今から資料等を提出を求めて、その点についても研究するというところでございますので、そこらちょっと書き違いか、判断の違いだと思います。

その件については今後とも調査をするということでございますので……。

○議員（22番 桐谷 正義君） はい、わかりました。

○議長（波田 政和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7. イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第7、イノシシ等被害対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

イノシシ等被害対策特別委員長の報告を求めます。小西委員長。

○議員（2番 小西 明範君） イノシシ等被害対策特別委員会調査報告をいたします。

本特別委員会の調査状況を会議規則第103条の規定により、下記のとおり御報告いたします。

当委員会は5月8日火曜日及び9日水曜日の2日間開催いたしました。第1日目の8日は、全委員並びに農林水産部長ほか8名の関係職員の出席をいただき、これまで被害状況等の調査を実施していなかった上県町及び上対馬町の2町において被害防除対策も含め、調査を実施いたしま

した。

まず、上県町田の浜地区においては、現在、大がかりな土地改良工事が実施されている関係で、イノシシの出没がなく、被害は発生していないが、工事に着工する前は多くの水稻が被害に遭ったことの説明がありました。したがって、今後の被害対策として工事が終われば、金網フェンスを張り、被害防除に取り組むことが決定しております。19年度においては、部分的に2,000メートルのフェンス設置が実施されるとのことです。

なお、当地区においてはツシヤマネコの生息が確認され、保護活動が積極的に展開されており、その観点からもヤマネコの生態系に影響を及ぼさない被害防除対策を考える必要があると思われれます。

昼食後は上対馬町豊地区の被害状況について調査をいたしました。当地区は上対馬町では一番早くイノシシ被害が確認された地区ですが、現在は幾らかの被害は発生しているものの、以前と比較して被害は減少している傾向にある説明を受けております。

次に、舟志地区ですが、当地区は頻繁にイノシシ被害が発生し、早急な防護対策を迫られておりましたが、本年度において2,700メートルの防護柵設置が計画され、全体計画が完了することです。

また、琴地区においても1,400メートルの防護柵設置が計画されており、防除効果が待たれるところであります。

第1日目は午後4時30分に豊玉支所に帰庁し、調査を終了いたしました。

第2日目は、豊玉支所会議室において委員会を開催いたしました。

まず、本年度より向こう5年間で実施する第10次鳥獣保護計画の概要説明を担当職員より受け、従前の保護計画からの改正点について説明がありました。

その説明によると、自己農地等における鳥獣捕獲基準が緩和され、捕獲範囲がより拡大されたこと。さらに、休猟区においては特例休猟区を設置し、狩猟期間中の特定鳥獣、イノシシ、シカの捕獲が可能になり、有害鳥獣の駆除効果がさらに期待できることとなっております。

また、前回の委員長報告で指摘しておりました計画的な防護柵の普及及び捕獲補助金の見直し等についても改善がなされ、なおかつ、農業従事者等の意向を盛り込み、有害鳥獣防除施設設置計画が作成され、年次的な事業の展開が実施されるものと思われれます。本年度においては、防鹿ネット、金網フェンス、電気柵等で3万4,830メートルの設置が計画しているところであります。

その後、概要説明等に対する質疑を行い、午前11時30分に委員会を終了いたしました。

今後においては、ふえ続ける捕獲頭数を考えると、捕獲補助金も当然膨らむことが見込まれます。したがって、有害鳥獣駆除については、長期的な視点に立った改革が必要であろうと思われ



ます。捕獲鳥獣の食肉化及び加工食品化に向けた取り組み方について、さらに調査を継続することとし、委員長報告といたします。どうぞよろしく願います。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8. 議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（波田 政和君） 日程第8、議員定数調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

議員定数調査特別委員長の報告を求めます。13番、小川委員長。

○議員（13番 小川 廣康君） 議員定数調査特別委員会の調査報告を申し上げます。

平成19年第1回定例会において承認いただきました議員定数調査特別委員会の調査研究の経過を、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は5月11日に大浦孝司委員は欠席でありましたが、豊玉支所3階第1会議室において開催をいたしました。

調査内容は、当委員会の今後の調査研究の進め方等について協議をいたしました。次回委員会開催までに県内を含め、類似議会の議員定数等、特に合併市議会等について資料を収集し、地域性を考慮しながら調査研究を進めることとし、次回を7月上旬に開催することを確認し、当日は閉会をいたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### 日程第9. 陳情第1号

○議長（波田 政和君） 日程第9、陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情についてを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 産業建設常任委員会審査報告をいたします。

平成19年第1回対馬市議会定例会において会議規則第37条の規定により、当委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました、陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情について、審査の経過及び結果を同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は5月11日、豊玉支所3階会議室において全委員出席のもと、委員会を開催し、審議いたしました。

当委員会では、前産業建設常任委員会において審査された内容の確認と、市、県との基本的な考え方や現状の対策について協議が必要とのことから、委員会としては今後、長崎県対馬地方局農林水産部を訪ねて指導を仰ぐことと決定をし、会議を閉じました。

6月5日、対馬市役所1階会議室において全委員が出席し、市長部局より農林水産部の小島部長、尾場瀬課長の出席を求め、委員会を開き、対馬地方局での質問内容を確認して、対馬地方局に出向き、対馬地方局別館4階会議室において対馬地方局の秋永農林水産部長、岡田水産課長、宮崎係長に出席をいただき、陳情内容について指導を仰ぎました。

陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情については、市の条例制定を要望されていることであり、地方局としてはいろいろとコメントできる立場ではないということでした。しかし、現状は遊漁船組合や漁業関係者、また、市当局からも十分実情を聞いており、対馬地方局としても理解をし、重要な問題として受けとめている。長崎県本庁にも報告をし、法律に基づく取り締まりの強化を国、水産庁へ強く要望しているところであるということでした。

本委員会としても、さらなる強力な取り締まりを長崎県本庁及び水産庁へお願いしていただくことを強く要望して市役所会議室に戻り、委員会を再開し、対馬地方局から説明を受けた内容を参考に慎重に審査いたしました。

前産業建設常任委員会においても幾度も審査され、現状では条例制定は困難ではないかという審査内容や、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する条例を制定できるかという、長崎県町村会法規室への紹介内容の回答においても一般に夜釣りは国民のレジャーの一環として行われているものと考えられますので、憲法で保障された自由権を禁止することは不可能ではないかということ、外国人に限定して権利を制限することはできないとの回答でありました。

また、国際犯罪を防止することは国の事務と考えられ、地方公共団体の事務と考えることは困難であるとのことであります。

この回答を受け、市の見解としても外国人に特定した条例の制定は難しいとのことであります。

以上の状況から見て、陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情については、当委員会全員一致で不採択と決定いたしました。

しかしながら、このような深刻な状況において、今回の陳情の趣旨は十分理解できることであります。国際交流の中、遊漁船組合や対馬漁民が大きな迷惑を受けないように、対馬市議会としてもこの陳情書に示されている内容を考慮して、国、県に対して意見書の提出をしたらどうかと

いう、本委員会としての結論づけをいたしたところであります。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 1、2点、委員長にお尋ねします。

この夜釣りということだけじゃなくて、本来は夜釣りの中でオキアミ等を使って、まきえを使って魚を釣るという特殊な——特殊といいますか、そういう場合のことが非常にすべて根こそぎ取ってしまうということから、そういう遊漁船の組合あるいは漁業の関係者からの要望として事が行政側に何とか対策を講じてほしい、こういうことからこのことは来たと聞いております。

その中で現状が非常に秩序を乱したことがあっておる。そういう場合の取り締まり、現状では、まだ、そういう具体的なことはありませんが、どの機関が問題等がそういうふうなオキアミを使って釣りをする。あるいは漁場のアワビ、サザエ、ついでにそういうふうな漁場権の問題を犯した場合の取り締まり、これは具体的にだれが、どの機関がするのか。その辺のことがこの中で十分、話し合いの中で見られません。委員長としてはその辺の詰めといいますか、国の機関あるいはいろんな機関の中でそういう検討をされたのか。ちょっとその辺を報告願います。

○議長（波田 政和君） 三山委員長。

○議員（5番 三山 幸男君） 本陳情は、条例の制定を求める陳情であり、取り締まりについてのことではありませんでしたので、条例が制定できるか否かを私ども検討いたしましたので、取り締まりについては審査いたしておりません。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 条例を制定すれば取り締まるという行為が出てくるから言いよるわけであって、市町村がそれを行動するということには限界があることはもう十分わかっておりますが。しかし、その窓口として国の機関、例えば海上保安庁あるいは警察、いろいろおかしなことがあった場合のいわゆる連携して事を進めるということになれば、その機関が私は上がってくると思うんですが、そこらの詰めというのがあって初めていろんな事情で限界がございますと、無理ですということになれば私も条例化については無理かもしれませんが、いや、お互いの今の問題として一緒に取り組んでみましようというふうな方向であれば、私はまた、このことが考え方が変わると思うんですが、その辺に行動がなかったような気がします。

委員長、その辺が条例制定するということが具体的に対応するという意味ですから、それは市には限界があります。しかし、連携を取るということがあったと思いますが、その辺の広範囲な判断というのが私はやや欠けたと思います。いかがでしょうか。

○議長（波田 政和君） 三山委員長。

○議員（5番 三山 幸男君） 地方局で指導を仰いだときに、地方局としては本庁に報告をして、国、水産庁に対して取り締まりの強化を訴えるということでした。

私も私なりに前委員会の審査内容を見た中で、海上保安部が当然取り締まることになると思いますけれども、海上保安部にいたしましても、水産庁の指導、指示がなければ取り締まることできないというようなことも伺っております。

大浦議員の質問には十分答えることができませんと思いますけれども、私どもは県に対して、国に強力な取り締まりの強化をお願いするということでは、現状としてはできなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 最後です。委員長、それ以上、私も責めてもいかんと思っておりますので、この辺で整理しますが。

ただ、海上保安庁は自治体の意向があれば、当然受けて立つような話が一昨年、2年前、私この問題で海上保安庁に漁民の声としてこれが上がっておるが、どう対応できるかというふうなことを言ったことがあります。これはお互いに連携してやっていくことで理解しておるような発言を当時の課長さんがされました。だから、私はそういうふうなことを力を借りながら回避するんじゃないかと、漁民とそういう陳情者の皆さんが泣いているんだから、何とかつなぐ方向で私はひっかけてほしかったという気が少しございまして、その辺の範囲の判断がもう少し連携をやってよかったんじゃないか、検討してもよかったんじゃないかというふうなことがございました。

委員長、それであなたの方に対してこれで終わります。一応、そういう思いでございます。以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） この問題は全島にとって大きな問題だと思うわけです。韓国との交流については私は基本的には進めるべきだという立場であります。ところが、一番問題になっているのは、今回の陳情にあるような問題あるいはマナーの問題といろいろありますが、これをやっぱりきれいな姿にして、そして本当の友好親善を進めていくべきだ。特に観光を立市の中心に置いている対馬市としては、特にそれが必要だと思うんです。

もう、こういう問題が市議会として意見書を採択して国に上げるということもひとつの方法でありますけれども、やはり市独自で条例を制定するというのはまた、別な意味があると思うんです。ところが今、問題は夜間操業については法的に問題がある、禁止については法的に問題があるということですので、その陳情者の意見をよく聞かれて、禁止条例は法的に問題がある。じゃあ、どういう方法があるだろうかということで、条例の内容はいろいろ方法はあるわけでありまして、やはり条例制定については私は前向きに考えるべきであると思っておりますが、そういう論議

はされなかったんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 三山委員長。

○議員（5番 三山 幸男君） ただいまの質問ですけれども、条例を制定した場合、当然取り締まる立場が必要ですので、そのことを——例えば、市当局にお尋ねしても、今の現状ではとても対応は無理だということですし、前向き——例えば、陳情者の意向は私ども十分わかってるつもりですし、前委員会にしてみても幾度となく審査をされ、困難だということは認識されてもそれを継続審査等にもっていった、その実情。で、現状として私どもができる範囲で市議会として議決をして、国、県に対して意見書を提出をして取り締まりの強化を図っていただく。これが最前線——私どもの委員会としては、これが一番の解決策ではなかろうかということで、全員一致でそういうふうに決定をさせていただいております。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 市が取り締まりできないというのは、これは当然であります。しかし、不当なまきをしてはいけないとか、そういうことは、そしてマナーを守らにやいかんというのは条例で対応できるわけです。そして、こういう場合については海上保安庁に通報するか、そういうことをもろもろのことを市としてそういう方針を出すということは一步前進じゃないかと思うんですね。そういう姿をやっぱり漁業者の皆さんとか、一般市民の皆さんに対して訴えていく。そして、一緒になって監視をしていく。これは別に法令違反でも何でもありませんので、条例はそういうふうな幅があるわけですから、そういうことをぜひ考えてほしかったなあというのが私の意見であります。

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。

午前11時45分休憩

.....  
午前11時47分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号、対馬沿岸および浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをする事を禁止する陳情についてを採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第1号を不採択にすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で、午前中の審議を終わりたいと思います。昼食休憩します。開会は13時から。よろしくをお願いします。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

#### 日程第10. 報告第1号

○議長（波田 政和君） 日程第10、報告第1号、平成18年度対馬市一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました報告第1号、平成18年度対馬市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

本案につきましては、平成17年度から19年度までの3カ年の継続事業といたしまして、議決をいただきました市道板糸瀬線道路改良事業のトンネル工事の継続費につきまして、別紙平成18年度対馬市一般会計継続費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しをするものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号を終わります。

#### 日程第11. 報告第2号

#### 日程第12. 報告第3号

○議長（波田 政和君） 日程第11、報告第2号、平成18年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第12、報告第3号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの2件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました報告第2号、平成18年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は平成18年度中に一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました41件の事業について、別紙平成18年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しをするものでございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決いただきました範囲内で繰り越しをいたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

○水道局長（齋藤 清榮君） ただいま議案となりました報告第3号について御説明させていただきます。

報告第3号、平成18年度対馬市簡易水道事業特別会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告を行うものであります。

次ページをお願いします。

平成18年度対馬市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書1款簡易水道費、2項水道建設費、繰り越しました事業は美津島地区の洲藻川転倒堰水密ゴム取りかえ工事の1件の繰り越し事業で、さきの3月議会で議決をいただきました範囲内の498万7,500円の繰越額でございます。

充当する財源は繰り越し計算書財源内訳欄のとおりでございます。

なお、取りかえ工事は4月27日で終了し、満水、漏水の期間確認を置き、6月1日に竣工検査を実施いたしております。

以上、簡単でございますが、報告第3号の説明を終わります。よろしく御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号から報告第3号までを終わります。

---

### 日程第13. 承認第31号

○議長（波田 政和君） 日程第13、承認第31号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました承認第31号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を、去る4月27日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、市道仁田ダム線の災害査定を受けるための測量調査、設計管理委託料等を増額いたしております。本路線は平成18年度災害復旧事業の繰り越し工事の施工中に崩落が発生し、地すべりの危険性があるため、県、国土交通省と事前協議をした結果、地すべりで災害査定を受けるよう指示があったところでございます。

災害査定を受けるために測量、地質調査、詳細設計等に急を要しますので専決処分をしたものでございます。

1ページをお願いいたします。平成19年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,950万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億8,950万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容について主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますけれども、8ページをお願いいたします。

10款地方交付税1項地方交付税は普通交付税を1,950万円増額いたしております。

次に、歳出でございますけれども、10ページをお願いいたします。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費に測量調査設計管理委託料及び事務費を1,950万円増額いたしております。

簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御承認くださるようお願い申し上げます。



○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） これ、仁田ダムの災害の分でしょ。ダムのところの。この入札をされた後にこの災害が起こるとでしょ。その入札があった後に災害が起こって、再度測量したとですかね。それで、災害の査定までいって、あとの入札はどういうふうになっとつとですか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） おっしゃるように仁田ダムの向こう側の道路で昨年の9月に道路沿いの既設のり面が崩落をいたして、昨年の災害査定で採択を受けて年度末に入札をして工事にかかっております。工事にかかった段階でそのり面が崩落をした上に大きな亀裂があるということが判明いたしましたので、今回このような専決で調査費についてお願いをしているところです。この後は、また補正では工事について、また、お願いをしておりますが、この工事につきましては、9月ごろの査定で決定をするというようなことになっております。3月に入札や災害復旧工事につきましては、現在工事中止をかけて次の災害査定で設計概要が決定すれば、その時点——それ前に決定すれば精算をしていくという形になります。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） そしたら、今度、災害が追加——新規になるとですか、その分は。今の、現在の入札単価は幾らぐらいになっとつとですか。

そして、今度査定しまして測量査定されて、どういうふうな継続に持っていくとですか。新規の再入札ですか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） 現在、契約している分は工事既成部分の精算という形で終わる。次の分は別途工事、別の事業。そういうことでございます。

○議員（11番 宮原 五男君） はい。わかりました。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第31号、専決処分の承認を求めることについて（平成19年度対馬市一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第31号は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第14. 承認第32号

○議長（波田 政和君） 日程第14、承認第32号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 承認第32号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその概要を御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、平成19年度の国民健康保険税の算定の基礎数値となります被保険者の前年中の所得額及び固定資産税額が確定いたしましたので、国民健康保険税の税率を改正するものでございます。

なお、対馬市におきましては国民健康保険税の本算定時を6月1日といたしておりますので、本条例につきまして同日から施行する必要があるとございます。よって、平成19年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、その承認をお願いするものでございます。

また、税率の決定に当たりましては、5月28日に開催されました対馬市国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、原案のとおり決定することで答申をいただいております。

次に、改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、国民健康保険税でございますが、今年度医療給付費の見込み額が12億7,742万6,000円であり、これをもとにそれぞれの割合により算出したものであります。

まず、応能割でございますが、第3条第1項の所得割額を現行の「100分の8.8%」を「100分の10.3%」に、第4条の資産割額でございますが、「100分の27」を「30」に。次に応益割でございますが、第5条の均等割額、これは被保険者1人につき「3万円」、これを「3万1,500円」に。第5条の2の世帯別、これ平等割額でございますが、「3万円」から「3万2,000円」にそれぞれ改めるものでございます。

増額の主な理由といたしましては、約700人程度の被保険者数の減少と、11億7,000万円程度の総所得の減によるものであります。

次に、40歳以上64歳以下の被保険者の方に納めていただく介護保険につきましては、介護納付金算定見込み額が1億4,231万3,000円であり、前年度に比べまして若干の減少が見込まれております。よって、本年度は次の課税区分について率の引き下げを行うものであります。

第6条の所得割の現行の「100分の2.2」から0.2%引き下げ、「100分の2.0」。

第7条の均等割を1人につき「1万1,000円」から「9,500円」にそれぞれ引き下げるものであります。

なお、第7条の2平等割1世帯あたり8,000円は現行のまま据え置きといたしております。

国保税と同様に被保険者数、総所得額はそれぞれ減少いたしておりますが、率の引き下げ理由といたしましては、必要額の見込み額が減少したことによるものであります。

第13条は国民健康保険税の減額規定の改正でございますが、これは世帯の総所得に応じて均等割額、平等割額をそれぞれ世帯人数と総所得金額により判定し、一定の所得以下の世帯について軽減をするものでございます。減額割合は7割軽減、5割軽減、2割軽減であります。今回改正の均等割額、平等割額によりそれぞれ軽減額を算出、改正するものであります。

以上で、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由及び概要の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第32号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、承認第32号は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第15. 議案第46号

○議長（波田 政和君） 日程第15、議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま議題となりました議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、美津島支所移転補償費等の増額、財政調整基金繰入金の減額及び斎場建設事業費の増額、道路災害復旧事業費の増額等が主な内容でございます。

1ページをお願いいたします。平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億2,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとに金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

第2条、地方債の補正は、地方債の追加及び変更、6ページから7ページにかけての「第2表 地方債補正」によることを定めるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入であります。12ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金1項分担金は、漁港整備事業分担金を3万7,000円減額いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、道路災害復旧事業負担金を1億6,000万増額いたしております。2項国庫補助金は542万5,000円を増額いたしております。漁港整備事業補助金等の水産業費補助金の増額が主なものでございます。

15款県支出金2項県補助金は、217万4,000円を増額いたしております。2目民生費県補助金、放課後児童健全育成事業補助金の増額が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

18款繰入金2項基金繰入金、財政調整基金繰入金を3,100万減額いたしております。

20款諸収入5項雑入は、8,543万8,000円を増額いたしております。美津島支所等移転補償費、合併市町村資源活用事業補助金の増額が主なものでございます。

21款市債1項市債は、事業費の変更による地方債の変更及び災害復旧事業債の追加により9,850万円を増額いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費は、2,005万3,000円を増額いたしております。5目財産管理費15節工事請負費の美津島支所の庁舎等改修工事費の増額が主なものでございます。4項選挙費は440万2,000円を増額いたしております。選挙委託金の国費、県費の返還金と選挙事務費の組み替えを行っております。

20ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費は270万2,000円を減額いたしております。4目国民健康保険費の国民健康保険特別会計繰出金の減額が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

2項児童福祉費は放課後児童健全育成事業費に伴う施設改修費及び事業委託料等540万円を増額いたしております。3項生活保護費は、18年度国費の精算返還金など1,316万5,000円を増額いたしております。

4款衛生費1項保健衛生費は5,788万7,000円を増額いたしております。

24ページをお願いいたします。

4目診療諸費は佐須奈診療所及び仁田診療所運営費を減額し、8目斎場建設費は北部の斎場建設に伴う建物実施設計委託料、取り付け道工事費等の増額が主なものでございます。

6款農林水産業費は、1項農業費志多留地区集会施設改修工事150万円を増額いたしております。3項水産業費は972万8,000円を増額いたしております。

26ページをお願いいたします。

漁港漁場の事業内容及び事業費等の変更により、4目漁港建設費で2,972万8,000円を増額し、5目漁場建設費は2,000万円を減額いたしております。

8款土木費1項土木管理費は、舟志地区の残土処分場整備工事費200万円を増額いたしております。

28ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費は仁田ダム線、災害防除工事費の減額及び事業内容の変更により、1,499万5,000円を減額いたしております。3項河川費は河川の維持補修工事費を200万円増額いたしております。

30ページをお願いいたします。

4項港湾費は1,725万4,000円を増額いたしております。動物検疫実施のための厳原港、比田勝港の国際ターミナル及び旅客ターミナルビルの設計委託料と改修工事費を増額いたしております。

10款教育費5項社会教育費は、陶山訥庵先生生誕350年祭事業補助金500万円を増額いたしております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費は仁田ダム線道路災害復旧事業にかかる工事費及び事務費等1億9,964万2,000円を増額いたしております。

34ページから37ページにつきましては補正予算給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 21ページをお願いいたします。長崎県議会議員選挙費であり

ますけれども、ほとんどの節で減額になっておりますが、需用費の中の消耗品費だけがふえています。そして、結局全体としてはプラスマイナスゼロで変わりありませんけれども、それはどういふぐあいであらうなふうなことになったのでしょうか。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 4月8日執行の県会議員選挙費の経費でございますが、まだ、交付金の決定がございません。それで執行しました経費につきまして、精算事務の完了ということで、これは最終的に11節の需用費の方に組み替えておりますけれども、県費減額ということで最終的になろうかと思えます。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） まさか裏金の問題とは関係ないだろうと思ったからですね。そのようなことがないようにしていただきたいと思えます。

もう一点、31ページであります。訥庵先生の生誕350年事業でありますけれども、その事業の内容について説明をしてください。

○議長（波田 政和君） 教育次長、日高一夫君。

○教育次長（日高 一夫君） 陶山訥庵先生生誕350年事業ですが、歳入につきましては15ページの合併市町村資源活用事業補助金500万円、歳出が31ページの500万円となっております。

本事業につきましては、市町村合併により地域の歴史を伝統文化等への愛着が薄れ、地域の連帯感がなくなることなど、危惧されている状況の中で対馬聖人陶山訥庵先生350年を機に、陶山訥庵にまつわるさまざまな歴史検証事業を市内全域に拡大して開催することにより、対馬の歴史を再確認し、まちづくりの意識向上並びに青少年の郷土への愛着心を育てる。また、合併後の市民交流による対馬市民の一体感の醸成を図り、本事業を島内外へ広く情報発信し、交流人口拡大による地域の活性化を図るものであります。

内容といたしましては、11月10日、11日、会場は対馬交流センターでございますが、記念式典、基調講演、また、農業祭、市内史跡巡り等を行うものでございます。

また、10月16日から12月9日にかけて陶山訥庵先生の史料展を開催するものであります。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） 同じく31ページの厳原港の国際ターミナルと旅客ターミナル改修工事がいずれも入っております。どういった中身を扱われるのか、説明をお願いします。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） 厳原港とそれから比田勝港のターミナルの改修の御質問でございます。

すが、両ターミナルとも動物検疫所設置に伴う改修工事、それと空調関係あるいは電気関係の工事等、空調関係は厳原港でございますが、故障が起きておりますのでこれを改修しようというものでございます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） それで大体わかりますが、前にも一般質問した方がおられましたけれども、駐車場の整備です。なかなか予算がついてきません。行政の方においてはこれは全く進めてないのかどうか。何か考えがあれば説明を願います。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） 駐車場につきましては、御指摘のとおり一般質問等ございました。昨年、18年度末でございましたが、第4駐車場を整備をして設置をいたしております。42台分が駐車可能ということになっております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 25ページの斎場建設工事についてお尋ねいたしますが。これは旧上県町、上対馬町の斎場を1カ所にするということだろうと思うんですが、そうなりますと峰町の佐賀にあるというんですか、それとの距離感ということで、上県町、上対馬町にあっても峰が近い斎場等が生じるんじゃないかと思う。その辺の旧町じゃなくして斎場に対する距離感の問題があつて、どこの斎場に行くかというところまでそういう区分けを大体してあるのかどうか。上県町、上対馬町は自由にどこでもいい、近いところならいいということで建ててあるのか。そういう人口の区分け等はどのようなふうにして建築工事を進めようとしておるのか。もし、そういうところまで考えておられるようにあつたら、ちょっと考え方をお知らせ願いたいと思います。

以上。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） ただいまの御質問でございますが、現在の峰、豊玉にあるこの斎場の使用につきましては、ほとんど峰の場合は上対馬、上県の近隣の集落、地区といたしますか、そこからの方々も今は結構利用されております。特に、東海岸の方につきましては道路もよくなりまして、上対馬の東海岸の方の集落の方はかなり使用されてあるというように聞いております。

それと、豊玉の斎場につきましては豊玉の地区がほとんどだろうと思いますけれども、今度計画しております上の斎場につきましては、場所は佐須奈の方に——これは旧北部衛生の方で以前から検討されまして、場所はもう選定をされております。そこを一応予定地として進めておりますけれども、そこにつきましてもこれは北部のその近くの方々はほとんどそこを使われると思

ますけれども、また、従来使ってある上対馬、上県の峰に近い地区の方々には峰を使われる可能性も強いんじゃないか、高いんじゃないかというように思います。

そういうことで分けといたしまして、市はどの斎場でも近くを利用できれば、どこからどこまでがこの斎場の区域というような線引きは今のところ設けてないし、そのことは設ける必要ないかなというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） 今の回答から言いますと、今度新しく佐須奈地区ですか、できるとなりますと、例えば上県では仁田周辺ですか。その辺の人とか、あるいは上対馬にすると小鹿とか琴とかそのようになると思うんですが、あくまでも本人たちの自由意志で、選択の自由で、近い方で結構ですよというような柔軟な対応で対応したいということを理解しておけばいいということですか。

はい、わかりました。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 22ページ、関連で保健部長にお尋ねをしたいと思います。

今、連日、介護保険サービス事業でコムスンという会社が話題になっていると伺いますか、ニュースで毎日報道されているわけですが、コムスンに関する施設というのは対馬市に現在あるのか、ないのか、教えていただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） お答えいたします。株式会社コムスンにつきましては、対馬市には訪問介護と居宅介護支援の施設がございます。

コムスンの方からは現在、コムスンを利用されてあります方は5名ございます。訪問介護に3名、それから介護予防の方で2名です。この方については、この6月末までに新たな事業所の方に移行するというので、会社の方からそういった届出があっております。

先月の5月18日に県の方が監査した結果でございますが、対馬市におきましては、コムスンに対しましては不正はあつてなかったという報告を受けております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 利用者がいらっしゃるということですので、利用者が介護サービスを受けられないようなことはないと思いますけれども、利用者には万全の体制でサービスを提供してくれる、そういう施設に移管していただきたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

日程第16. 議案第47号

日程第17. 議案第48号

日程第18. 議案第49号

○議長（波田 政和君） 日程第16、議案第47号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から、日程第18、議案第49号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） ただいま一括して議題となりました3件の議案のうち保健部所管の議案第47号と議案第48号の2件について御説明申し上げます。

まず、議案第47号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は上県町の仁田診療所及び鹿見、伊奈出張診療所を吉田医師が、また、佐須奈診療所を佐護出張診療所を豊田医師が公設民営で運営をされておりましたが、平成19年3月末日をもって退職されました。地域の皆様には大変御不便、御心配をおかけしておるところでございますが、現在、後任の医師確保のため県の離島へき地医療支援センター及びインターネット等を通じ、常勤の医師募集を行っているところでありますが、離島医療への医師確保は非常に厳しい現状にあります。

現在は、仁田、鹿見、伊奈診療所につきましては、吉田医師にお願いし、水・木・金の週3回、出張診療をお願いしているところであります。また、佐須奈・佐護診療所は上対馬病院から金曜と木曜、週2回の出張診療をお願いし、地域医療を確保しているところであります。仁田診療所につきましては福岡で開業をしてありました先生が専門は内科、消化器外科、それから整形外科でございますが、7月から赴任いただく予定で現在、準備をいたしております。仁田診療所に常駐し、鹿見、伊奈診療所に出張診療をしていただきますと、これまでの診療体制を確立することができます。

また、佐須奈診療所につきましては、引き続き県の離島医療支援センターと連携をとりながら、医師確保に努めてまいりたいと思っております。

今回の補正は、仁田、鹿見、伊奈、佐須奈、佐護の5診療所を直営診療所として運営するため、診療所特別会計に計上し、必要な歳入歳出予算措置を行うものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第

1号) について御説明申し上げます。

第1条第1項、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8,103万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,885万4,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

1款診療収入1項外来収入の1目国民健康保険診療報酬収入2,556万円、2目社会保険診療報酬収入828万5,000円、3目老人保健診療報酬収入3,464万4,000円、4目一部負担金収入1,170万円、5目その他の診療報酬収入72万円をあわせまして外来診療収入8,090万9,000円増額計上するものであります。

2款使用料及び手数料1項手数料1目医業手数料12万6,000円は診断書等の手数料であります。

続きまして、歳出について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費で4,413万5,000円、2款医療費1項医療費で3,690万円を増額計上するものであります。これは医師報償費及び出張診療の委託料並びに医薬材料費等5診療所の運営費を計上するものであります。

以上で、議案第47号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第48号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

第1条第1項で、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ586万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億783万7,000円と定めるものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

本案は高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、平成20年度より始まります特定健康診査に対応します電算システムの改修委託料を、当初単独で一般会計で予算計上いたしておりましたが、今回、特別調整交付金として県より内示を受けましたので、国保会計への組み替えとあわせまして特定健診の準備に必要となります経費を計上させていただいたものでございます。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

5款県支出金2項県補助金1目県財政調整基金では、922万2,000円の増で、9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金では335万4,000円の減といたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費では、特定健診に関します準備経費として電算システム改修委託料

等472万4,000円を増額計上し、あわせまして6款保健事業費1項保健事業費では、特定健診住民啓発用パンフレット印刷代といたしまして53万6,000円を増額計上いたしております。

以上で、議案第47号及び議案第48号の2件の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

○水道局長（齋藤 清榮君） 一括議案となりました議案第49号、平成19年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、野良地区拡張工事業費の追加、知首水源地築造導水管布設工事が主なもので、次のとおり改めるものであります。

第2条として、平成19年度対馬市水道事業会計予算第4条に定めた本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,444万7,000円を1億8,483万9,000円に改め、補てんする財源を過年度分損益勘定留保資金7,771万5,000円、当年度分損益勘定留保資金を7,915万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額を1,178万2,000円に、建設改良積立金を1,618万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正を行うものであります。

第1款資本的収入であります、3,300万円を追加し、8,000万円とするものであります。補正の内容は第3条で示す起債の限度額の補正で、企業債の補正を追加するものであります。

次に、第1款資本的支出であります、9,339万2,000円を追加し、2億6,483万9,000円とするものであります。補正の内容は野良地区拡張工事業費の追加、湯水対策として砥石淵上水道上流の知首水源地築造導水管布設工事の建設改良費の追加補正をお願いいたします。

以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 保健部長に、11ページ報償費について、嘱託医の謝礼ということで1,875万、これについてもうちちょっと詳しく説明を。

それから、13節603万7,000円の医師派遣ですね。上対馬病院の医師かどうかわかりませんが、そこら辺と新しく来られるドクターなのか、そこら辺——旅費とか、そういうのも条件ついているのかどうか。

○議長（波田 政和君） 保健部長、山本輝昭君。

○保健部長（山本 輝昭君） まだ、契約は案の段階でございますが、一応報償費につきましては

豊玉診療所の所長の医師と同等を考えております。

あわせてまして鹿見、伊奈出張診療に対する出張手当を組んでおります。

それから、委託料の医師派遣委託料でございますが、これにつきましては佐須奈診療所に対する分、それから4月、5月、この6月までの仁田出張の診療をお願いしております吉田医師の分についての組んだ金額でございます。

以上でよろしいですか。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

10分間休憩します。

午後1時55分休憩

.....  
午後2時07分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

#### 日程第19. 議案第50号

○議長（波田 政和君） 日程第19、議案第50号、対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 議案第50号、対馬市旅客定期航路事業財政調整基金事業案について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は豊玉町と美津島町樽ヶ浜間を運航しております市営旅客定期航路事業にかかわる事業案でございます。今回の改正はこの基金の設置目的の明確化と、特別会計から生じる剰余金の基金へ積み立てる仕組みの簡素化を図るために現行の対馬市交通基金条例の全部を改正しようとするものであります。

それでは、条例案について御説明いたします。

第1条は、基金の設置でございます。旅客定期航路事業の円滑な運営を図るため、本基金を設置するものであります。

第2条は、積み立ててでございます。毎年度基金として積み立てる金額は旅客定期航路事業特別会計歳入歳出予算に定めるものであります。

第3条は基金の管理。

第4条は運用益金の処理。

第5条が繰り替え運用。

第6条が基金の処分でございますが、旅客定期航路事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができるとするものであります。

第7条が委任。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（波田 政和君） これから本案に対する質疑を行います。12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 私も総務委員会の前委員のときに、この特別会計の仕組みがわかったわけですが、将来的にはこの会計の赤字補てんを国と県が補てんをして、この現況の補助制度が将来的にはなくなるであろうというふうな、非常に心配な話を部長から聞いたわけですが、それに備えるひとつの準備かなど、最初私は思っていたんですが、そういうふうな関連があるのか。

そして、赤字の充当を将来はかなり厳しい状態になるというふうな部長の報告があったわけですが、その辺の実態も再度私は確認とりたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） お答えをいたします。

今、お話のように、この旅客定期航路事業につきましては、現在のところ国が2分の1の補てんをしております。その残りの50を最終的には県と市が2分の1ずつ補てんをしていくということになっております。ただ、今、経過措置期間でございますが、その残りの50について県が3分の2、市が3分の1ということになります。したがって、来年度平成20年度からは先ほど申し上げました国の補助残を県と市で2分の1補てんをしていくということになると思います。

それと、今、大浦議員がおっしゃいましたように、非常に国の方も予算上の問題がありまして、どっちかといいますと国庫補助航路については見直しをしておるというのが実態でございます。特に、私どもの方におきましては経営計画なるものを立てて、本当にこの経営が成り立っていくのかというようなことも毎年経営計画を出さされておるような、実は状況でございます。

したがって、私どもとしましては、この一般的な定期航路以外に貸し切りあたりで収益を上げていくとか、何らかの寄港地を——例えば削っていくとか、ある面では経費を減らす工夫、ある面で収入を図る工夫、こういうことをしながら、特に豊玉町の市民の方々の足をやっぱり確保していくための努力はしていかなければならないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） この航路は赤字航路で、今言われるように補助航路です。それが補助金をもらいながら基金に積み立てるということは、まず不可能だと思うんですけども、どういふ場合に基金を積み立てるようなことになるんでしょうか。

○政策部長（松原 敬行君） 今回、この基金の全部改正を申し上げましたのは、今の基金ですけども、対馬市交通基金条例という表題がついております。交通基金条例ということになりますと陸上の分も出てくるのではなかろうか。非常に広範囲にこの基金のとられる意味があります。そういうことで旅客定期の分に限っての——もともと豊玉町からの市に移行された条例案でございますので、基金の意図をはっきりしたいということが一つでございます。それから、もう一つはやはり国、県の補助絡みで特に、この18年度あたりは少し剰余金が国、県の補助金が剰余したという経過がございます。

基本的には、今、議員さんがおっしゃいますように剰余が生まれた会計だろうとは思っておりますけれども、そういったことが出てくる恐れが今年度、18年度ちょっと出てきたものですから、今回こういうふうな形で目的を整理させていただきながら、それぞれ特別会計の中で剰余金については処理していこうという意図でこういう条例を提案しているところでございます。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

日程第20. 議案第51号

日程第21. 議案第52号

日程第22. 議案第53号

日程第23. 議案第54号

日程第24. 議案第55号

○議長（波田 政和君） 日程第20、議案第51号、対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例についてから、日程第24、議案第55号、対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第51号、議案第52号につきまして、その提案理由の説明をいたします。

議案第51号、対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

平成19年4月に職員の減少に対応できる簡素で効率的な組織を目指し、対馬市組織規則を改正いたしました。その中で財政再建行政改革推進課を廃止し、総務課に統合、行政改革推進班としたことから、8条中「総務部財政再建・行政改革推進課」を「総務部総務課」と改正を行うものでございます。

それと、附則で平成19年4月1日から適用するということを定めております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

次に、議案第52号、対馬市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等が、平成19年3月31日施行されました。これは最近における公務員給与の改定及び物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要が生じたことから、今回改正するものでございます。

この法律等の改正にあわせ、選挙に関する特別職職員で非常勤の者の報酬を1日100円減額するものです。

また、投票時間の繰り上げを行った場合、その時間に応じて投票所経費の基準額が減額されることになったことから、新たに繰り上げを行った場合の項を追加いたしました。

附則で条例の施行日を定めております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） 観光商工部長、長信義君。

○観光商工部長（長 信義君） 議案第53号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

対馬市の温泉施設条例は、入湯時間、開館時間がまちまちに明記をされておりまして、各施設を臨機応変に対応したいというふうに考えておりますが、条例に制約があるため、市民の要望にこたえられない現状にあります。このため、今回の改正により入湯時間、開館時間を利用時間に改め、あわせて市長の承認により変更することができるよう改正しようとするものであります。

改正の主なものは、現行の第4条見出しの「休館日」を「利用時間及び休館日」に改め、現行の第4条を同条第2項とし、同項の前に第1項、「温泉施設の利用時間は別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更できるものとし、第3条第1項の規定による指定管理者においても市長の承認を得てこれを変更することができる」ことに改めるものであります。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 水道局長、齋藤清榮君。

○水道局長（齋藤 清榮君） ただいま一括議案となりました議案第54号、55号はいずれも水道事業にかかわる条例案でございますので、続けて御提案させていただきます。

議案第54号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

この条例の改正は水道法の規定に基づく事業認可事項の変更によるもので、現在の給水区域並びに給水人口等に変更の必要が生じたので改正をお願いするものであります。

18年度、それぞれ水道未普及地域解消事業、拡張事業として施設整備を実施し、人口推計並びに給水量再計算に基づき、第2条第2項の別表中、佐須簡易水道の給水人口を「1,010人」に、1日最大給水量を「314立方メートル」に。また、瀬簡易水道の給水人口を「200人」に、1日最大給水量を「61立方メートル」に。

対馬市水道事業の全体給水人口を「1万9,360人」に、1日最大給水量を「7,372立方メートル」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、議案第55号、対馬市簡易水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

この条例の改正も水道法の規定に基づく事業認可事項の変更によるもので、現在の給水区域並びに給水人口等に変更の必要が生じたので、改正をお願いするものであります。

18年度までに、それぞれ簡易水道統合整備事業として施設整備を実施し、認可事項の人口推計並びに給水量に基づき、第3条別表中、佐須奈地区簡易水道に西津屋地区簡易水道を統合し、給水人口を「1,240人」に、1日最大給水量を「567立方メートル」に、また、豊簡易水道に鱈浦簡易水道を統合し、給水人口を「700人」に、1日最大給水量を「272立方メートル」に、対馬市簡易水道事業全体の給水人口を「2万8,642人」に、1日最大給水量を「1万975立方メートル」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、簡単でございますが、議案第54号、第55号の説明を終わります。よろしく御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第25. 議案第56号

日程第26. 議案第57号

○議長（波田 政和君） 日程第25、議案第56号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）から、日程第26、議案第57号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）までの2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ただいま一括議題となりました議案第56号、議案第57号について提案理由の御説明を申し上げます。

議案第56号について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本議案は新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

土地の位置につきましては、議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので御参照ください。

内容は、第2種鴨居瀬漁港区域内公有水面埋め立てにより、美津島町鴨居瀬字長手浦297番14から297番4に至る地先に、4,175.71平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字長手浦に編入するものでございます。

簡単ではございますが、説明を終わります。

次に、議案第57号について、その内容を御説明申し上げます。

本議案につきましても、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

土地の位置につきましても、議案の末尾に字図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますので御参照ください。

内容につきましては、第4種一重漁港区域内公有水面埋め立てにより、上対馬町一重字浜之際629番5の地先に、103.66平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字浜之際に編入するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第27. 議案第58号

○議長（波田 政和君） 日程第27、議案第58号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（佐賀漁港）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） ただいま上程されました議案第58号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（佐賀漁港）の提案理由を説明いたします。

本案につきましては、長崎県が事業主体で整備を進めております佐賀地区広域漁港整備工事に伴います公有水面埋め立て免許出願にかかわる意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋め立て法第3条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要性については別紙に埋め立て必要理由書を添付いたしておりますとおり、第2種佐賀漁港に輸送道路及び交通安全の確保、また、日常生活や緊急時の連絡道の確保のため、道路護岸178.8メートルを長崎県が新たに整備するもので、埋立実面積は443.41平方メートルでございます。

議案末尾に位置図、平面図を添付いたしております。赤の着色で埋立位置を示しておりますので御参照願います。

以上、簡単ではございますが提案理由を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第28. 議案第59号

### 日程第29. 議案第60号

○議長（波田 政和君） 日程第28、議案第59号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾 道路施設用地）から、日程第29、議案第60号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾 緑地・駐車場用地）までの2件を一括して議題とします。

各案についての提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） ただいま一括して議題となりました議案第59号、港湾区域内公有水面の埋め立てについて（厳原港湾 道路施設用地）及び議案第60号、港湾区域内公有水面の

埋め立てについて（厳原港湾 緑地・駐車場用地）についての提案理由を説明いたします。

両議案とも重要港湾厳原港の港湾区域内公有水面埋め立て免許の出願にかかわる意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての目的は、重要港湾厳原港の港湾区域内におきまして、厳原、久田両地区において整備されております埠頭用地間を効率的に利用するため、西の浜埋立地から厳原漁協付近埋立地までの間に延長820メートル、幅員6.0メートルの臨港道路を輸送施設充実のため港湾施設として今回建設しようとするものです。

また、埋め立て予定地の周辺海域ではサンゴの生息が確認されたため、埋め立てに当たっては自然環境への影響を最小限に抑える線型設計並びに工作物の設置を行うとともに、サンゴの密集する志賀鼻周辺の290メートル区間はサンゴを保全するために橋梁を整備することとなっております。

その道路用地施設として長崎県が、また、その背後を対馬市が緑地・駐車場用地として埋め立て、整備を行うものでございます。

まず、議案第59号、港湾区域内公有水面の埋め立てについて（厳原港湾 道路施設用地）につきましても、先ほど申しあげました道路を建設するための用地として長崎県が事業を行うもので、埋立面積は5,591.43平方メートルでございます。

次に、議案第60号、港湾区域内公有水面の埋め立てについて（厳原港湾 緑地・駐車場用地）でございますが、本案は議案第59号の長崎県が整備する道路の背後を埠頭用地を利用する大型保冷車等の駐車スペース、また、住民憩いの場としての緑地として市が事業主体で整備しようとするもので、埋め立て面積は5,542.4平方メートルでございます。

議案末尾にそれぞれ位置図、平面図を添付いたしております。赤の着色で埋め立て位置を示しておりますので御参照願います。

以上、簡単ですが、提案理由を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

22番、桐谷正義君。

○議員（22番 桐谷 正義君） ちょっと厳原港の臨海道路について、議案59号です。その図面を見ると志賀鼻のところは埋め立てないのはわかるんですが、珊瑚礁で。その手前に防波堤みたいなのがあるんですが、その手前も埋まってないんですが、そこも橋にするんですか。その先は。途中、途中が道路になるようですが、その辺は。こういう区域外ということですか。真ん中はわかるんですが、その後先。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） この両側の青の——陸地に青で着色している部分でございますが、これは既に護岸が左側もありますし、右側も北の埋め立てということになっております。

○議員（22番 桐谷 正義君） もうなつとるといいますか。

○建設部長（清水 達明君） そうです。そうでございます。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

日程第30. 議案第61号

日程第31. 議案第62号

日程第32. 議案第63号

日程第33. 議案第64号

日程第34. 議案第65号

日程第35. 議案第66号

○議長（波田 政和君） 日程第30、議案第61号、市道の認定について（久田16号線）から日程第35、議案第66号、市道の認定について（河内佐須奈線隧道線）までの6件を一括して議題とします。

各案についての提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） ただいま一括して議題となりました議案第61号から議案第66号までの市道認定についての提案理由を申し上げます。6議案とも国道、主要地方道の道路改良工事により新たな路線が開通したことにより廃道となります旧国県道について、長崎県知事から市道への移管依頼がありましたので、今回市道の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第61号、市道の認定について（久田16号線）でございますが、主要地方道厳原豆殿美津島線改良工事、久田南工区の向山トンネルの完成に伴う旧県道の引き継ぎによるもので、路線番号1-380号、路線名久田16号線でございます。起点は対馬市厳原町久田字豆殿内から、終点は同じく久田字豆殿内でございます。

次のページに位置図を添付いたしております。青の着色が主要地方道厳原豆殿美津島線で、赤で着色した路線が今回認定をお願いしております久田16号線でございます。延長は800.5メートル、幅員は5メートルから56メートルとなっております。

次に、議案第62号、市道の認定について（大山下隅線）をお願いします。

本案につきましても、国道382号美津島町畠浦工区改良工事に伴います旧国道の引き継ぎによるもので、路線番号2-439号、路線名大山下隅線でございます。起点は対馬市美津島町大山字玉調から終点は同じく大山字下隅でございます。

次のページに位置図を添付いたしております。青の着色が国道382号で、赤で着色した路線が今回認定をお願いしております大山下隅線で、延長350メートル、幅員は7メートルから50メートルでございます。

次に、議案第63号、市道の認定について（大社線）をお願いします。

本案につきましても、国道382号道路改良工事大久保工区の完成に伴い、旧国道の引き継ぎによるもので、路線番号4-373号、路線名大社線でございます。起点は対馬市峰町三根から終点は同じく三根でございます。

次のページに位置図を添付いたしております。青の着色が国道382号で、赤で着色した路線が今回認定をお願いしております大社線でございます。延長498メートル、幅員は5.5メートルから45メートルでございます。

ここで、途中でございますが、次の議案64号から65号、66号の3議案につきましては、いずれも国道382号道路改良工事、これは上対馬町河内から上県町佐須奈間の佐須奈トンネルの開通に伴うものですが、位置関係が議案書添付図面ではわかりづらくなっておりますので、お手元に位置図を配付いたしております。御参照していただきたいと思っております。

議案第64号、市道の認定について（佐須奈隧道線）でございますが、路線番号5-416号、路線名佐須奈隧道線でございます。起点は対馬市上県町佐須奈字河内道陰から終点は同じく佐須奈字河内道陰でございます。

次のページに位置図を添付いたしております。赤で着色した部分が今回認定をしております佐須奈隧道線で、延長111メートル、幅員8.1メートルから28メートルとなっております。お手元に配付いたしております位置図では一番右側の路線となっております。

次に、議案第65号、市道の認定について（河内大久保線）でございます。路線名は河内大久保線、起点は対馬市上対馬町河内字大久保から終点は同じく河内字大久保でございます。

次のページの位置図で、赤で着色した路線が今回認定をお願いしております河内大久保線で、延長126メートル、幅員8.4メートルから26.7メートルでございます。お手元に配付いたしております位置図では一番右側の路線でございます。

議案第66号、市道の認定について（河内佐須奈隧道線）でございます。本案は議案第64号とは佐須奈隧道反対側の工口、比田勝側に位置し、路線番号6-435号、路線名河内佐須奈隧道線といたしております。起点は対馬市上対馬町河内字大久保から終点は同じく河内字大久保でございます。

次のページの位置図で、赤で着色した路線が今回認定をお願いしております河内佐須奈隧道線でございます。延長80メートル、幅員6.9メートルから30.9メートルといたしております。

以上が議案第61号から議案第66号の提案理由でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第36. 議案第67号

○議長（波田 政和君） 日程第36、議案第67号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） ただいま議題となりました議案第67号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について、提案理由を説明いたします。

峰町吉田地区にあります対馬市ファミリーパークにつきましては、平成18年3月に作成されました対馬市行財政改革大綱実施計画に基づき、平成19年度に指定管理者制度を導入するため、平成19年2月20日から3月22日までの間において募集公告を行い、2社からの応募がありましたので、4月18日に第1回の指定管理者選定委員会を開催、その後5月11日に1社から辞退届けが提出され、最終的には1社の応募となっております。

その後、5月16日及び5月18日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、社会福祉法人梅仁会を指定管理者候補者に選定いたしました。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び対馬市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定の期間は平成19年7月1日から平成24年3月31日までといたしております。

以上、簡単ですが、提案理由を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 指定管理者制度には、例えばいろいろな条件がついたりする場合がありますと思うんですけども、今回の場合は今の施設をそのまま運用されるのか。

そして、その場合に条件は何かつけてあるのか。例えば、補助金を出すとか、そういうような取り決めはないんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） 現在の施設を従来通り運用していただく、施設管理をしていただくということでございます。

特段の条件はございませんが、補助金等につきましては委託料を支払うようにいたしております。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） その金額は幾らでしょうか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） 199万5,000円であります。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 市が直営でやとった場合が維持管理費がどのくらいかかっていましたでしょうか。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） 従来までといたしますか、現在まで峰町開発公社に委託をしております。これ7月1日から指定管理者にするわけですが、従来までは平成18年が203万でございます。それまでが、16年、17年が417万2,000円という委託料で実施がされております。

○議長（波田 政和君） よろしいですか。ほかにございせんか。21番、中原康博君。

○議員（21番 中原 康博君） ファミリーパーク内にあります直売所、建設課には関係ないかもわかりませんが、直売所はどういった考えを持ってあるか、お願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 農林水産部長、小島憲治君。

○農林水産部長（小島 憲治君） 直売所の件についてお答えをいたします。

御存じのように平成15年度から直売所開設を直売所利用組合に業務委託をしておるわけでございますけれども、18年度に組合の方より業務委託の辞退の申し入れが峰支所の方にございしました。その申し入れを受けまして、私の方と峰支所の方で検討、協議を重ねております。施設の設置の目的に沿った管理運営の方向及び管理者の指定についての今後の協議というものをしておりますけれども、施設運営に管理組合の理由としましては、施設使用料がネックになっているようにございます。今回、この67号で指定管理の指定のお願いしておりますファミリーパークの指定管理者の決定がなされた後に、改めまして再協議をして早いうちに結論を出したいと、そのように考えております。

○議長（波田 政和君） ほかにございせんか。12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 見積もりといたしますか、公募をかけて民間の団体がその運営について役所の方に、その見積もりという中身を出すわけですが、この委託料が前年度203万、

そしてまた、今回199万5,000円、そんなに変わらないわけですが。その今回の梅仁会の経営の売上を幾らに見て、そのうち黒字になるあるいはとんとんになるようなことでやっているんでしょうが、この委託料を入れれば、総額をどのくらいの格好で金額を出して、そして前年度の峰の公社で行けば、どのくらいの売上で実績があったか。この差というのは、もし部長、その比較をできる数字があれば、参考のために教えてもらえませんか。それは最終的な今回の決定だと思いますが、もちろん従来よりの経営よりはかなり内容はいいと思いますが、その辺の数字というのは把握されておれば、教えてください。

○議長（波田 政和君） 建設部長、清水達明君。

○建設部長（清水 達明君） 詳しい資料を持ってきておりませんので、記憶で申しわけございませんが、施設利用料といたしましては、収入につきましては従来と変わらない予算計画だったと思っております。ただ、今後につきましてはいろいろなイベント等をやりたいというようなことでございますが、その部分については、まだ、管理協定等で煮詰めていく必要がありますので、その分についての収入は上がってなかったというふうに考えております。

それから、もう一点は——以上です。

○議長（波田 政和君） ほかにございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第37. 議案第68号

○議長（波田 政和君） 日程第37、議案第68号、財産取得契約の締結について（災害対応特殊救急自動車）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。消防長、阿比留仁志君。

○消防長（阿比留仁志君） ただいま議題となりました議案第68号、財産取得契約の締結について、御説明いたします。

本案は救急事案の高度化に対応するため、災害対応特殊救急自動車、俗にいいます高規格救急自動車を購入し、美津島出張所に配備するものでございます。

平成19年5月29日、3業者による指名競争入札で落札いたしました長崎県佐世保市島地町11-2、長崎ニッサン自動車株式会社、法人営業部部長清水康德様と契約を締結するものでございます。

契約金額は2,643万9,000円。うち消費税125万9,000円で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

契約内容につきましては、添付いたしております参考資料のとおりでございます。



以上で、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第46号から議案第68号までの23件を会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。委員長の審査報告は6月26日に行います。

---

#### 日程第38. 陳情第5号

#### 日程第39. 陳情第6号

○議長（波田 政和君） 日程38、陳情第5号、最低賃金の引き上げに関する陳情についてから、日程第39、陳情第6号、豊玉火葬場の存続に関する陳情についてまでの2件を上程いたします。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。委員長の審査報告は6月26日に行います。

---

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

16日、17日は休会とし、18日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。おつかれさまでした。

午後2時57分散会

---

---

平成19年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成19年6月18日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成19年6月18日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

---

出席議員(24名)

2番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
22番 桐谷 正義君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作工門君	26番 波田 政和君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(2名)

---

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
総務部長	中島 均君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	清水 達明君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	内田 洋君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	武田 憲次君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

---

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 市政一般質問**

○議長（波田 政和君） 日程第1、市政一般質問を行います。（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）休憩ですか。

○議員（10番 桐谷 徹君） いや、そのまま結構ですよ。

○議長（波田 政和君） どうぞ。

○議員（10番 桐谷 徹君） きょうの対馬市の広報、これにあなたの政治倫理条例に抵触することが書いてありましたが、それを市民が読まれてですよ、あなたはきょうもそこに座って議事進行するつもりですか。ちょっとその辺を説明をお願いします。

○議長（波田 政和君） はい、わかりました。

この件につきましたら議員指摘のとおりだと思いますが、私もその内容、記事を読んでおりません、まだ。で、そうであったとするならですね、御指摘のとおりだと思いますが、きょうの進行はこのままやりたいと思うとありますが、よろしいですか。

○議員（10番 桐谷 徹君） 納得行きませんね。それは読んでないと言われることは、それは読んでないでしょう。広報が来てなければですよ。しかし、審査会の報告書はあなたの手が届いているはずですが、あの内容がそのまま載っているんですよ、それおわかりですか。

○議長（波田 政和君） ああ、そうですか、はいはい。それはそれでいいじゃないですか。だから、それは審査会が出した答えであるしですね、審査会が出した答えだと。いいですか。（発言する者あり）だから抵触するって出した、確かに出してあります。（発言する者あり）だからしてるじゃないですか。（発言する者あり）ここは神聖な議場ですので、もう少し……（発言する者あり）始まったじゃないですか。もう少し議員らしい発言をしたらどうですか。よろしくお願ひしますね。（発言する者あり）倫理ですよ。（発言する者あり）そうでしょうね、それはあなたの倫理と私の倫理の違いでしょう。考え方の違いやからいいじゃないですか。（発言する者あり）だから、それは私のとらえ方ですから。よろしいですか。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）

○議員（11番 宮原 五男君） それでは納得行きませんね。

○議員（3番 小宮 教義君） もっと真摯に受けとめるべきで、第三者の機関がそういう形で物事を判断したんだから、それに対して議員として、議長として真摯に受けとめんと。

○議長（波田 政和君） 真摯に受けとめてるじゃないですか。だから、議事進行をやらしてもらってますけどね。

○議員（3番 小宮 教義君） 真摯に受けとめて今の対応ですね。以上。

○議長（波田 政和君） ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

○議員（20番 武本 哲勇君） 政治倫理条例に関する質問は、きょうは私だけであります。そして質疑の中でですね、あなたが途中で退場される場合は退場していただきたい。それはあなたの判断でされればいいわけですけれども、そういうことをあらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

○議長（波田 政和君） はい、わかりました。

よろしいでしょうか。それでは、続行させていただきます。

日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇は4名を予定しております。それでは、届出順に発言を許します。5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） おはようございます。質問に入ります前に、4月8日に行われた長崎県議会議員選挙において、私どもの同僚でございました永留新県議が誕生したことを、この場をお借りしお祝いを申し上げますとともに、今後の御期待をいたしたいと思っております。

それでは通告に従いまして、市政一般に対して質問をさせていただきます。

今回は市長に2項目、教育長に1項目を質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告により一般質問を行います。

島外資本の大型店舗の島内進出を規制する条例をつくるお考えはないでしょうか、お尋ねをいたします。

日本の景気は、大企業を中心に軒並みに史上最高の利益と、5月の決算期には連日のようにマスコミで報じられておりました。それが大企業が集中する大都市とその周辺だけのことであり、都市と地方の格差が開くばかりと思っております。地方の中でも対馬を初めとする離島の経済は、かつて経験というか体験したことがないほどの不況ではないでしょうか。対馬の基幹産業である一次産業は、地球温暖化の影響もあり、資源の枯渇や原油の高騰で燃料費は高く、多少の水揚げや売上げでは合わないと思っている人ばかりです。

合併前後までは対馬の経済を引っ張っていた公共事業は、国の構造改革や財政難で大幅に落ち込み、多くの会社では人員削減や倒産で雇用の場がなくなり、市民の生活は日々苦しくなっているのが現状であります。

私は、昨年9月定例会の一般質問の中で、厳原町の今屋敷地区再開発事業の完成と、厳原市内の活性化について質問をいたしたことがございます。レッドキャベツを中心とする商業施設、ティアラと川端の商店街双方とも堅調な売り上げを伸ばしている店舗ではないかと聞き及んでおります。経済が冷え込み、消費が落ち込んでいる現状の対馬で、これ以上、島外の大型店が進出することになれば、対馬の商業者は消えてなくなることになりかねません。条例で進出を規制するお考えはないか、お尋ねをいたします。

2点目は、厳原港ターミナルについてお尋ねをいたします。

私は、年末年始、それとお盆に帰省する子供たちや親戚を迎えに、送りに、数回行ったことがありました。乗船手続を済ませ、階段を上がると、2階の待合室には多くの人でごった返してました。乗船するために待つお客、あるいは送りの見送り客、そこにフェリーが、あるいはジェットfoilが入船をいたしますと、下船する客も同じ待合室を通るので当然のことと思

います。もし、待合室の中央にある固定いす80席が移動することができれば、少しは待合室の混雑は緩和するのではないかと思います。

また乗船口、下船口の通路を変えることはできないのでしょうか。いつも思うことではありますが、けれども、厳原港ターミナルの駐車場が少ないため、いつも満車状態ではありますが、何らかの対策はないのでしょうか。このことは通告はいたしておりませんが、韓国からの観光客の方が年々右肩上がりにふえ続けていますが、韓国からの観光客の入国口、あるいは出国口は両方とも階段であります。どちらかをスロープにするようなお考えはないか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、教育長にお尋ねをいたします。スポーツ活動振興費補助金についてお尋ねをいたします。

条例では、島内大会で優勝して県大会に参加する児童生徒は、算出金額の3分の2以内となっておりますが、実際調べてみますと、実態は18年度から内規で5分の2となっております。小中学生の児童生徒はこの時期しかありません。中学生にはもっとメリハリをつけるべきではないかと思いますが、お考えをお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長。

○市長（松村 良幸君） おはようございます。ただいま第2回定例会におきます5番議員、三山議員の質問にお答えをいたします。

まず第1点は、島外資本の大型店舗の島内進出を規制する条例をつくるお考えはないかということについてですね。もう既に御承知と思いますけども、まず対馬での大型店舗実施の現状というのは、もう御承知のこれもおおりのと思いますが、平成6年に美津島町の国道沿いに大型店が建設をされまして、その後各町に建設されてきましたが、最近では厳原町が今屋敷地区市街地再開発事業っていうのが御指摘のように完成いたしまして、各店舗専門店からなるショッピングセンターが建設をされております。

このように、対馬の商業は消費者からすると選択の機会はふえているわけですが、一方、店舗側は魅力ある商品の提供にいろんなしのぎを削っているという状況かと思えます。そして慢性的な先ほどの御指摘のように、経済不況と三位一体の改革等によります地方財政の逼迫等によりまして、公共事業は年々減少していることも、これもよく御承知のとおりで、今塗炭の生活苦にあえいでる人も少なくありません。これはまさに御指摘のとおりであります。

ことしのと言いますか、12月の予算等でも見られましたように、今までこの公共事業が、そうですね、往時は国土庁一括計上ということで離島の公共事業は行われるわけですが、例えば道路、漁港、港湾、水道、学校、そういった国土庁に一括計上という予算があることも御承知と思えますね。それを見られてもわかりますように、往時は1,680億、1,700億を超えておりました。それが今は800億台になっております、ことしのですね。これはあくまでも一括計上

が離島の公共事業、それでやってきますから、それを見られても、御承知のとおり半減してるわけですね。

そういう状況の中で、今まで県工事、6町の工事、事業、公共事業というのは基盤整備のことでしょうが、産業基盤、あるいは環境基盤、生活基盤、教育環境基盤といったようなこういったのにやっぱり両方あわすと相当な、500億はもちろん600億、700億というような、場合によってはもっと行ったときもあります、そういうものが全く半減以下になってしまいました。そういうところで皆さん御夫婦で公共事業に携われたり、あるいは夜はイカ釣りを初め漁に出られたり、あるいは出勤前の畑仕事、野菜つくったりというようなことで、合算所得が多かっただけに、それが今もろに来ているように思います。

これはもう御指摘のように、対馬に限らず、この前も佐渡、隠岐と行ってきましたけど、もう（ ）がざっと並んでおります。それはもう巖原なんかと比べものにならないぐらい、何て言うかですね、これ町並みだろうかというぐらい、どことも地方はもう惨憺たる状況であります。

そういった中で新聞、テレビ等でも報じられますように、政府も何とかせにやいかんということが、今回の国民の選択を前に、地方どうだ、交付税がどうだ、今ごろやっとなあわあわあわあわあなってるような状況ですが、いかに全国的に地方があえいでいるかということの差であろうと思います。

そういったふうに、御指摘のように市民生活が不安定になってるということで、これ以上大型店等が島内に進出することは、地元商店に大きな影響を及ぼすだろうと。多くの店舗がシャッターをおろすということも予想されることから、何らかの規制手段がないかとのことであろうと推測をいたしております。ただ御質問でよく理解ができたつもりでおります。できてるつもりです。ただ国のこの商業進行とまちづくりの方向性というのは、もう議員御指摘のように、平成10年にまちづくり三法を、これは中心市街地活性化法、これが一つですね。それから都市計画法、それから大店法、大型店舗立地法ですね、これを「まちづくり三法」というんですが、その施行によりまして、商業の進行とまちづくりを車の両輪として施策が進められてきたことも御承知のとおりであります。

ところが、今までの古い旧法はですね、公害対策というのが認められやすうございました。市街地をコンパクトに整備をする制度となっていないわけでございまして、基本計画は詳細な評価と数値の設定がない等によりまして、平成18年の5月、先ほど言いましたまちづくり三法が改正をされまして、さらにコンパクトな市街地形成へと移行してきておるということも御承知の上での御質問と思います。で、(カイセイ)の品物というのは1万平方以上の大規模というのは郊外に立地できなくなりました。都市計画区域の商業地域、あるいは近隣商業地、それから重工業地域のみ立地されるということになったわけであります。

このように、市外地に教育施設や福祉施設、あるいは住宅供給を行うことによりまして、住環境整備、あるいは商業の活性化を図ることでコンパクトに整備されたまちづくりをさらに進めていこうという施策になってるわけであります。

現実問題といたしまして、対馬での商用店舗の出店について考えてみますと、1,000平方以上の大型店の立地法の届出店舗が、それ以下の何ら制約を受けない姿が予想されるわけですが、大店立地法では、長崎県に出店の届出を行い、そして対馬市は地域環境、例えば道路・駐車場・ごみ処理等々の意見が述べられる状況にあります。1,000平方以下になりますと、法の趣旨からして商業的には制限をすることが非常に難しいのではないかと思います。そのように判断してるわけですが、その上で条例を制定するという事は、いろいろ法に抵触する条例は、当然その制定っていうのは難しいわけですが、これはよく検討してみようと思っております。

ただ県下のある市町村では、16年の8月から特定工事店舗出店届出要綱が制定をしているところもありまして、300平方以上、1,000平方以下の小売店舗の出店について周辺地域の生活環境を保持をするということに関して、地域住民の皆さんへの概要説明、あるいは市が説明、助言できるようにされておりました。新しいところでは、郊外にドラッグストア等が出店をいたしまして、市街地が空洞化する理由により、郊外に特定用途制限地域を指定するという、そういう検討を行っているという情報も耳にいたしております。

このように、特定用途制限地域の制限が、用途地域に特例として保管できることになっていますが、あくまでも準工業地域などですね。これは住民生活に支障がないところで指定の動きがあっているということだけ申し上げておきたいと思っております。

対馬市としましては、まちづくり三法の改正案、あるいは長崎県賑わいのある都市づくりの基本方針をよく理解をしまして、対馬市でどのような対応が可能か、検討しなければならないということで、今勉強会もやっております。市民とともに連携のとれた土地利用も考慮しながら、コンパクトに均衡のとれたまちづくりが進めていければと思っておりますので、よく検討してみようと思っております。

それから厳原港ターミナルにてでございますが、これは平成11年に対馬韓国間の定期国際航路が開設されて以来、御指摘のとおり、韓国からの観光客は年々増加をいたしまして、18年の出入国者数は8万7,000人に達しておることも先ほど御指摘のとおりであります。このことは、対馬の活性化につながる大きな要素の一つであると歓迎をいたしております。

もちろんいろんな問題も惹起しつつありますが、(オキエル) 対馬の施設は御承知のように立ちおけているのはだれが見ても明らかでございます。特に玄関口であります厳原港の国際ターミナルは、韓国からのシーフラワー号の出入国時に加えて、フェリーが接岸する昼の



3時ごろですかね、1番の時間帯が、ここが非常に混雑をいたしまして、この対応に実は苦慮いたしておるところで、これも三山議員御指摘のとおりであります。現在2階の待合室があるんですが、そこが112名だったですかね、かけられる固定いすがあるわけでございますが、議員御指摘のように、これを可動式のいすに改修をとりあえずしようということで、自由なレイアウトを行うことによりまして混雑の解消を図りたいと考えております。この改修に要する経費は当議会の補正予算として上程いたしておりますので、また御決定賜りますようお願いを申し上げます。

それから、先ほどの答弁の中でも少し触れましたが、韓国からのお客さんはほとんどがツアー客で団体移動をいたします。したがって、シーフラワー号が13時に入港し、そして15時に出港するまでの間、ターミナルビルの待合室は韓国からのお客さんで一気に混雑しております。加えて、フェリーからの下船客と出迎えの人たちもこの待合室を利用することから、議員おっしゃるように混雑に拍車がかかる状況ということでもよく私ども認識を同じにいたしております。

こういったため、議員御指摘のように、フェリーの下船客は待合室を通らず別系統の動線を確保する方法を模索しておりますが、現在の九州郵船のフェリーは、(ヒトノウラ)の(ハッシ)を使用いたしまして、小甲板から乗降する構造になっております。乗船口と下船口を別々とすることは不可能でございます。したがって、待合室を通らず下船するためには、上看板から地上までの10メートル近い高低差を安全に降りる施設が必要になろうかと思っております。なかなか有効な、今の物理的な制約の中では難しいということで、これももちろん検討いたしております。現在の敷地では増築する余地がないわけでございますので、先ほど答弁いたしましたように、いすの改修等を取りあえず行いまして、現施設内での機能改善を図ってまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

もちろんこのターミナルの建てかえ、新しくターミナルをつくらなければならないと思いますが、これはまた後ほどお話しますが、今まではこれは単独の、市単独でやっていかなければいけませんのでね、それではどうにもならないんですが、今度いろんな交付金、ふるさと交付金を初めとしたいろんな交付金があるんですが、こういった港湾事業の中で補助事業としてやれることができるようになりましたので、こういった点で港湾の補助率と同じ形になると思いますが、そういう中でこの厳原港、比田勝もですね、ターミナルビルの改築の今計画を検討いたしております。

加えて、今の厳原港の、重要港湾厳原港の整備が進んでおるんですが、これを、どこに地震が起こるか分からない時代でございますので、これも耐震構造にかえてもらっております。多少の地震にも耐えられるような耐震構造の港づくりで少し時間がかかっております。

それから駐車場はいつも満車に近いが、対策はないかということですが、これは駐車場に関し

ての御質問でございますが、以前から対応に務めておりまして、17年の第2回定例会での一般質問に対する答弁でも申し上げましたように、17年度までに3カ所で151台分のスペースを確保しておりましたことは、よく三山議員御承知と思います。しかし、まだ十分とは言えないわけでございますので、もちろん物理的な制約の中でございますが、路上駐車も多いということから、ことしこの前ちょっとお話しましたように、第4駐車場として42台分のスペースを確保いたしましたして、ことし3月から供用開始始めたところでもあります。場所は、合同庁舎から約150メートルぐらいのところに位置をしております。以前は三島産業さんが許可を得て資材置き場として使用していたものを、これを同社の御協力によりまして、合計194台分のスペースを確保できましたので、満車解消に向けて少しは前進できたのではないかと考えております。

また違法な放置車輛につきましては、以前より週1回の駐車場見回りを行いまして、摘発と言うたら言葉は悪いかと思いますが、そういったことに務めております。そして中央局と合同で、文書による催告及び撤去命令を破談なく実行いたしておるところでもあります。

あとは、教育長の方かな。あとは後ほど税金の方でも何かありましたら説明したいと思っております。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） スポーツ活動費補助金についての御質問にお答えをいたします。

この補助金の目的は、体育、スポーツを通じて健康な体と心をつくるため、小中学生や市民の方々が参加できるような環境を確保し、協議に挑戦する心や感動と夢を与えるとともに、体力向上を図り、あすの対馬市づくりの大きな原動力となることを目的といたしております。

補助の活用状況を見ますと、平成16年度は延べ61団体、補助金にしまして、1,739万7,531円でございます。平成17年度は延べ102団体、684人、補助金の1,548万3,252円、平成18年度は延べ61団体、590人の補助金773万9,058円となっております。その年の成績が大きく補助金を左右するというのは御承知のとおりであります。財政事情や補助金の有効活用等を考慮し、毎年度補助率の改定を行い、該当する団体、個人のすべてに補助金が交付できるよう配慮いたしてまいりました。その内容を申し上げますと、まず平成17年度の規定の改正は、県大会の補助率を大人2分の1から3分の1に、児童生徒は3分の2から2分の1に変えて、そして同一団体に年に何回も補助金の交付をすること問題ではないかとの考え方で、同一年度に1回の補助といたしたところでもあります。

しかし、この点につきましては、議会での一般質問で、回数の制限は撤廃すべきとの御意見もいただいたところでもあります。平成16年度の児童生徒の補助金活用状況を見ますと、平成16年度は述べ40団体338人、補助金が1,042万9,531円、17年度はのべ80団体457人の940万4,751円と多額の補助金を交付をいたしております。平成18年度の補助金の検討の際に、補助金の候補者数、また金額は、前年並みで推移しますと、平成17年度の

補助率で交付した場合の補助金総額を試算しますと、予算不足を生じ、年度末に出場する団体に補助金が交付できないような状況になることが予想され、そのような事態を避けるため、検討の結果、平成18年度の改正は補助率を県大会、大人、3分の1から4分の1に。児童生徒の3分の2から5分の2に、九州大会以上は大人4分の3から5分の3に、児童生徒5分の4から4分の3に改定をし、そのときに回数の制限は撤廃をいたしております。

御質問のもっとメリハリのある補助とすべきではないかということではありますが、私自身はよく理解をいたしております。よって、平成19年度の予算額やまた補助の活用状況からして、前向きに質問の御趣旨に検討してみたいと、そのように思っております。

ただ御承知のとおり、その年その年で成績いかんによって補助金が増額するということでありまして、結果として平成18年度は大きく減になったということでもあります。今後、御質問のとおり、19年度の途中でも予算額、また活用状況を見ながら、趣旨に沿うように努力してみたいと、そういうように思っております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 市長、これから一問一答でお願いをしたいと思います。

まず島外の大型店を規制するような条例をつくるお考えはないかということでもありますけれども、条例の制定は非常に難しい面があると思って、私もその辺は認識をいたしているつもりであります。

15日の本会議のときに、陳情の件で、私、産建の委員長として陳情を不採択とした中で、私のところに晩に抗議の電話がありまして、漁民なり何なりの気持ちを議会は十分把握してないんじゃないかというような御指摘もありましたけれども、決してそういうことでなく、私も私の知り得る限り、審査した限りを丁重に説明をして、何とか納得はしていただきましたけれども、条例をつくるということは幾ら市長であってみても、そう右から左にできるものではないと思っております。

ただ現状の対馬を考えた中で、もうこれ以上進出してくることはないのかなとは思いますがけれども、これ以上島外の大型店がもし巖原なり、あるいは美津島なり、あるいは上の方に行きますと、恐らくその周辺の店というのは、私が申し上げたように、シャッターを閉めざるを得ない状況は目に見えてると思います。今対馬島内の人口というのは、きのうの市報を見た限り、三万八千百何十人でしょうか。でもここですね、今年に入って、私が知ってる人でもかなりの人が仕事を求めて島外に出てるのも事実です。一説によると、2,000人ぐらいは島外に仕事を求めて出てるんじゃないかというようなお話も聞いております。事実かどうかわかりませんが。

ただそれを、そこまで対馬の経済というのは今もう冷え切っている、あるいは働き場がないと

いうことは、もう事実みたいです。で、これ以上経済が落ち込み、消費が減って、各店舗ともしのぎを削って、採算を度外視して営業している状態の中で、やはりこういう状態が何年も続くことは恐らくないでしょう。ですので、やはり古い品を守れということじゃありませんけれども、従来、巖原は巖原で、鶏知は鶏知で、あるいは比田勝、佐須奈は佐須奈で、それぞれ時代に合った商業をしている人がやはり泣くに泣かれずシャッターを閉めるというのは私が見てもだれが聞いても、何となく情けないというか、そういう気がします。

私はできれば島内のそういう人たちも、何らかの行政が手助けをしてといいますか、決して金を出せとかなんか言うんじゃないで、そういう条例あたりである程度保護していただけないのかなという気持ちで今回の質問をさせていただきましたので、市長も検討はしていただけたようなお話でしたので、なるだけです、消費者にとれば、店舗がふえて大型店が進出してくれば、よい品が安く買えるメリットはあるのかもしれませんが、決してそれが対馬の活性化のためにすべてではないんじゃないかというような、私はそういう気持ちでしてるんです。そういうことで検討する余地があれば検討していただいて、何とかそういう商業者を手助けをしてほしいということをまず思いましたので、今回の質問をさせていただきました。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 三山議員のいつも市民サイドに立った御心配、御指摘、議会外でもいろいろよく話を聞きますが、もう憂慮されてるとおりでございまして、非常に私どもも忸怩たる思いがいたしております。

そういった中で条例ということですが、御承知のように法律が条例、そういったものが直接景気の活性化につながるわけではないし、それはもう御指摘のとおりですが、ただ基本的に私ども条例というのは——というよりももっと言及すれば、私どものこの行政の運営というのは、あくまでも法を根拠にして運営するというのが原則であります。ということは、国の憲法、法律、いろいろありますが、特になかんづく自治法を根拠にしてやっていくことが多いわけですが、その法を超えるような、法と異なるような条例というのは制定されないことはよく御承知のとおりであります。その法の延長線上においてつくられるのが条例であり、これは県条例でも市条例でも一緒ですが、そういう国のような立法権がございませんだけに、そういう条例の制定というのは、そういう中でつくられていくわけございまして、条例をつくるときは、したがって、議会の提案であれ、どこの提案であれ、よく私どものこの市長部局とのすり合わせをしながら、そのために条例ができ上がっていくわけですが、時折そのまま素通りした条例が議決されることがありますと、いろんなことが出てくるわけでありまして、非常にその点で苦慮する場面がいろいろ出てくるんじゃないかと思っております。

したがって、そういう意味合いにおいてよく検討しなければならぬということでございます

ので、その点は御理解を賜りたいと思います。

それと、これ以上購買店がということでございますが、法っていうのがですね、これは日本の法律も私どももよく見ながら考えるんですが、法以前に業界、民間の方が既に先行していくわけですね。このまちづくり三法の改正ができたとたんに業界がどうしたかと言いますと、これは逆に40坪、50坪、あるいは35坪という、そういう商店街、シャッター閉めてるところであるとか、あるいは立地の方だったらいいかなというところに。そういう小規模な大手がですね、セブンイレブンとかあいつたものを逆に「まちづくりを手伝いしましょう」と。「私どもに手伝わせてください」ということで、商店主と一緒に今度は逆にその法のすき間って言ったらい方は悪いんですが、そういうところでやっぱり動きももう既に全国ネットで始まっているところもたくさんあります。

したがってね、競争原理の中にある私どもの社会ですから、非常に難しい点もそういう点であります。だから、そういったものをよく勘案しながら、どうしたらいいのか、非常に複雑になっておりますので、今議員御懸念御指摘のように、対馬だけがこうなってるって皆さんよく思っている方が多いですが、全国地方はすべてこうです。特に離島、辺地、過疎地というのは、これがもう本当に大変であります。で、先ほど言いましたように隠岐、佐渡、惨憺たるものです、市内の通りがですね。もちろん長崎県内でも一緒ですよ。だから、ただ今までがそういったよき時代があっただけに、それから抜け出ることができません。だからやっぱり考え方を変えなければ、あしたはありませんというのは、まさにそこなんです。とにかく現状をよく把握、認識をして、そして動きを見ながらそういった中でどうしていくかということは非常に難しいことでございます。今まさに御指摘のように、皆さんの英知を結集してまちづくり、あるいは地域の活性化、元気づくりをせにやいかんところではありますが、なかなか心の貧しい人もおられるようでございまして、いろんなことを私のところに言うて来る人がたくさんおられます。どうですか、こうですか、あなたどうするんですか。何を言ってるんですか。私は1年間、とにかく任期を一生懸命やる、それ以外考えられませんが、何でそんなことなんです。そんなときじゃないでしょう。皆さん、どの人も塗炭の苦しみですよ、本当におっしゃってるとおりじゃないですか。皆さんで英知を結集して解決しなければなりませんのにと、こう言っておりますがね。とにかく皆さんが力を合わせてこの難局を乗り切らなければならないと、このように思っておりますので、今の議員提案のことはよく検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） この件はですね、市長おっしゃいますように、検討できるような余地があればですね、十二分その辺も考慮していただいて、できる限り今の商業者がやはり商業

で飯が食べられるような状況を保っていくのは必要だろうと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、厳原港ターミナルについてでありますけれども、私も今度は（ツジ）に行きましたし、この6月定例会前に1回ターミナル全体を案内をしていただきました。その中で、先ほど申し上げましたように、中央部に80席のいすと、もとレストラン跡に確か36席でしたか、8席でしたか、いすが、固定しているいすがあります。私が移動式にしたらどうかというのは、通常はゆっくり、お客さんが少ないときにはゆっくり座ってもらえばいいんです。ただ年末年始とか盆の帰省時期になりますとですね、どうしても人の出入りが多くなります。その時期はいすがあるだけによって、そのいすの部分が100人ぐらいの人で占領されてしまう状況にあると思っております。で、あれをもし移動式にして、例えば角の方にも寄れば、中央部がかなりスペースが余裕ができるんじゃないかというような気持ちを持ったもんですから、できればそういうことと、それに先ほど市長の答弁では、うちは現状では無理ですというようなお話でしたけども、フェリーから下船するお客さんが上の高架を通過して降りてきますと、当然待合室の角から階段には、どう言えればいいんでしょうか、上ってくる客、下がる客で当然そうなると思うんですよ。それと帰省時期というのはどうしても送迎をする人たちというのは帰る人を送る、あるいは帰ってくる人、迎える人、それで余計混雑に拍車がかかるのではないかとということが懸念いたしましたので、それを質問に上げさせていただきました。

それと、駐車場は第4駐車場、それもできてることも私も十分知ってます。ただいつもターミナルの前の駐車場、あそこに車が何十台駐車するスペースがあるかどうかわかりませんが、あそこは少なくともいつも満車状態なんですね。

例えば、海陸とか、あそこで働く人たちがとめてるんじゃないんでしょうけども、船に乗船する人が利用してるとは思うんですが、いつ行っても駐車するスペースがないような気持ちがしています。

それと、合同庁舎から土田物流に行く道路の左右にはいつも路上駐車がいっぱいあります。この辺を何とか緩和していただくためにも駐車場は何かならないでしょうかという質問をさせていただきました。

それとですね、通告はいたしてはおりませんでしたが、冒頭にも申し上げましたように、韓国からの入国、出国をする上がってくる階段は、階段は当然あれですけども階段上り口は両方とも階段になってるわけですね。中には話を聞きますと、足の不自由な人とか、帰りには荷物をいっぱい持って帰る韓国人の観光客がいる。できればここを片側スロープに要望をしてもなかなか難しいようですが、何とかできないものでしょうかというようなお話を聞きましたので、その辺もあわせてお尋ねをしたわけです。

そういうことで市長、何かこういすは移動できるというようなお話でいいわけですかね。すいませんがお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほど申し上げましたように可動式のね、あなたが御指摘のような動かせる可動式のいすにかえようということで、実は以前から動物検疫室——旧町時代からあったのかな、旧町時代から動物検疫所の要望を国なんかに行ってたんですが、このたび何とかしようということで、こういったこともありましてね、少しあの部分も改造しなければいけませんし、こういった中で、あそこはいろんな物理的にもうどうにもならないわけですから、重要港湾今整備されておりますけど、これが港湾ができ上がりますとスペースができますから、今のターミナルも建てかえなければなりません。これは上対馬も比田勝港も一緒です。そういうことで今準備を進めております。で、補助事業として上ものもできるようなことになりましたので、これで今計画を立て、第4警察港湾局、あるいはいろんなこと今話をいたしております。詳しくちょっと松原さん、部長の方から話させますからね。松原部長、話してちょうだい。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） ちょっと港の動きにつきまして御説明したいと思います。

今の固定席から稼働のいすにというのは、市長がおっしゃったとおりでございます、今回の9月の議会に補正予算をお願いしているところでございます。特に今問題になっておりますのは、C I Qの関係。で、今回の少しスペースを広げる意味合いは動物検疫の問題でございます。これは厳原港だけじゃなくて、比田勝港も同じく拡張するようにしております。

そういう中で非常に検査スペースが少ないということで、C I Qの方からかなり強い要望が来ております。それと今議員さんがおっしゃいますように韓国からのお客さんからもいろんな苦情が出ておりましたですね、特に厳原港あたりは国内ターミナルと国際ターミナルのお客さんが競合しておるといような状況なんです。で、先ほど市長がおっしゃいましたように、私も今は、港湾計画が厳原港も比田勝港もあるわけですけれども、港湾計画が今平成22、3年ぐらいまでつくられている港湾計画があります。この港湾計画もですね、場合によっちゃ見直しをしていかなくちゃいかなのじゃないかなということも考えております。

それと、やはり最終的には国内ターミナルと国際ターミナルをやっぱり切り離さなければこの問題は解決しないんじゃないのかと。そのためには、やはり今特に厳原港の場合でありますと、赤灯台の先に7.5の、ナナハンの岸壁が整備されて、21、2年にはこれが完了します。そういうことをしますと、かなり港湾機能がですね、海の外側の外海の方へずっていくということがありますので、それと絡み合わせながら岸壁の背後の埠頭用地の中にそういったものをつくっていかないと、やっぱり最終的には追いつかないかなと、これ国内国外ともにですね。ま

た比田勝港につきましても、今網代の方に港の整備ができてきております。厳原港も比田勝港もどちらも同じような課題を抱えておるところでございまして、特に国内と国際が競合してですね、どちらからも苦情がかなり高まってきておりますし、特にC I Qの方からも、とにかく厳しい御意見をいただいておりますのが事実でございます。その辺を考えながら国の方とこの地方局の方と、港湾整備の中でどういうふうにしていこうか、先ほど市長がお話になりましたように港振興交付金というような補助制度も使いながら、ターミナルあたりの整備を進めていかなきゃいかんのじやなかろうかなというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 市長あるいは政策部長が今答弁していただいたことをですね、ぜひ実行していただくようによろしく願いをいたします。

時間が少なくなりましたので、最後に教育長に再度お尋ねをするわけですがけれども、私が申したいのは、金額が多い少ないというようなことは今の状況からして少なくともやむを得ないかなとは思っています。ただ私の気持ちとして、あるいは教育長が先ほど答弁していただいた中で、中学校の3年間というのはこの時期しかないと思うんですよ。例えば日ごろ一生懸命朝早くから早朝げいことか、あるいは晩7時、今の7時8時は明るいですけども、冬場の7時、8時まで夜遅くまで一生懸命練習していい成績を上げて島内で優勝した。で、県大会へ参加できるっちゅう子供の喜び、あるいは親が頑張れという応援してくれる気持ち。ただですね、出場制限といいますか、補助制限はなくなって金額を下げたということでしたけども、やはり1回や2回は親も喜んで一緒に長崎まで行ったり、あるいは県大会があるとこまで行って一生懸命応援したり、支援してくれるわけですけども、それが年に3回も4回も重なりますと、今度は親の気持ちもなかなか複雑な気持ちになるような話を聞いたんですよ。で、そういうところで以前はもっと補助があったが、去年からなんか補助が一気に減ったらしいよ、何とかならんとねっちゅうような話を聞きましたので、教育長にこういう質問をさせていただいたわけです。

で、先ほども何度か19年度は予算が許せばそういうメリハリをつけていただけるとというような教育長のお気持ちも聞きましたので、私も幾らか期待は持てるわけですが、ただ言うように最初に出しますと、年度末が近くなりますと、その辺のことも御心配になる点もあるのかもしれませんが、できれば中学生3年間というのは幾ら市の状況がよくても悪くても、その3年間しかないですね、大人であれば、例えば半額補助が4分の1になったとか、あるいは3分の1になっても、この財政再建が終われば、また新たな制度で適用できるのかも知れませんが。特に中学生というのは気持ちを大事にしてやりたいという気持ちの中からこういう質問をさせていただきましたので、最後に教育長の答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○教育長（米田 幸人君） お答えをいたします。今言われたように、やっぱり出場する団体、子



供たちが均等にこの補助制度を受けるということが大原則です。予算がないからというようなことはやっぱりすべきじゃないということでもあります。

それと今御質問のとおりですね、もう少し参加しやすいような環境をつくってはどうかということですね。ですから、私はその接点だろうと、そのように思います。当初は児童生徒は県大会3分の2でした。そして平成17年度2分の1、そして今度は5分の2というような格好ですね、財政状況を見ながらでございますが、そういうことで言いますように大原則にのっとり、正しい予算の許す限りですね、もう少し子供たちが出場しやすいような環境をつくっていきたいと、そのように思っておりますので、検討してみたいと、そういうように思っております。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） すいません。ちょっと質問を終わりますと言いましたけども、ちょっと時間が2分あります。ちょっとお尋ねをしたいんですけども、今私の手元にですね、スポーツ活動振興補助金交付一覧表というのがあるわけですが、ここの中で決定額と確定額というのは、例えばどんな意味合いがあるわけですか。例えば決定額で仮に800万あるとする。で、確定額で750万しかないというこの意味合いというのは。確定額のときは何かほかの補助金をいただいたということになるわけですか。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 決定額というのはこういう具合に何名、どういう種目で参加しますということで補助申請あるんですね。それによって決定をします。その後、実際選手がもちろん例えば欠場とか、そしてほかの補助金がもしもあったというようなことは控除しますので、そういうときに確定をしていくということでございます。

○議長（波田 政和君） 5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（波田 政和君） これで5番議員の質問を終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は11時5分から再開します。

午前10時56分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） おはようございます。質問に入ります前に、市長の方には、今回

の上県地域、上対馬、上県の斎場の建設に向けた予算づけには心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。（笑声）これは再三再四、合併当時もそうだったんですけど、我々上県地域の議員としてはですね、本当に真に迫る願い事でありました。私もたびたび皆さんと会うわけですけど、その節、やっと念願がかないましたと、そのように報告をしておりますので、市長の評価も出たようでございます。はい、間違いありません。（笑声）

それでは、今回ひさしぶりに一般質問に立ちます。前回12月も通告をしておりましたが例のような状態で機会を失っております。あのときは市長の政治責任についてということで通告をしておりました。今回はもう御承知のとおり、課長補佐制度についてということでですね、お尋ねをしたいと思います。市長補佐ですね、市長補佐官、失礼しました。

それで私の方も去年の9月の議会でしたので、改めてちょっと市長補佐官について勉強してみたいと。市長もカメラもありますので、市民の方もどういう形で市長補佐官が設置されたかということのを少し話をしてみたいと思います。

これは趣旨が地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律を受けてですね、条例の方で地方公務員法第24条6項の規定に基づいて条例が制定されました。これはお互い議場で取り交わしましたので。その任期を定めた採用という、その中を少し話をさせていただきたい。

「任命権者は高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その者が有する当該高度な専門的な知識経験又は優れた識見を一定期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる」、これが基本的な考え方であります。そして条例の中で1項、2項、3項、4項とありますので、このことはもう頭の中にあるかもしれませんが、お互いもう1回認識を新たにするため、当該1項ですね、

「当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合」、これが1項でうたってます。

2項、「当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合」と、非常に紛らわしい文言で書いてありますが、あとは省略をして。要するに即戦力になる職員ということが市長補佐官でないかと、そのように認識をしております。これで大丈夫でしょうね。

それから去年の議会の提案されたときに私の方が質問をしております。質問を、市長にですね、条例設置のときに市長補佐官設置について。条例設置の議会で総務部長の説明を要約をしますと、

「ますます複雑化、高度化していく市政の重要課題を推進する観点での政策の企画立案と組織の活性化を図るため、民間企業社員の受け入れを掲げ、人口減少に歯どめが利かず対馬島の活力が

失われている今日、夢と潤い、そしてゆとりをすべての島民に感じてもらうための施策が緊要であります」という説明でした。私もですね、全くそのとおりだなと、その時点では賛意を表しました。市長は思い出されると思いますが、決して私は後ろ向きでも何でもない、前向きでした。そして補佐官ができて9カ月になりますので、改めて今回こうして質問をしているわけであります。

そのとき、市長答弁もう一つだけ言わせてください。「懸念されることも最もだと思います。御承知のとおり、合併当時824名」これが正規職員ですかね。正規の職員、それから「164名の嘱託委託職員、これを平成22年までに660名、それから再度スタートして450名に向かって進むわけでございます」と。「私どもは企業誘致、観光振興のこの2つに絞って、専門的な知識を要します企業誘致を、難しいからそれだけキャリアを持った、それができる人」という、いわゆる岩佐補佐官ですね。そして、あわせてですね、「実は7年前から彼に目をつけとった」というようなことまで答弁はされてあります。

そこで、先ほど三山議員といろいろ論議をされましたけど、対馬の現況、いわゆる不景気のどん底ですね。これについては市長の答弁を聞いて、私も同じ認識だなと、お互いそのような認識の中、だからこそ即戦力の市長補佐官を置かれたと、このように認識をしております。ただ9カ月たった今現在、3月の8日でしょうかね、3月8日の市政報告会、その中でもゴルフ場とかホテルとかいろいろな話がありましたが、市長補佐官を設置して9カ月たった今現在の詳しい実績と言いましょか、見通しと言いましょか、これをお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 9番、糸瀬議員さんの一般質問にお答えをいたします。

市長補佐官制度について、るるお話がありましたが、条例の制定のときに論議されたわけでございます。補佐官につきましてはね、御指摘のとおり。その確認、趣旨、目的をされまして、今どうなっているのかということで御懸念もあると思いますし、心配もされていると思いますが、よくやっていただいておりますし、着実に進捗が、進捗率も——進捗率って言ったらおかしいですな、とにかく進んでおります。これはもうこの前からお話をしましたとおりでございます、対馬市の特に離島の企業誘致というのは非常に難しいことはもう糸瀬議員もよく御承知といたします。今まで誘致したところ、経済の情勢、社会情勢というのがそういつまでも固定しておりません。非常に流動的でありましてですね、そういう中で可能な限りそういったトレンドと言いましょかね、流れをつかみ、その中に対応していく、しかも足元を見ながら自分の置かれている環境、そういう中で、特にその点を考えると企業誘致っていうのは本当に難しいわけです。特に、離島、過疎地、辺地というのはですね。中でも海を隔てての離島っていうのは非常に難しゅうございま

して、企業誘致に関しましてはいろんな皆さん思いがあろうと思いますが、やっぱり輸送コストということを見ると、どうしても、どう言うんでしょうかね、小さくて軽くて薄くてというこういう軽薄短小って言うんでしょうかね、重厚長大という鉄の世界、あるいはそういった大きなものからですね、そういったのが対馬には向いてるんじゃないかということで、そういった点にもチップなんかの焦点を絞る。

ところがこれには水が要ります、膨大なですね。いろんなその条件を満たしながらやっていますが、御指摘のように条例制定のときのことを振り返っての御質問でしたが、ちょうど8年か10年になりますが、その中でよく精査せんとわかりませんが、岩佐という近畿日本ツーリストの非常に対馬出身の有能な人がおるということで、だれかなと調べよりましたら、県庁におります岩佐さんの弟だということで、実は10年前後前から熱い周波を送ってたわけでありまして、そしてたまたまこういったことになりまして、これはどうしても専門的な今御指摘のような、知識を有し、なおかつ即戦力のあるということになっていくと、そのもう一つの要素ですが、これはやっぱり私の足りん分を補ってもらわなければならないと思っております、職員もおりますが、特に専門的な分野でということ、当時海外勤務を終えて、ちょうど御承知のとおり大手の企業ってというのは55歳になりますと大体チョイスさせますですね。あなたは会社にこのまま残りますか、あるいは子会社に希望はありませんか、あるいはやめますか、どうされますかという。そういう中でこの時期が五十ちょうど四ぐらいでしたか。55前にしてまして、で、ノックをいたしましたら、考えてみようということになりまして、それで実は採用をさせていただいて議会にお願いをしたと、条例をですね。そういうところでありまして、成果は着々と上がっております。

いろんな情報を精査しながら彼が動きます。動いているいろんな積み上げをいたしております。企業誘致っていうのは下から積み上げていっても企業誘致なかなか難しいですから、やっぱりトップダウンっていうのが、これはもう企業誘致の常識でございますが、なかなかトップにたどりつくまでに時間がかかります。そういったことで西友等の堤清二さんも一緒ですが、今回の場合もですね、例えばユニマツト、峰町のリゾート開発（シニ）今ゴルフ場ということ、この前もお話したとおりですが、専務常務がまず来ていただきまして、あとその上で社長に会わないけませんので。私も一緒に今松原企画部長も一緒に行きまして、補佐官とね。そして、今までのアプローチに加えてディスクロージョンをしたわけでありまして。それで、結局そういう一つのコンビネーションっていうのが非常に大事になりますし、かてて加えて対馬の状況はどうか、安定してるのか非常なのかどうか、あるいはどういうことなのか、そういったことがいっぱいかみ合わさっていきます。だからそういう今テストクロージング段階に入ってるんですが、ほぼそういうことございまして、市の方でもこれからそういったものはもう行政だけがやる時代は過ぎましたよと、みんなでやる時代でしょうということで、商工会長初め、有志のゴルフをやっ

る方々の期成会がつくられまして、一緒にこの前もオーナーであります高橋オーナーにも皆さんで会っていただきました。そして今その（ ）が始まっております。基本的に日本有数のゴルフ場ができるなということでもあります。加えてストレス社会でございますので、そちらの方の癒しのリゾートということで、これもあわせてやって、一つできたらもう一つつくらんと恐らくだめになると思います。そういう状況の中でまず動いているのがユニマットグループによるゴルフ場の誘致であります。

次に、今動いてるのが、これももう設計図はできてるはずであります、今旅館組合といろいろお話して、大体ホテルというのは200床以上ないと採算がとれないというのが通常言われている形態であります。150床、どっちみち対馬では利益が見込めないということが皆さんいろんなところで同じことを言われましてですね、いやいや、それは将来のことを考えるといろんな展望が開けますよという話の中で、そこまで熱意を持ってやっていただけるならということで、ここも150室のルートインという全国チェーンでホテル展開をいたしております永山社長とお会いをいたしまして、こちらにも来てもらいまして、もちろんですね。それが進んでおります。用地の問題等今検討を進めております。さらに旅館組合の人らとの協議も進めておると、そういう状況があります。

次に、もう一つは、これは前からお話しておりましたような野菜工場、ブルーベリーじゃございません、ベビーリーフという野菜サラダ、無農薬のですね。そういう野菜工場の誘致、これを今進めております。実はここ1週間ぐらい前になりますか、もうちょっとになりますか、去年の——今ロハスの時代ということは今糸瀬議員も御承知と思います。そういうロハスの時代利用、去年のロハス大賞はトヨタのプリウス、ハイブリッド車、これがロハス大賞をとりました。ことしは私どもが今お願いをいたしております（イチャマ）さんというオーツコーポレーションというところがありますが、これが無農薬の食品、野菜づくりということで、ここがことしの大塚製薬との競り合いがありました、ここがロハス大賞をとりました。その今オーツコーポレーションの誘致を大体7月ぐらいから始まるんじゃないかと。これは舟志地区を皮切りにということです。

それからもう一つは、あんまりね、まだなんですが。（発言する者あり）詳しく、いや詳しく言ってるつもりですけど、またあんまり言い過ぎるといろいろまたどうだこうだなりますから非常に私も考えながら言ってるんですが。あとは（メイハウ）という会社があるんですけどね、これは樹脂なんです、樹脂の成形機とか金型とか周辺機器によります精密機械製作をやっております。ここを規模は小さいんですが、将来ふえていく可能性があるということで、ここも今いろんなことをやっております。あとは平成19年度、ことしにおきましてはですね、18年度の誘致中の企業との交渉に加えまして、中国向け、あるいは自動車輸出の拠点となっております九州

のこのトヨタグループへの部品を納める下請会社、あるいは農林水産食品加工工場、あるいは木材加工工場、真珠加工工場等のこういう日本のマーケットを対象とした分が現在中国、台湾、韓国、こういった輸出となることを意識した企業誘致を今目標に少しずつ、またこれも調整もいたしております。対馬でしかできない観光交流体験の企画商品の確立を目指しまして、今商品づくり、あるいは体験メニューの整理と集約と、あるいはその受け皿づくり、生産者漁協、農協と連携した地産地消システムの構築で、対馬再生プログラムということで、各部各課を横断したものを今また民間も巻き込んだ中での間もなく検討が終わったようでございますので、その立ち上げも始まろうかと思えます。

いずれにいたしましても、いろんな形で動くわけでございますが、対馬のPR用のDVDの作成も含め、国内外からの修学旅行を誘致、あるいはローカルオペレーター機能、観光物産協会が新しく装いも新たになりましたこの機能の充実、こういった中でいろんなことを推進していこうと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） ええとですね、私は当初言いましたように、行革の真ただ中でですね、真ただ中で、その専門的専門性、そして経験豊かな彼が必要だということはよく理解をしながらですね、そのときにサインをした、確かに議会で議決をしたわけですから、市長もそうですけど、市民に対する夢と希望と、それから逆に言うなら約束をしとるわけですからね。この成果が、今私初めて聞いて、聞く範囲では随分行動的に活躍をしたなど、そういう思いはします。やはりですね、結果として、結果として現実味が帯びたのが何なのかとよく考えてみますと、ゴルフ場が実現味があるかなという思いをしていますが、これはどうですか。新聞もありますので発表できる範囲で結構です。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） お話ししたとおりでございまして、あとは信頼していただけるかどうか。まあ言ってもそれは信頼ならんぢやないか、またそげ言いよっちゃろうということやったらもう話は一緒でございますが。（「きょうは紳士的にやります」と呼ぶ者あり）（笑声）よろしゅう頼みます。信頼していただいていいと思えます。もう既にね、これは今からやっぱり例えば環境アセスとか始まるやないですか。そうするとやっぱり早くて2年はかかります。で、あと恐らく1つだけじゃないと思えます。この会社は1つつくと2つつくりますよ。面白いことを言われる社長でしたね。皆さんみんな集まられて、期成会の人も全部集まられたんですが。「大体企業がホテルに投資をしてゴルフ場に投資をしていく」、「リゾートホテルに投資をしていく」ということ。それからもう一つ何か言いました。「これは大体倒産への道をひた走る、大体企業家は

皆そう思っております。私どもはその倒産に向かったと言われるものを全部私どもはやってるんです」と、こう言って笑っておりましたがね、大変な自信を持っている。現在今、石垣と宮古島、あるいは佐世保の弓張の倒産したホテルもあそこがやっております。非常に企業の経営感覚も大変なものでございまして、日本の中でもまあまあ2001年の所得番付が日本一になっておりましたね。資金力もあるようでございますし、そうすると皆さんと一緒にね、やっていくことが一番いいことだと思いますが、今からいろんな環境アセスをする上においていろんなものがあると思いますが、彼の考えというのは1つではだめだと思っておりますが、1つできたら必ず次、2つ要ると思います。そういった形でリゾート、自然、癒しのできる日本にないような有数のリゾートホテルも考えているようでございます。

そういうことで大きく、どうしても島の企業を有していますと、もう糸瀬議員御承知のようにね、資金力の弱いところはすぐつぶれてしまいます。私どもがやりました絨毯工場の和田松というのもですね、10億から投資しましたが、多いときは200人を雇用しましたがね、五、六年、七、八年で、やっぱり人件費の安い中国に、あの当時ですね、行って、そうやってしまいました。みんながほとんどがそういうことでございますので、やっぱり5年、10年は黒字にはならないが、10年後には、8年後にはこういうふうになる、それからこうなっていくという長いスパンでの事業計画のできるような、そういう企業でないと対馬では持たないと思っておりますので、そういうことで進めていっております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 素直に受け取りましたよね。いや、本当に。（「素直に受けてください」と呼ぶ者あり）はい。

それからですね、観光と両方でお尋ねするようにしておりましたので、7万8,000円の韓国からの入り込み、それから岩佐補佐官がですね、議場でもそうですけど熱々と語ってくれましたね。上地区のいわゆる北の方の発展もあわせてですね、考えていきたいというような話も、私もまた別に（ヨウカ）会でよくよく聞きましたよ。そういう中で、先ほど話が三山議員とやりましたけど全島的に非常に厳しい、特に上対馬、上県、こう言っちゃ悪いけど、上県はなお厳しいような気が私はしております。

そういう中で、職員は減る、行革の中です、私が言うのは職員が減るっちゃうのは、職員だって上対馬28人になりましたよ、28人。これから先に450人になるときに、総務部長、450になったとき、上対馬の支所、上県の支所、何人ぐらいの予定しとるわけですか。これもあわせてちょっと答弁をしてください。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） これはよく御承知の上で糸瀬議員もお聞きになってると思いますが。そ

うしなければ冒頭、糸瀬議員の質問のように、一般職824名、それから臨時雇用の契約職員164名、988になりますかね。824と164でしょう。（「988くらい」と呼ぶ者あり）988になるですね。このままでは人件費すべてのこれをはじきますと70億を超えるわけですから、給料だけでも。これはもちろん議会の皆さん、私ども含めましてね。そうするとこれはやっぴりできる道理がありません。だから、そんなときよくどうなんだろうとするのがやっぱり類似団体じゃございませんか。そうすると4万人規模という人口だけで類似団体を調べてみますと、380名から三百八十数名台ですよ。しかし、ここは佐伯市、大分の、今度新しく延岡が合併をいたしましたので、対馬市は3番目の面積になりましたけどね。大分の佐伯、延岡に次いで3番目の広い面積、しかも八十数キロという、こういうことですから、やっぱり380じゃちょっと難しいかなということで450名という特定をいたしましたわけでございます。

ということは、やっぱりそれに向かっていくと、どうしてもこの前から申しておりますように、管理職組をやっぴり一元の集中管理をしていくということになりますと、各町にありました総務、企画、財政、あるいは出納室、その延長線で財産管理等いろいろあるんですが、そういう管理部門を一つにすることによって、管理部門は二百七、八十おりましたから、厳密にいろんなことをあわせていきますとね、そうすると一つに集中管理すると六、七十人になるということになると200人、仮にそのままで行きますと大体一人1,100万と見とかないけませんから、1,100万ということは、22億のここで人件費が浮くということになりますから。そういったことで、現在今予定どおり平成22年までには660名以下にしましょうということでの数値目標をしておりますが、恐らく660名以下になると思います。

そういった点で、今糸瀬議員言われたように、うどんの一杯も売れんじゃないか、職員が少なくなったじゃないかと、こういうことですが、これはやっぱり社会情勢、世の中の情勢、政治情勢、そういったものが変わったんですから、変わったなりの適応力を持っていかないとかわけですから、今までと同じ考え方ではだめですよ、やっぱり考え方を変えなければ島のあしたはないですよというのは、私ども即私どもも一緒なんです。今までと同じことでできないところに非常に皆さんに痛みを分かち合ってもらってるということでございますので、その御理解を賜りたいと思います。

そういう中で、特に佐須奈地域の、私もあそこの商店街、中心街がですね、旧6町の中で一番寂しくなったんじゃないかと、このような気がいたしております。もちろん比田勝もそうです。押しなべて言えば全部そうです。そういう中で活性化を図っていくのは、現状をよく認識した上で、そしていろんな可能性を探っていくとこれは非常に専門的な知識が要りますので、その場合は今糸瀬議員御指摘のように、よく適応力を発揮し、変化に対応する適応力を本当によく発揮しておりまして、情勢分析も的確なようございまして、そういったことで、まあまあ今のとこ



ろ、自画自賛するようですが、所期の目的を達成しつつあるんじゃないかと思っておりますのでね、何とか御支援と御理解を賜りたいとこのように思っております。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） 最後になりますけど、特に今話がありましたように、そういう状況で補佐官も一生懸命やる、あわせて全部管理職がですね、同じように危機を感じて頑張っていていただくことを去年の9月も期待をして賛成をしとったわけで、とにかく情報を共有化して、けさでもそうです。私、出てくるときにですね、市長御承知でしょう、宮本豊月さん、会いましたよ。対馬市はどうなるのかと。そういう意味からも期待が大きいわけですから、何とか職員と一緒に力を合わせて、ちょっと副市長やなんかおってないから力不足もあるかもしれませんが、そういうことは言うちゃおれませんがね、頑張っていたきたいと思います。私はこれで質問を終わりたいと思います。どうも。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） あら、もういいんですか。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） まだやりましょうか、そしたら。（笑声）

○市長（松村 良幸君） やりましょう。いや、きょうは対馬市始まって以来、糸瀬議員の心情あふれる、さすがだなと思って今御意見をお聞きいたしまして、私も考え方は改めないかと思っております。

それできょうの御懸念に——まあ座りませんか。あなたの御懸念に沿うようにですね、これから皆本当に英知を結集せにゃいけません。そういう中でやってるわけでございますが、職員も本当によく頑張っております。もう御指摘のように16年、1割17年、2割18年、7割（ ）時間がただありません。だから5交代勤務までやっております。これも組合が納得をするわけですから、本当によく職員も対応してくれております。1時半、1時半かな、5交代。1時半出勤、夜10時まで。これはやっぱり徴集するとかそうせんと、皆共稼ぎ、昼おられませんで。それぐらいやっております。今御指摘のように、副市長がおらんのでと言われますが、これはね、いろんな事情があるんでしょうから、去る者に追っかけっちゃできません。だから、おる人で一生懸命やります。またちゃんと皆さんの納得できるような形をしようと思っておりますので、それぞれ事情があると思います。よくやっていただきました。だからもう実は慰留したんですけどね、もう1年やらないねと。まして議会が始まる、議会が終わってからまでどうですかと言ったけど、非常に御承知のとおり意思の固いお方でございますので、いろんな事情がおありだったと思います。ただいろんなリクエストがあっておりますけど、それはまだ役員会はしてませんが、自分なりにいろいろ懸念されることがあったんだろうと思います。そういうことで譲渡せざるを得ないので、「20日前に出しました」ということですが、「そうですか」ということで。

大分何回かお話ししましたが、御意思も固いようですから、「それはやむを得んことですね、はい、どうぞ」ということでした。以上です。あと皆それぞれ部長を筆頭に職員は頑張ってくれておりますので御懸念には及びません。とにかく御指摘のように、とにかくこういう状況ですから、私ももう皆時間を言わず頑張っていくと思いますので、お気づきの点はまた御指摘をして尻をひっぱたいていただきたいと思います、私どもをですね。よろしく願いして終わります。

○議長（波田 政和君） 9番、糸瀬一彦君。

○議員（9番 糸瀬 一彦君） いやいや、議長、私は30分で通告をしとったもんですからね、まあいいかなと思って下がっておったんですけど、市長が非常にきょうは謙虚な形で答弁しておられるもんですから、私もですね、そう異議がましいわけじゃないですよ。お互いにですね、市民のために口やかましいときは私は言いますよ、遠慮しませんよ。だけどそれだけは言うときますので。ありがとうございました。（拍手）

○議長（波田 政和君） これで9番議員の質問が終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は13時から再開します。

午前11時40分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は「市政運営のあり方と将来展望について」と題しまして、4項目にわたって市長に質問をいたします。

1点目は、唐突な副市長の辞職をどのように受けとめておられるかということであります。今回の副市長の辞職は、多くの市民にとって唐突であり、またいろんな憶測を呼んでいるところがあります。当然ながら職員の人事権は市長の専権事項であります。副市長、教育委員等々については議会の選任事項であります。だから、辞職されたからといって「はい、そうですか」と言うわけにはいかない問題であると思います。永尾副市長の場合、多分全会一致で選任されたと記憶しております。その副市長が一身上の都合でやめられ、しかも対馬市になって木谷助役、広田助役、両助役に次いでナンバーツーが3人もやめられた。このことはまさに異常であります。松村市長本人に何か原因の一端があるのではないかと、そのように勘ぐられてもいたし方がないのではないかと思うわけであります。市長の本音、正直なところを述べていただきたいと思います。

2点目は、「有限会社マルハ運輸にかかわる政治倫理審査報告を受けての対応について」であります。御承知のとおり、対馬市政治倫理条例は、その目的として第1条に次のようにうたって

います。少し長くなりますけれども、読み上げさせていただきます。「この条例は、市政が市民の厳粛な信託に基づくものであり、公職にある者が私的な利害関係によって公職の遂行を妨げられることがあってはならないとすることを認識し、その担い手たる市議会議員並びに市長、助役、収入役及び教育長は市民全体の奉仕者としてその人権と政治倫理の確立、向上に努め、卑しくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図らないことを市民に宣告するとともに、議員、市長等が職務遂行の公正性及び高潔性を実証するために必要な措置を定めることにより、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を全うすべきことを促し、正常で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」とうたっております。非常に高邁な条例であります。

去る3月26日付で峰町の松村繁實氏より政治倫理審査会に調査の請求があり、それに基づいて同審査会は請求者の請求内容をほぼ全面的に認め、波田政和議員は対馬市政治倫理条例に明らかに抵触するとの立場から次のように結論づけています。すなわち、「波田議員に対しては原因となった要因を条例の趣旨にのっとり速やかに改善されるよう要望する」ということであります。このように波田議員は対馬市政治倫理審査会の結論に従うべきであると思いますが、市長はこのような政治倫理条例に反するマルハ運輸との運搬業務の契約破棄についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

3点目ですが、官製談合、裏金問題、対馬物産開発のずさんな経営、今回の副市長辞職などなど松村市政では対馬市の明るい展望は開けないのではないかという私の率直な立場からの質問であります。今挙げた4点のうち、裏金問題を除く3点は、それぞれ松村市長の暗部、暗い部分を映し出している問題であると言わざるを得ません。裏金問題にしても、県や他市と、ほかの市と対比して非常に対応が甘いものでありますが、この問題がかすむくらい次から次に問題が派生しております。新市長新市政発足後、議会内部の問題、または議員が絡んだ問題もありますが、大部分が理事者側の不祥事であり、市政の混乱を招き、市民に迷惑をかけ続けている状況であります。私自身、その議会の一員としての責任の一端を自覚し、あえて市長に申し上げたいのであります。市長、あなたのもとでは対馬に明るい展望は開けないのではないかということでもあります。御答弁をお願いいたします。

4点目は、前段の質問との関連もありますが、来る市長選挙、来年の3月だと思いますが、再び出馬されるつもりかどうかということでもあります。市長自身みずから正直に質問、答弁をしていただきたいと思います。

以上で一般的な質問を終わります。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 20番、武本議員の同じ、毎回毎回の質問にお答えをいたします。

まず市政運営のあり方と将来の展望ということでございますが、市政運営、あるいは将来の展

望、総合計画に示したとおり、今まで再三再四述べてるとおりでございますので御理解を賜りたいと思います。

それから唐突な副市長の辞職をどう受けとめているのかということでございますが、御指摘のように、突然の退任願ということになるわけでしょうが、慰留したものの先ほど答弁をいたしましたとおり本人の辞職の意志が固うございます。6月4日付で退任願を受理した次第であります。永尾氏におかれましてはね、合併直後の平成16年5月に収入役また17年7月より助役、その後副市長に御就任をいただきまして、市政運営を約3年間にわたり支えていただいたわけですが、市の合併後の基礎づくりでの力を発揮していただきたいと思っておりましたが、非常に残念であります。まちづくりの戦いを進めている私にとっては、すべてまちづくりは戦いと思っております。非常に異な感じがいたしております。

いずれにいたしましても、難問山積の対馬市でございまして、皆さんがね、いつも申しておりますように市民協働ということに話したしましとおり、みんなで町をつくっていかねばならないわけでございますが、残念ながらそういうことにならなんだことを非常に遺憾に思い残念に思って断腸の思いであることもまた事実であります。

市長の責任もあるのではないかとということでございますが、副市長不在という実態を招いたことにつきましては、結果論として不徳のいたすところであると思っております。幸いなことに、すぐ部長連も早速会合を開き、我々が副市長にかわってそれぞれの分担をやっといこうということで、緊急部長会議の中で皆さんの意思を聞きまして、ありがとう、とにかく頑張っって対馬のあしたに向かって、悪いものは悪い、先に向かって行かんと、後のことだけでずとね、どうだどうだどうだ、これじゃ対馬のあしたはないよということで、皆さんが一生懸命やろうということで意を強くいたしておるところでございまして、何らこれからのまちづくりに行政の運営という点といいますか、行政事務につきましては、何ら問題なく遂行されるものと思っております。

それから教育委員、あるいは副市長、こういった選任は議会が決めるということは議会は選任じゃないはずでございますので承認の間違いだらうと思っておりますが、承認をお願いしているところでもあります。

それから、市長に原因があるのではないかと、これは皆さんいろいろ顔も違えば心も違うように、憶測もあるんじゃないかということですが、「人生いろいろ」という発言をされたおかしな総理もおりましたが、いろいろだろうと思っております。いろんな思いがあろうかと思っておりますが、それはそれとして受けとめておきたいと思っております。

次に、マルハ運輸にかかわる政治倫理審査会の報告を受けての市の対応についてということでございますが、これは細かく詳しく全協で申し述べたとおりでございまして、いろんな議論もあろうかと思っております。自治法を超えた市の条例は問題があるんじゃないかという意見もありましょ

うし、あるいはまたそれはそれとして第三者の判断が出てくるわけでございますので、市の条例として決まった以上、市の条例を守っていくというのは市長のこれは責務であります。したがって、全協でも申し上げましたとおり、市の倫理条例にのっとってつくられた審議会が結論を出したわけでございますから、これはそれを他として私は尊重していくべきだと思っております。それにはいささかも変わりはありません。

ただ契約解除することができるということに関しましては、これは今いろいろ倫理条例に反してる云々ということになっていきますと、これが（ニッシン）等あるいはいろいろたくさん同じようなことが出てくる可能性がたくさんあります。そういったことはそれと、それはそれとして、とにかく倫理条例の趣旨に乗った方向で、解約の方向で今いろいろ検討をいたしております。民事専門の弁護士の先生とかいろんな形でですね、あるいは仮に損害賠償を得たときにどうなるか、これは契約は会社と市の契約でございますので、これもいろいろ法的な論理の出るところでございます。なおかつ、全体の35%ぐらいの落札でございますので、果たしてそれで次にやれる人があるのかどうかということもあります。

さらに（アムロール）社等につきましても時間がかかる分、これをどうするかということ、今までなかったという顔をしてたじゃないかということになりますと、それでいいわけですが、そうすると、数千万の経費が増になっていきます。さらにこれを起因として、もし何かということになってもそれはどうすればいい、いろんな想定される分野におきまして、想定以上の中で今弁護士といろいろ相談をしているところでございまして、全協で申しましたように近々そういうことで結論を出すときが来つつあるようにあります。そういうことです。

それから、官製談合、裏金問題、対馬物産開発のずさんな経営、市長、副市長辞職、松村市政では対馬の明るい展望が開けないのじゃないかということですね。これも人それぞれ考えがあるでしょうし、私は私なりの考えで、責務は責務としてやりながら、どういうことをやっていくのか、今のところは残す任期を精一杯対馬市の元気づくりのあしたに向かってやっていくという以外に考えておりません。だから、その次をどうだということはいろんな人がいろんな話で探りを入れる人もあればやめてもらっちゃ困るよと人は言われます。やめたらどうかという人も酒飲んで言える人もあります。いろいろであります、これも。しかし、物言わない人がたくさんおられるから、そういった人のやっぱり意向もよく考えなければなりませんし、いろんな形で考えていかないかんですが、今のところそういういとまがありません。ただ財政再建、行政改革、対馬のあしたへの元気づくりに向かって、残る任期を一生懸命やるという以外に考えておりません。

以上、御賢察を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 助役の信任については私も舌足らずで、言われるように選任す

るのは市長であります、それを承認するのは議会であります。

任期まだ3年ぐらい、3年過ぎたぐらいで3名のナンバーツーがやめられたと。広田助役については確かにはっきりした理由がありました。それは市民の皆さんもよく理解されているわけがあります。ところがほかの2名については一身上の都合ですね、多分。これではよくわかりません。わからないから言って文句を言ってるわけじゃありませんけれども、一身上の都合で2名もやめられるということが異常なんですね。本人たちの都合でやめたんだらうから自分とはめないと、やめるものについては追わないということを全協のときにも言われましたけれども、そういう簡単な問題じゃないと思うんです。市長はこの問題についてですね、やっぱり自分の不徳のいたすところであるというぐらいの答弁があつてしかるべきだと思うんですが、そうは思いませんか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） よく話を聞いていただければ最後にそう言ったはずであります。以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） ただこの問題は県下でも聞いたことはありませんね。だから、とにかく異常な事態であるということ認識してほしいと要望をしたいと思います。

これとの関連ですが、市長は大体助役は、副市長は3名ぐらいを要望してあつたようですね、当初は。条例ができたころはですね。ところが2名からスタートして2名ともやめてしまった。ところが本議会ではその選任は考えておられないような事務当局の話でした。準備はまだ市長からないと。言われないと。そこで、あらためてお尋ねしますが、今議会に副市長の選任は、選任案件は出される予定はありませんか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 県下でも異常な事態が起こってること、議会も含めて日本一異常なことが起こっております。

○議員（20番 武本 哲勇君） 思ってるんですか。

○市長（松村 良幸君） 起こっております。市長を競売入札妨害で告発をしたり、それにしてもここに根拠も論拠も証拠もないものをそうしていくのか、それもそのままになっております。異常なことといえば異常なことはいっぱい続いております。非常に残念なことだと思っております。

それから今回副市長の選任をするのかということでございますが、今武本議員御指摘のように、事務当局に指示はいたしておりません。よく考えて行政運営に支障なきを事前の策をとっていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） やっぱり一部の新聞報道にもありますように、やはり市長のワンマン的な体質が非常に副市長の辞任に結びついているんじゃないかと、私も全くそのように感じているものであります。これはですね、私は職員の人事権とか、そういうことにはもちろんタッチする立場ではありませんけれども、このような副市長とか教育委員とか、こういうことについては、いろいろ注文があればすると。多分人選も難しいでしょうけれども、やっぱり今まで市長がやってこられた、あるいは言うてこられた、それからすると市長、副市長になって、これから9カ月ぐらいですか、続けていくというのは市長、松村市長らしくないと思いますね。そのことはもう後がありますのでこの辺にしておきたいと思いますが、さっき議会もいろいろあって、市もそうだが、議会も五十歩百歩だというような意味にとられるようなことはどちらも異常であると言われてあります。これはですね、議会の異常さと市長の行政の異常さはですね、やはり私は全然違うと思うんです。特に、一番重大な問題は官製談合です。このことによつてどれだけ市に損害を与えたか、これは金銭的な問題ではありません。いろいろな面でですね、対馬の名誉は地に落ちた。そしてしかも市長は給与の80%カットで、そして16万円でその市長のいすに座っておると。これも実は異常なことなんです。夕張は多分50%カットだと聞いておりますが、80%カットはこれは日本の市の中では過去にもなかったんじゃないかと思います。そのような問題をやっぱり市長自身理解してあるわけですね。カットをせんと申しわけないと。ところがカットして済む問題じゃありません。大卒の初任給にちょっと毛が生えたぐらいの16万円で市の職責が全うされるっちゅうのはですね、普通は考えられないんです。答弁があれば言ってください。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 大卒に毛が生えた——大卒に毛も生えておりません、大卒は20万超えます。よく調査をして話をさせていただきたい。

それから先ほどね、議会も五十歩百歩、そういうことは言うておりません。根拠のない論拠のない、あるいはそういったもので競売、入札妨害で私を告訴しておいて、そのことはどうなるんですかって、同じことじゃないですかってそういうことを言うてる。だからね、市にも非があるが、あなた方もどうなんですかということをし上げたわけで、私はそれに対していまだ忸怩たるものを持っておりますが、これはこれでいいでしょう。

なぜそのワンマン的な手法じゃないかと言いますけど、私どもの部長以下、副市長以下にワンマンかどうか聞いてもらえれば一番よくわかります。ワンマンでは皆さんがワンマンに見えることだろうと思います。議会に対しては、これは議会とは真剣勝負の場だと思っておりますので、自分の意見を吐露するし、信念を吐露いたします。それは時としてワンマンに聞こえ、見えるか

もわかりません。どこの新聞が書いたかわかりませんが、何を根拠にワンマンで書くのか私は教えてほしいと。（「私に怒らんでいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）いやいや、怒ってはない。怒ってはない。言葉が、私はそう言ってるでしょう、先ほども糸瀬議員にね。バチが太鼓叩くんですから優しく叩かれれば優しくこたえますし、皮肉に叩かれれば皮肉に答弁しますよ。そういうことですから、それを怒るとか怒らんと言ってもやっぱり心外ではありますが、いずれにいたしましても18万で云々ということは、これは責任の所在を明らかにするためにしたんでしょう。それじゃだめだと言ってあったんですけど、それは私が考えて責任は自分のことですから自分でする。しかもぎりぎりのところでやっぱり自分なりの痛みを感じながら責任を感じ、基本的には残る任期、与えられた任期ですから、責任を全うするというこの責任のとり方の一端であったわけでごさいます、とやかく言われることはないと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 大卒の初任給は、私が広報つしまで見た記憶があるんですけどもね。ちょっと市長よりも下かなという印象があります。それは大した問題じゃありませんのでいいですが。

次の問題であります。私はやっぱり市長は、まず自分たちの町の条例を明らかに法令に反しないと。もちろん法令に明らかに反してれば、そういう条例はできるわけありませんし、だから、そういうことを踏まえてできている政治倫理条例であります。それを市長は忠実に守ると、これはもう大原則であります。しかも、政治倫理審査会は弁護士も入って、そして良識ある人たちがそういう結論を出されたわけです。極めて私に言わせると妥当な結論であると、この政治倫理審査会は全く議会のみならず市民の負託にこたえた結論を出してくれてたと、私は非常に感謝しております。それを先頭切って守ると、これは市長の責任であるわけでありまして、あとどういう問題が起こるにしても、先ほどの説明の中でいろんな問題が言われました。法律との関係とかですね、契約のいろんなこととか解約の問題とかいろんなことで言われましたけれども、それはその先の問題でありまして、この結論に基づいて判断するのは市長ですから、だから素直にこの結論に従ってほしいと、前向きに検討するような答弁をされました。（発言する者あり）いやいや、政治倫理審査会の意向を踏まえて前向きに検討するっていう、そうじゃないですか、後ろ向きなんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 誤解があったらいけませんので、一問一答で行きましょうよね。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）今言われた「前向きに検討する」、一つ先、話をよく聞いていただかないかんと思います。私はこの政治倫理条例につきましても、倫理条例がちゃんと市の条例として決



定されてることですから、これにはいささかの問題もないと思っております。

例えばソクラテスが、この前も言いましたように、悪法も法であるということで獄中に毒をあおって死にました。間違ってるという論議もあるでしょう。これが自治法を超えてるじゃないかという論議もあるでしょう。いろんな論議があるでしょうが、市の倫理条例として条例化している限りにおいては、これを遵守するのは当然でありますから、それはやりますと言ったはずですが、ただその中に契約を解約することができるということに関して、この点は執行権者としてのね、マルハ運輸と市の契約でございますし、先ほど言いましたようにいろんなものが想定されるだけにですね、その点をいろんな想定の中で、いろんなことを検討しているということでございますから、例えば今言われた解約ということになりましても果たしてこれがどうなのかという、この請負契約というのか委任契約というのか、法的に行きますと、これが厳密に言えば請負契約じゃなしに委任契約になるわけですが、ここで委任だ云々、請負だという論議も必要ないと思いますが、民法上の適用上特別の実績はないわけですから、この点ではそれでいいんです。ただ解約した場合、この対馬政治倫理条例第15条を根拠といたしまして、解約につきましては、その条項が直接的な解除権を発生させるのだろうかという、これが一つ疑問が出てまいります。その根拠条文とかなり得るのか言うたら法的にはなり得ないということもこれも問題があります。

それからその条項をもって、司法上の契約である本契約は当然に向こうにあるかといえ、そうも言い切れない部分があるんです。そうすると、それから後想定されることに今頭を悩ましているわけございまして、したがって、本件契約を解約するには、別途別途その法的根拠となる条項が必要になるが、相手に例えば債務不履行がない場合、この民法の541条、あるいはこれを根拠とする法定解除はできないわけで法的にはあります。また本件の契約書上に、政治倫理条例を理由とする特定解除条項が設定されていない以上はですね、約定解除もできないという、こういう法的なものもあります。そういったことを踏まえて、いろんな想定される場所、あるいは場合によっては損害賠償も考えていかないけません。それ以上のものを想定しなければならぬ。そのときにどうなるのか。まして財政再建の途上にある今の経費、予定してたものの35%ぐらいの今、形で経費はですね、運営……。

○議員（20番 武本 哲勇君） 市長、簡潔。

○市長（松村 良幸君） 簡潔、肝心なところを話さないかんじゃないですか。

○議員（20番 武本 哲勇君） それはもう全協でも聞きましたから。

○市長（松村 良幸君） 聞いたら言わんでいいじゃないですか、あなた。私はだから、人の話しちよるとやから聞いてくれませんか。私もあなたの話が違うことも聞けるじゃないですか。

○議員（20番 武本 哲勇君） 簡潔にやってくださいよ。

○市長（松村 良幸君） 簡潔にしよるじゃないですか。基本的なことだけをね。しかし、今回の

契約は、委任契約であるところにこの味噌があるわけでございまして、委任に特別の委任解除権、あるいは民法651条がいただいているわけでございますが、こういう民法上651条による現職として解除は自由とされて、この解除することは可能と、こうなってくるわけです。ここにいろんな問題が出てきてるだけに、これは今までにおしゃったように全国にない事例でございしますので、この点で実は今ロースクールの先生であり、倒産専門にしている民事上の弁護士の先生と、いろいろな御相談をしながら、あらゆる想定できるものに対しての対処を検討しながら、時間をくださいと言ったのは、そういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 説明を聞くと、だんだんだんだん後退していくような感じを受けます。

○市長（松村 良幸君） いやいや、一つも変わりません、あなたが考えてるだけ。

○議員（20番 武本 哲勇君） 全協のときに言われたように、ここでも基本的にですね、政治倫理条例は守らないかんということも言っておられます。

○市長（松村 良幸君） そのとおりです。

○議員（20番 武本 哲勇君） 法的な問題は、法律家に任してはどうでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○議員（20番 武本 哲勇君） ちょっと待ってください。

○市長（松村 良幸君） 一問一答で行きましょう。

○議員（20番 武本 哲勇君） 一問一答でいいっちゃうのがどんどんどんどん、5分も6分もしゃべってはだめですよ。

○市長（松村 良幸君） いえいえ、そんなにしませんよ、しませんよ、どうぞ。

○議員（20番 武本 哲勇君） いいですか、まとめて答弁してくださいよ。

○市長（松村 良幸君） まとめてしたら長いつて言うじゃないですか。（笑声）

○議員（20番 武本 哲勇君） 質問者がね、質問者がやっぱり優先するんですよ。わかりますか。

○市長（松村 良幸君） （ ）私も（ ）がありますよ。

○議員（20番 武本 哲勇君） あなたは私に質問する資格はないんですから。

○市長（松村 良幸君） そんなら私は答弁せん資格はあるんですよ。

○議員（20番 武本 哲勇君） 願わくばですね、市長、やはり政治倫理条例のこの趣旨にのっとり、そして審査会の意見を尊重して、これに突き進んでいくと。あとは民法がどうじゃ、地方自治法がどうじゃちゅうのは法律家に任せたらどうでしょうか。その1点。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 何度同じことを言えばわかるんでしょう。私は物わがりのいい（ ）  
とと思ってましたがね。政治倫理条例はちゃんといたします言ってるじゃないですか。だからその  
とおりやってもらわな困ります言ってるんですから。その中に解約ということは、解約条項につ  
いてはいろんな問題がありますから慎重にしておりますと言ってるのをわかっていただけるんで  
すかね。ひとつもいささかも狂っておりません。条例を尊重し、条例に沿ってやるって言ってる  
じゃないですか。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） この審査会の意見がですね、こういうことを書いておられます。  
「なお、議員、市長等においては、政治倫理条例の趣旨に照らし、市民全体の奉仕者として市民  
に対して公務の公平、公正に対する疑念を抱かれないよう襟を正すことが期待されている」とい  
う結論を出しておられますね。これはマルハと波田議員の問題が中心で審査されたわけです。と  
ころがそれにですね、市長もこの条例、あるいはこの結論に前向きに取り組んでほしいという結  
論を出しておられるわけです。これはもう言いわけはよろしいですから、本当に前向きにね、結  
論を出してくださいよ。たまにはぴしゃっという結論を出してですね、さすがの松村市長だとや  
ってほしいと要望したいと思います。

○市長（松村 良幸君） ぴしゃっを出してるじゃないですか。

○議員（20番 武本 哲勇君） 次の問題の中でですね、官製談合とかね、いろいろありました。  
いずれにしても対馬市は市議会も問題がありますけれども、ありましたけれども、まだあります  
ね。特に市長の責任は重いということを何回、のろしを上げましたけれども。そしてこれは直  
接、直接関係ない問題ですけれども、間接的にありますから。職員が2名起訴されて、今最高裁  
とか高裁で審議されておりますが、大丈夫ですか、市長。

○市長（松村 良幸君） まだ生きておりますから大丈夫です。

○議員（20番 武本 哲勇君） それでですね、その2人の身分、身分は休職ということでした。  
一人は4月末かなんかで退職しましたですね。で、彼たちの休職中の、身分は休職ですけれども、  
給与の関係では給与は支払っておられるのか、給与もストップしたのかという点と、そして、も  
しこの刑が確定した場合は、支払った給与は返還させられるんじゃないかという説もあるん  
ですけれども、どのように認識しておられますか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 給与ですか。総務部長の方に答弁させます。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 市の条例で休職、刑事休職中につきましては、給与の60%支給を  
行っております。それと現在、部長職にありました理事が4月30日で退職いたしております。

それと休職中の次長につきましては現在も休職中でございます。それと退職金、それから給与等につきましてはの内容につきましては、今のところ刑が確定するまでそのまま保留というような形で総合事務組合の方も保留いたしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 給与は60%支給したということですが、市の条例のどこに書いてありますか。刑が確定した場合には、退職金は——ちょっとその前にですね、梅野元理事については退職金もまだ払ってないわけですね。その刑が確定した場合に——退職金の問題ですね、退職金はどういうふうになるわけですか。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 刑が確定すれば退職金は出ません。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） さっき言いましたようにね、給与も例えば今60%払ってますね。2人にも払ったわけですね。ところが刑が確定したら返還はしなくていいんでしょうか。有罪判決が出た場合ですね。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） ええと、返還等につきましては、まだ総合事務組合との形で検討といたしますか、一応調査をしてから支給になると思いますけども、返還等につきましては、まだ期間等が若干あると思いますので、事務組合、そういうふうな形の旧共済組合ですけど検討してみたいというように考えてます。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 給与を60%を払ってきた。そのときもですね、刑が確定したらちょっと返還になるかもわからんよというようなあらかじめそういう説明が本人にされましたか。

○議長（波田 政和君） 総務部長、中島均君。

○総務部長（中島 均君） 本人にはまだ返還等の内容については説明はいたしておりません。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） やっぱりそういう姿勢がやっぱり親切さに欠けてますね。

で、もう一つ、彼たちは、本来なら起訴された時点で免職にしてもいいということもうたわれて、「してもいい」と、しなければならぬじゃなくて「してもいい」と。それほど刑事事件で起訴された場合は非常に重いわけです。例えば市が最近つくりました飲酒運転の問題、飲酒運転ただけで免職ですね。だから、非常にそれでも免職ですから、事故を起こさなくても免職です

から。それぞれ比較してね、これは甘いんじゃないかな、これ。そのときに、もちろん免職もしなかったし、休職でずっと延ばしてきた。そういうことについて私は非常に不満です。何か市長。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今説明をいたしておりますように、それぞれ退職金については、退職手当組合、これは長崎県内ですつてるんですが、市町村ですつてね。それから公務員法に照らして旧職員であればどうだということが出ているわけがございますから、その法にのっとってやっっていくわけですが、最終的には親切さがないじゃないかというお話でしたけども、公務員としては休職になったらどうだ、あるいは刑が決まったら、確定したらどうだということは本人がよく認識を公務員としてしているはずでございますが、あえてそういったものの確認をしてないというのは親切さが足りないと言えば御指摘かもわかりませんが、いずれにいたしましても、法の定めるところに処理をしていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） やっぱりこの問題は、もともとは広田助役から始まって、そして部課長に行つたと。その最高責任者が申すまでもなく松村市長であります。そして松村市長はまだ任期いっぱい、残る期間頑張つて市民の負託にこたえたいと。まだ続けろという声もある。それはありますよね。市長は、私は市長の腹の中を探れば、もう決めてあると思うんですよ。市民を惑わすようなことじゃなくてですつてね、自分は出るんだと。いや、もう自分は出ないんだと。もう9カ月しかありませんので、自分に素直に答弁を再度お願いしたいと思つてます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） もう責任責任というのは、確かに責任があつたから80%カット、そして残る任期を職務を遂行することによって信頼回復に努めますということで、責任論はもう何回となくずっとその間、言つて終わったと思つてるんですが、また再度ですが、もうこれぐらいにしたいと思つてます。それは皆さんが判断される場所ですから。

そういったことで、腹の中は決まつてると、腹の中が決まつたら決まつてると言いますが、私はね、「信なくば立たず」というのは、これ私の前から言つてる信条ですから、信のないものが立つてどうするんですか。そしてこういう状況下の中にあつてね、中を見て、皆さんがね、やられようという人だったら立派なことじゃないですか。やろうという人にやらしてみたらいいんです。私もあえてもう一遍するということになるかもわかりません。それは今のところそんな気はひとつも考へておりません。考へる余裕もありません。ただ何とか早く財政再建、行革、行政改革をして、新しく時代を託される人に（ ）託したい、そのことだけはこれは一点の曇りもありません。私も自分の人生が欲しゅうございます。ゆっくりあと何年生きられるかわからんわけですから、今も大丈夫ですかという、水が切れたらガソリンが切れるのと一緒で、私はどう

もならないわけですから、そういう状況下の中で私なりにやってみようつもりですが、それを皆さんに言ってもせんないことであります。しかし、あえて政治家というのは、やろうとするときは死んでもやるというのが政治家でありますので、これは今そういった気持ちはいささかも政治信条としては変わってはおりませんし、とにかく精一杯残る任期を務めると、そして信頼回復に努める。そしてやっぱりあすの元気づくりの何とか基礎づくりをしたいと。それは私の今まで長い間お世話になった私の務めであると、この点だけで御理解を賜りたいと思います。いろいろ腹の中を探るとか探らんとか、それはいろんな考えがありましようが、人それぞれじゃないですかね。だから、本当にやろうと思う人はやっていたらいいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） いつも（イシュー）でしたかね、全協だったと思うんですけども、市長の責任を私も追及しました。そしたら何と言われたか。1回市長選挙をしたら6,000万要ると。またその後にはせないかんと。また6,000万要ると、こういうことを言われたことがあります。ということは、また出るという前提で言われましたね。

○市長（松村 良幸君） はい。

○議員（20番 武本 哲勇君） ちょっと待ってください。

○市長（松村 良幸君） 一つ一つしないと時間ない。

○議員（20番 武本 哲勇君） まだありますよ。（笑声）そういうことを言われました。おお、あのとき出るっち言われたちゅうかがね、もう腹は当時から決まっとるわけやから、今度は、今やめるという問題には今はなってませんのでね、任期いっぱい多分やられるでしょう。そうしたら2回も選挙せんでいい。もう1回で済むなら、もう腹が決まるんじゃないですか、普通だったら。どうぞ答弁してください。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 財政再建、行政改革の中でね、むだな経費を使うのはいかなものかと。私はひとつもいささかも狂ってない。任期いっぱいやるのは、当然負託を受けた限り、期待をさせていただいて負託を受けたんですから。4年間負託を、あなたがかじ取りを任せるよと負託を受けた。それは4年後の結果が皆さんが判断することです。今その判断に向けて、あなた方はいろんなこんなところもある、こんなところもあります、ずっとそういったものやっであるんでしようが、要はそういったふうに任期半ばでやるんですから、やらないかんといい想定もせないかんじゃないですか。最終、あるいは3年前、2年前ですか、そういったことで国政選挙が6,000万、新市の選挙ではもっと安くなります。いずれにしても国政が市だと言わなんだですけども、五、六千万のお金がかかってくると、2回すれば1億、1億2,000万

かかるじゃない。当然じゃないですか。それはあくまで任期を全うするのが与えられた戦場としてのこれは務めであり、責務であると思います。したがって、ひとつもいささかも理論は間違っていないと思っております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） そういう意味じゃなかったですね。当時の話はですね。

○市長（松村 良幸君） それはあなた……。

○議員（20番 武本 哲勇君） あなたね、こう言われたんです。やめるのは簡単ですよ。いつでもやめていいんですよと言われたんですよ。ところが今やめたら選挙したら6,000万かかると。そうしたら、1年後また選挙があるから、また6,000万かかると。1億2,000万かかるじゃないですかと。財政が苦しいときにね、そう選挙ばかりしてはいかんという意味のことを言われたんです。

ところが、あなたがやめてね、仮に、そして次1年後に出られなかったら、新しい新市長は4年間続くんです。選挙は1年後にはないんです。（発言する者あり）あなたは勝つという自信があつて言われたわけです。そうでしょう。だから、もう今度は途中でやめんでよさそうにありますから、はっきり決まるとるはずですよ。まだ本音を言えないんですか。

以上で終わります。

○議長（波田 政和君） これで20番議員の質問を終わります。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は14時から。よろしく願います。

午後1時50分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） お昼寝の一番、目が前と、上と下が引つつきそうな時間なんです。あと50分ほど耳を傾けていただきたいと思います。

私はさきに通告しておりました1に「光化学スモッグ注意報について」、2つ目に「対馬市わがまち元気創出支援事業補助制度について」の2件について質問いたします。

まず1点目の光化学スモッグ注意報について質問いたします。

4月下旬から5月上旬にかけて、光化学スモッグ注意報が福岡県や五島、また壱岐にも出されました。5月27日には北九州市に光化学スモッグ注意報が発令になり、予定されていた全

85校の小学校の運動会が、児童の健康への影響を考慮して中止になっております。このうち児童294人、保護者を含めて362人が目やのどに異常を訴えたと伝えられております。

光化学スモッグの原因は、中国大陸から飛んできた汚染物質である可能性が高いとする解析結果を福岡県が発表しております。九州の知事会でも事態を重視して、光化学スモッグの発生原因究明と対策を進めるように国に求める緊急要望を求めたという新聞報道もあります。また、北九州市立大研究グループが、光化学スモッグによる植物へのオゾンの影響を調査した結果を発表しております。それによりますと、屋内外に置いたたばこの葉について観測した結果、屋外に置いたたばこの葉に細胞死による斑点を確認し、葉が枯れたとの報告がされております。この実験をされた河野准教授には、農作物や人体への影響もあるのではないかと指摘されております。そして、九大の作物生物学者の井上教授の話によりますと、光化学スモッグ注意報が出ているときは、昼夜問わず外出を避けた方がよいとも言われております。

このように有害物質が飛来して農作物や人体への影響が指摘されているのに、対馬ではその測定装置が設置されてないために有害物質が飛来しても光化学スモッグ注意報が出せません。したがって、市民の皆様は毎日毎日の生活の中で知らず知らずのうちに健康を害していると思われま。光化学スモッグはもちろんです、黄砂にも有害物質が混じって飛来し、花粉症やアレルギー症状を引き起こし、目やのどにも害があるようでございます。肉眼で見えなくても、この時期には結構飛来しているとのことです。

以上、述べましたように、有害物質の飛来から市民の健康を守るために、一日も早く対馬にも光化学スモッグ注意報が出せるように、光化学オキシダント測定装置の設置を早急に県に要望すべきではないでしょうか。またその測定装置が設置されるまでの間、壱岐市に出された光化学スモッグ注意報を対馬にも適用されるように県に強く申し出してほしいと思います。

次に、対馬市わがまち元気創出支援事業補助制度についてお伺いいたします。

この事業は市民の皆様が自分たちが住む地域をみずからの手で住みよくしていこうとすることを目的とした事業や活動に対して補助金を交付し、支援する制度で、補助金としては1団体当たり、諸条件を考慮しながら限度額50万円となっております。事業の内容としては3事業ありますが、その1つには、地域資源活用促進事業として地域の自然を生かしたイベントなど地域住民の交流推進活動を支援し、地域の活性化を図る事業。2つ目には地域コミュニティ強化事業として、地域に伝わる風習、祭り等の伝統行事など地区住民のコミュニティ活動を支援し、地域の連帯意識の高揚を図る事業及び世代間の触れ合いを促進する事業。3つ目に、地域形成事業として、地域内の後継者担い手対策に取り組む事業と地域内の施設整備事業、そして地域内に公共施設等の環境美化活動事業がありますが、この3つの補助制度事業に対して申し込み件数と事業内容をお伺いいたします。



以上、2点について、市長の答弁をお伺いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 8番、吉見優子議員の光化学スモッグ注意報についてのいろいろなお話につきまして、お答えをいたしたいと思います。

御指摘のように、光化学オキシダントの測定装置を設置し、市民の健康管理を推進してほしいということでございますが、長崎県に今光化学オキシダントの測定局を県内で26局を設置しておるわけでございますが、県のこの環境政策課は、この後設置されてないところも含めまして、光化学オキシダントの測定局の設置について、現在見直しを検討いたしているようでございます。せにやいかんところ、せんでもいいところはないと思いますがね、そういったところで、対馬の場合はもう御承知のとおり、吉見議員、一番御承知と思いますが、対馬大気測定局で窒素酸化物、それから二酸化硫黄でしたかね、こういった測定をしておるわけでございます。そういったものを環境部といたしましても見直しを分けたいということでございますので、よく話を御指摘のようになしてみようと思います。

それから光化学オキシダントの有害性というのは、今言われたような健康被害、あるいは生態系の影響等も指摘をされておりますので、私どもといたしましても、よくその見直しの中で、この今私ども対馬でやってるこの大気測定局での窒素酸化物、二酸化硫黄、こういったものも必要だと思えますし、こういったものを含めてやっていかないかんと思っております。

それから御指摘のように、やっぱりいろんな生態系も含め、地球環境も含め、オゾン層の破壊によって、今太陽光線がいろんな有害物質がそのまま来ますからね。やっぱり直接日光に当たると、発ガン体質になったりとかいろんなことがありますのでね、今からそういった環境問題、特に食の安心安全ということはいろんな点で必要になってくると思えますので、大変大事なことだし、そういった生活者からの視点でいろんな注意を払っていただいていることへ本当に感謝と敬意を表したいと思えます。こういったことはもう本当にもう少しと思っております。実は——後で話しましょう、話せばですね。また長くなっちゃいけませんので。

次、わがまちの元気創出支援事業補助制度につきましてですね、これは地域資源活用促進事業、あるいは地域コミュニティ強化事業、あるいは地域形成事業の申し込み状況、今後の対策ということでございますので。これはもう私がごたごた言うよりも、もうよく状況もおわかりですから、松原部長の方に具体的に答弁させますから、一般財源でやってますからね、少し思うようになります部分もあると思えますが、件数がたくさんございますので、それでよろしゅうございますか。はい。どうぞよろしく願います。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） 自席の方から失礼させていただきます。今議員御質問の件でござい

ますけども、5月いっぱい申請期限でございます。それで締めたところによりますと30件のお申し込みがっております。金額にいたしまして1,142万4,000円という金額が上がっております。それを今議員がおっしゃいました大きな項目に分けて申し上げますと、まず地域資源活用促進事業、これは4件申請が上がっております。内容といたしましては、グリーンツーリズム事業の内容充実だとか、鰯浦地区のヒトツバタゴ資源充実、上対馬地区シーカヤック事業促進事業だとか、対馬北の玄関口まちづくり事業、こういった事業が今のところ申請として上がっております。

また地域コミュニティ強化事業につきましては、11件申請が上がっておりまして、世代間の交流、グラウンドゴルフ大会、あるいはパークゴルフ大会、また区民運動会等の開催ですね。そういったスポーツ事業と、地区で開催をされます夏祭り、こういったものの開催事業が今のところ申請が上がっております。

そして、3項目の地域形成事業でございますけども、件数にしまして16件ということでございます。この内容にしましては、青少年の健全育成のためのボランティア事業だとか、地区のごみ集積場の整備、それからゲートボール場、区民グラウンド整備、それから河川海岸の清掃事業と、そしてまた地区内の道路整備、児童遊園地整備というような事業が主な項目でございます。今年度は市長もおっしゃってありましたけども、新規事業ということで一般財源1,000万ということでございます。で、今回の申請状況を見ますと5月いっぱいということですね、実はそれに間に合わない団体がやっぱり二、三団体ありました。結構非常に好評でございまして、できれば次年度につきましては、少し事業残を拡大しながらですね、この地域が、地域って言いましょうか、集落が元気になる事業を拡大継続していかなければならないというふうに考えております。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 吉見議員さんの、設置されるまでの間、壱岐の情報を対馬にも適用できないかということをお忘れしておりました。これはですね、エリアの問題ございましてね、やっぱり光化学オキシダントの測定装置は結構広範囲なエリアにならないんですね。ちょっと難しいようです。壱岐の利用は。だから、これは早急に見直しの中でさっきおっしゃられたようにやっていきたいと思っておりますし、とりあえず壱岐のものはちょっと無理です。

そして、今の松原部長がこたえました「わがまち元気創出支援事業」は、とりあえず1,000万人減少いたしておりますので、来年度は3,000万ぐらい、3倍ぐらいできれば、今回皆さんの意向を聞いて、叩いてみた上でね、皆さんが本当に市民協働ということを大きく打ち出しているわけで、そういった中で皆さんがどういった考えしてあるかということもございまして、今お話のように結構関心をおありでしてですね、まだ金額が少ないもんですから、できれば来年度

は3倍ぐらいすればいいんじゃないかなと思ったりもしています。だんだん財政再建も緒につきつつありますから、いよいよそういった形を皆さんに夢や希望や明るいやっぱトンネルを、向こうに灯火をせないかん、皆さんが本当にその気が出てきていることで、もう区長会議だ、地域審議会だ、あるいは一般の方とお話をしていますと、もう本当によく理解している人も本当たくさんふえておりますのでね、松原が申しましたように、できれば来年はそれぐらいに努力してみないかんと思いますね。3倍ぐらいに上げたり、そういうことです。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 光化学スモッグの関係で回答をいただいて、ちょっと残念に思っ  
とるんですけども。これは原因を今福岡県も出しておりますように、やはり中国大陸の方からの  
汚染物質だろうという見解が出されておりましたね、そしてこれも離島3県、離島から考え  
たときに、大陸に近いのはもう対馬でありましてね、そしてなぜ五島ができて壱岐ができて何で  
対馬ができてないのかというのすごい憤り感じるんですね。もう何につけてもまあ私のひが  
み根性が知りませんが、何につけても対馬が遅いと私は思ってるんですね。そこ辺は市長さん  
の方はどのようにお考えなのかちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） いろんな事情があるんでしょうね、県にもね。あるいはエリアの問題、  
効果的な問題、地理的な問題、それ以外にもいろいろあるかもわかりません。いずれにいたしま  
しても光化学オキシダントの測定はないんですが、大気の測定局はこっちにもあるんですね。窒  
素酸化物とかさっき言いましたような二酸化硫黄等を測定しているわけですが。まあ実は——少  
しいいですか、話して。

○議員（8番 吉見 優子君） どうぞ。

○市長（松村 良幸君） そうですか。ことし、日本の論点百の中でも述べてるんですが、この前  
日本財団での海洋基本法と国境政策についてということでのおしゃべりを1時間ぐらいせいって  
言われて、たくさんホールで、若い人らがライブをやるとこだったんですが、各省庁の人もたく  
さん来ておりました。あるいは新日鉄を初め、いろんな関係先の人らも来ておったんですが、や  
っぱりこれからはそういう環境問題が大きく出てきますしですね、対馬の場合、特にこの日本列  
島と対馬列島が同じような条件を、似通ったところがあります、相似点がですね。日本列島も海  
の上に南北に長く浮かんでおります。正確に南北か、何々西北かわかりませんが、対馬も同じよ  
うに海の上に細長く浮かんでおります。そうしますと、これは国土交通省、あるいは総務省、環  
境省、いろんな人に会うたびにその話をしてるんですが、今実は話が少しそれますけど、地方分  
権の論議の中で行政の組織機構がですね、政令指定都市とか中核都市とかありますね。これ今特  
別市の論議がなされておるわけです。

特別市とは、直轄市に近い特別市というような意味でのですね。そういった中で、ちょうどあ  
れば東京で地方分権リレーシンポの最後のときだったと思います。あのときは、斉藤部長、一緒  
やったかね、あの2,000人ぐらい（ ）入った。そのときにですね、実は面白い話があっ  
たんですが、関係のあることで。実は小泉さんがちょうど国会中で30分、（カタヤマクラノス  
ケ）さんが30分、私が行政の方で30分ということで。ところがその後でシンポジウムで皆千  
葉の堂本知事とか初め、地方分権の（モロイ）さん、亡くなられましたけど、その当時おられま  
して、その中でシンポジウム長くなったものですから、実はその審議官、最終の地方分権の本  
締めであります方。たばこでも吸い行くかということで行きて、その横浜や神戸が今特別市  
に上がって、いろんな論議をされているわけです。何であなた方は、審議会、外海、島があるか  
らあなた日本の（エンセキ）37万平方キロは12倍ぐらいあるんじゃないかと、今度は海洋の  
時代、あるいは350海里大陸棚自己管理型の時代を迎えてね、あんた根室とか、国境地域、対  
馬とか、あるいは与那国とか石垣とかこんなとどう考えてるのよと。国境確定するところだよと。  
だからそういったところね、例えば対馬なんかの場合でも、中国の黄砂を初め酸性雨、今言われ  
たようなですね、この光化学オキシダントのこういったものをスモッグの問題、こういったもの  
をね、対馬を研究島に指定したらどうよ、環境省はと。そしたら対馬で通用することは日本列島  
に通用することだろうと。そういった意味でもね、やっぱり国境離島、特に北方領土、北方沖縄  
担当大臣ということで、北方沖縄というのは最近の話じゃないか、近世じゃないかと、たかだか。  
対馬の場合は魏志（トウイ）伝倭人の（ジョウ）からはるか5世紀、何世紀前からね、世紀の始  
まった時代からこの対馬というのはそういった仲だよと。だからそういったね、大臣だって北方  
沖縄大臣じゃない、北方対馬沖縄担当大臣ならいいけど少しおかしいんじゃないのということで、  
冗談言いながらですね、やっぱりそこで国境政策、そういった中では環境ということは一番対馬  
なんかっていうのは、国の研究島にしてもいいんじゃないのと。モデル地域としてね。そういつ  
た意味でも特別市の手を挙げる、検討する可能性は十分あるんじゃないかということで、それは視  
点が落ちてたということでですね、それを検討課題にしようということでしたが。

そういうふうですね、対馬の場合は地理学的、地政学的にも非常にそういった点ではいろん  
なことが考えられますので、きょう吉見議員のおっしゃられたのはね、私はぜひ日本列島のミニ  
版として対馬をそういう環境生理学と言いますか、環境工学的なものを含めてですね、国のモデ  
ル島にすべきじゃないかなということで、こういった運動もあわせてこの延長線上に考えていけ  
ればと思ったりもいたしております。参考までにお話申し上げました。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 昔から壱岐対馬地方という、今は別々になってますから壱岐対馬  
地方ということで一括天気予報もされておりました。そういう関係で壱岐に適用されたら、ぜひ

ともそれをしてもらいたいなっちゅう気持ちがあつて、またできるんじゃないかっていう気持ちも本当、持ってたんですけど、今聞いて残念でたまりませんが。（発言する者あり）エリアの関係でできないっちゅうことで残念でたまりませんが。もしそれがですね、強引に申し出していたきましたところでちょっと教育長にお尋ねしますが、もしそうなったときは生徒ですね、生徒たちに対応するとしたらどのように対応されるか、ちょっと参考までにですね、まだ仮定なものですから申しわけないんですけども、一応お尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 5月27日に注意報が出ましたですね。実は私、対馬も運動会やっておりますですね、私、金田小学校に行って出席をしたんですが、非常にいい天気ですね、全く光化学スモッグ感じませんでした。それで順序よく運動会を（シュツエン）したんですが。市長の答弁もありましたようにエリアについては参考にならないというようなことのようにありまして、そうなりますと壱岐のデータがイコール対馬市に利用できるかということは、そうですね、そのようなことにならないのではないかなど。確かにあの27日、壱岐の方では観測されたということですが、対馬観測所がありませんので観測はわかりませんが、ただ私どもが目視でやりますと何もなかったということでした。そういう意味でやっぱり光化学スモッグは局地的なことで発生するのかなど。大陸から来たという原因だそうですが、今のところ市教委としてはですね、壱岐の方が強いような感触があれば、それを参考にしながらやっぱりやっていく以外にないなというつもりでございます。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） そんなふうでエリアの問題でできないっちゅうことなんです、ただできないのはできないでそれを参考にされて出たときは、対馬独自ですね、市の方で判断されて、それを市民に周知するとか、「壱岐の方ではこのように出ておりますが、皆様、対馬の方でも考えられますので」、まあそこのところの文言は別といたしまして、そういう注意をしていただけるような組織はできませんでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 壱岐で起こることは対馬で起こることと、壱岐で起こっても対馬で起こらないといういろんなことがあろうと思います。その事象事象によってですね。当然ウォッチングしていかないかんわけですから、壱岐が起こったらというときにはやっぱり情報をですね、密にしながら、今言われるような情報交換できるようなね、壱岐との間でも、そういったことは考えられると思います。それでまた県も見直しをかけておりますから、ぜひ、ただ壱岐とエリアが全部じゃないものですから、壱岐と対馬、壱岐があれば対馬の場合とはいうことがあるんですが、そういう中でもエリアの問題というのが今回のこの場合は広いそういった範囲じゃない

ようでございますので。

いずれにしても県が見直しをかけておりますということですから、ぜひそういうことをしながら、その間、壱岐のこの光化学オキシダントの測定装置は異常が出れば対馬も警戒態勢をとるとかね、そういったことは予防上、予防医学的にですね、できると思いますので、そういう形を向こうの、たまたま友邦の土地ですから、地理的には、だからよく話をしましてそういうことができるように事前の策を講じたいと思っております。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 今過去5年間ですね、緊急濃度出現状況というのをちょっと調べてもらったんですが、大体これはいつごろから出たかちゅうのを私もそこまでは調べてないんですが、平成の14年度から18年度までの統計をもらっておりますが、そういうときから出てるわけですから、もう少し県の方も、県民の健康状態に関することですから、どこそこ差別なく金額もかかるとは思いますが、ぜひともこれは実現が早くかなうようにお願いしてもらいたいと思いますし、今市長さんからもいい回答をいただきました。やはり隣に出たらこちらも予防の関係ですね、どういう方法かわかりませんが、町内放送、「壱岐の方に出ていますから」という周知でも、早速次出たときから実行していただきたいと、ぜひともこれはお願いしておきたいと思います。

では次に、支援事業の関係でお尋ねいたします。これは今お伺いいたしましたが、単年度事業ということでございます。大変これはいいことだと思っておりますが、この事業に関しても継続的なことが大変、継続的なことが考えられますので、ぜひともですね、次にもう来年度もこの継続事業に対してもされるのか、それともこれ以外に新規に考えられているのか、そこ辺をお尋ねいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） これは市でも市町村、都道府県、国でも一緒でしょうが。政策的なものというのは、毎年毎年だらだらだらするものじゃないと思いますし、御指摘のように1年とか3年とか5年とか区切って成果を見ながらまたもう一つ調べていく、これが政策だろうと思いますので。今のところ1年やってみて、3年間ぐらいをめでにしてるとかね、ちょっとそこ説明してください。

○議長（波田 政和君） 政策部長、松原敬行君。

○政策部長（松原 敬行君） お答えいたします。

この補助金は、なるべく広範囲に使っていただきたいと。多くの地区で使っていただきたいというふうに思っております。それとやはり考え方としては一つ立ち上げ支援というような感覚も一つありますし、もう一つはやっぱりそれぞれやる事業が定着をしていかなきゃいけないと。そ

うすると今市長がおっしゃったように、やっぱり3年ぐらいの感覚を持っていかなきゃいかんんじゃないかというふうな考え方を持っています。この事業は、今回も30件と私は申し上げました。30件のうち大体22件が自治会、要するに集落から出るとる形でございます。あと1件がNPOから出ている。あと7件ぐらいが子供育成会とかそういった民主団体から出るといような状況でございます。

したがって、目的はすべてやっぱりそれぞれ地域やら島が元気をしていこうと、特に人口が減って行って非常に気持ち的にも停滞しとる面もありますので、やっぱり集落なりそこに住んでる人たちが元気にならないと島は元気にならないと。そしてまた魅力ある地域をつくっていこうじゃないかと。また特にコミュニティ組織がやっぱり崩れてきております。衰退化しております。だから、やっぱりそういう知識の連帯感を強めていこうということも一つのねらいでありまして、できれば3年ぐらいの継続した事業として持っていかなければならないというふうに思っております。

○議長（波田 政和君） 8番、吉見優子君。

○議員（8番 吉見 優子君） 申し込み状況を今聞かせていただきましたら、30件で1,142万4,000円ということで、ここでは予算額オーバーして、これは財政難の中から大変だと思います。嬉しい悲鳴だと私は思っております。で、この事業の基本的な目的は、この地域にこの事業が定着して島起こしになるようにされることが最大の目的だろうと思っておりますので、これから先もこのような事業を大いに推進していただきまして、みんなの意気盛んにこの市を盛り上げていくように御指導をぜひともお願いし、私の早いですけれども一般質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（波田 政和君） これで8番議員の質問は終わりました。

---

○議長（波田 政和君） 本日の登壇者は4名であります。あすは定刻より市政一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時32分散会

---

---

平成19年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第5日)

平成19年6月19日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成19年6月19日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

---

出席議員(24名)

2番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
18番 黒岩 美俊君	19番 島居 邦嗣君
20番 武本 哲勇君	21番 中原 康博君
22番 桐谷 正義君	24番 畑島 孝吉君
25番 扇 作工門君	26番 波田 政和君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(2名)

---

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君



---

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
総務部長	中島 均君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	山本 輝昭君
観光商工部長	長 信義君
農林水産部長	小島 憲治君
建設部長	清水 達明君
水道局長	齋藤 清榮君
教育長	米田 幸人君
教育次長	日高 一夫君
美津島支所長	内田 洋君
豊玉支所長	松井 雅美君
峰支所長	阿比留博幸君
上県支所長	武田 憲次君
上対馬支所長	梅野 茂希君
消防長	阿比留仁志君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君

---

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 市政一般質問**

○議長（波田 政和君） 日程第1、昨日に引き続き、市政一般質問を行います。

本日の登壇は4名であります。

10番、桐谷徹君。

○議員（１０番 桐谷 徹君） 議長、その前に、私の一般質問には、あなたに絡んでる質問がありますから、非常に質問がしにくうございます。それで、できれば副議長とかわっていただきたいんですけど。

○議長（波田 政和君） その件は、直接皆さんに採決を求めるとか、いろいろそういう問題ではありませんので、このまま続行したいと思います。よろしいですか。

○議員（１０番 桐谷 徹君） わかりました。

○議長（波田 政和君） どうぞ。

○議員（１０番 桐谷 徹君） では、あなたの目の前で、遠慮なく私が言うことにさせていただきますよ。

○議長（波田 政和君） どうぞ。

○議員（１０番 桐谷 徹君） おはようございます。きょうは最初の質問者ですので、熱くならず、冷静かつ穏やかに質問をさせていただきたいと思っておりますので、お手やわらかにお願いいたします。

さて、私は、さきに通告しておりました株・対馬物産開発について４点、政治倫理条例について１点、お尋ねをいたします。

第１に、対馬物産開発については、４月２４日の臨時議会の質疑で、物産開発の販売している「スルメの一夜干し」、これの加工方法、原産地表示、証明書についての私の主張の解釈の違いで、それぞれ調査をされますかと私が質問をしておりましたので、市長が調査をされてあるなら、その内容を説明をお願いいたします。

されていなければ、私が調査研究した内容と結果を報告をいたしたいと思っております。

第２に、対馬物産開発は、４月２４日の臨時議会で、小宮教義議員の質疑で、市長は、この２億５、０００万の貸付金が否決されると、清算しなければならぬと答弁をされておりますが、今でも営業が継続をされております。

しかも、６月１１日、私と宮原議員が、久須保のヒジキの加工場に調査のため、箱崎取締役を訪ねたとき、たまたま新しいヒジキが入った袋がありましたので、どうされたのですかと私が尋ねたら、漁連から新しく購入したヒジキですよと説明がありましたので、支払いのお金はどうされたのですかと尋ねると、商品を送って、入金があり次第に支払いますという約束で購入しているという説明でありました。

また、このことは取締役の承認を得ておりますとのことでしたが、ところが、後日６月の１４日、全協の帰りに、吉見議員と再度尋ねたときは、ヒジキの購入代金は、仕入れる都度に現金で支払っているという変わった逆の説明をされましたが、お金はあるのですかと尋ねると、１００万、２００万ぐらいならありますという説明でありました。

どちらが正しいのか私はわかりませんが、市長が把握されているのなら、説明をお願いいたします。

また、購入数量は4月1日から6月11日まで、約35トン、金額で約2,400万円分仕入れたとの説明であります。

4月24日の臨時議会で、清算しなければならないと答弁されながら、既にそのときは、ヒジキは購入され続けていたということになりますが、市長にその実態の報告があっておりましたか。

そしてこの物産開発は、再建のめどが立っているのなら営業が継続されても問題がないと思いますが、単なる延命のための自転車操業であれば、いずれ清算をしなければならなくなったときに、4月24日以降、増額した負債はだれが責任を持って支払うのか。取締役の承認を得ているということであれば、取締役全員が肩代わりして支払うのか説明をお願いいたします。

第3に、6月12日付で、永尾副市長が退職されましたが、6月15日付の物産開発の会社の謄本では、代表取締役は退職された永尾副市長1名ですが、退職された人がいつまでも、代表取締役を続けるわけにはいかないでしょうから、いずれ辞任されることになるでしょうが、会社には代表取締役は必ず必要です。その後任はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

第4に、対馬物産開発のヒジキを、島山地区の担い手公社の畑に、ナイロン袋やビニール袋とダンボールに入った状態で放置して、後日、島山地区の地権者や、担い手公社から、ナイロンやビニールが散乱して迷惑だと苦情があり、そのナイロンやビニールを拾いに行かれた経緯があります。

この問題は、インターネットの掲示板に書き込まれ、だれでもわかっていることですが、島山地区の友人に尋ねたところ、私がよくその現場をわかっておりますから、案内しますということでしたので、現場に行って畑の写真を撮り、物産開発の箱崎取締役に見てもらおうと、ここにヒジキを捨てましたという説明を受けました。

その実態の説明を求めたところ、約5年ぐらい前に、久須保のヒジキ加工場周辺にあった雨にぬれて使えなくなったものや、製品にならないものを、担い手公社の許可を得て、公社のトラックを借りて、公社の指示にしたがって処分をしたということで、説明を受けとります。

私がどのくらいの量でしたかと聞くと、担い手公社のトラックで20台ぐらいはあったでしょうかという説明でしたので、1台のトラックに1トンぐらい積むと20トンになりますがと聞くと、それぐらいはあったでしょうというこういう説明です。

そこで、ヒジキの原料を処分したのなら帳簿上の在庫調整や、棚卸はどうされましたかと聞くと、それは調整をしておりませんとの説明です。

この問題は、私は粉飾決算に値するのではなかろうかと思いますが、市長はどのようなお考えなのか、またそのときの物産開発の社長と、担い手公社の理事長という立場で、市長にはこの問

題は報告がされていたのか、されていなかったのか、説明をお願いいたします。

また、今回は、通告をいたしておりませんので、深くは聞きませんが、私が、島山地区の調査に行ったとき、地区の住民から、パーク堆肥の工場は、担い手公社でパーク堆肥を製造するということから協力をしたのに、それ以外のものを運び込み、堆肥をつくって、悪臭で迷惑だと。

撤退してほしいと市長に話したらわかりましたと言われたのに、その後、本格的に操業するとの通知が来ましたが、どういうことなのでしょうかとこの相談がありました。

市長はこの問題はどうかお考えなのかお尋ねをいたします。

最後に、政治倫理条例についてお尋ねをいたします。

4月24日、政治倫理審査会が開かれ、波田政和議員について、有・マルハ運輸は、対馬市政治倫理条例第5条第1項に抵触すると回答してありますが、市長のところには、多分5月1日に報告が来ているはずですが、その後、約きょうで多分49日でしょう、たった今でも、マルハ運輸との契約は継続をされております。

今後、市長はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

以上で、質問を終わりますが、答弁次第では再度質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 10番、桐谷議員の一般質問にお答えいたします。

まず対馬物産開発についてでございますが、24日の臨時議会で、「市長は2億5,000万円の貸付金が否決されると、清算しなければいけないと答弁されたが、今でも事業が継続されるということはどういうことか」ということで、心配していただいているのか、つぶそうと思われているのか。私もよく理解はわかります。難しいんですが、これは御指摘のように、4月24日の臨時議会で提案をいたしまして、19年度一般会計補正予算（第1号）で、対馬物産開発に対する資金貸付金が否決をされました。

その質問でございますが、4月24日の、たしか3番議員の質問だったと思いますが、今回、2億5,000万円の貸し付けが、もしできない場合は、この会社は倒産をするのかしないのかとの御質問に、私は答弁の中で、「通常、考えますと、貸付金が必要だからお願いをしたわけではなく、それがなかったら倒産ということも考えられるし、清算をしなければいけないと思います」と申し述べたことは御指摘のとおりであります。

議会終了後、議会での審議結果を踏まえまして、代表取締役を持った専務取締役と役員会をする必要があるのでもよろしくお願いいたしますよということで、役員会を5月14日に、取締役会の招集をお願いいたしまして、議会での審議結果と今後の対応と取り組みについて、協議をいたしたところであります。

その協議の中で、一番の問題は、もちろん物産開発への資金投入ができなくなったと、第三セクター、市の会社なんですけども、否決をされましたということであります。

ある業者にいいますと、第三セクター、物産開発に貸付金をするなら、おれらも民間も貸し付けしてほしいよと、こういう御人もおられました、あなた大きな間違いしてあるんじゃないですかと言いましたけど。

そういった形で、目的を持った第三セクター、特産品の開発を初め、市の一次産業の振興、あるいはブランド化も含めて、加工ノウハウ蓄積の少なかった対馬で、井戸を掘るときに、水を入れるように、呼び水的なもので、いつかは、早く民間にとということのことだったんですが、22年の長きにわたり、そういったことで、試行錯誤しながらやってきたことも事実であります。

その間、経済情勢も目まぐるしく、ちょうど今のような状況にもなるわけですが、ぐるぐる変わらして、加工部門、食品加工も縫製加工も一緒ですが、どんどん人件費の安い中国に移転をしていきました。

そういった中で、何とかかんとか、雇用の場として、また目的達成のためにやってたんですが、成果がかんばしくないということは、もう御指摘のとおりであります、それなりの役割を果たしてきた会社だと思っております。

残念ながら、第三セクターという甘えの構造の中で、あぁいった在庫処理のまずさから、いろんな問題が出てきましたが、これはもう既に論議をされたことでございますし、皆さんがよく御承知のことですから、島山の問題につきましても、これはそのとき説明もあつたとおりでございます、そのことについては、私からは触れません。

そういったことで、なぜ、ヒジキ原藻の仕入れができるようになったかということですが、これは、当然、何も延命とか何とか、私は明日やめてもいい。常に言っておりますように。

ただ、筋の通らないことは私はしませんので、そういった点では、ちゃんと4年間の任期を、ちゃんと与えられた任期をやっぱりまっとうする、これが私の主義主張でございますので、そういう中で考えてるのは、決して、皆さんが宣伝されているような、だれがしてるかわかりませんが、延命工作だとかそういうことは一切ございませんので、あえて申し上げたいと思います。

これは役員会の中でも、何とか、せつかくの会社なんだから、これをばねにいいよ食の安心安全、あるいは特産品づくり、農林水産物がいいよ輸出産業になる時代が来てるわけですから、これをばねに、今、いろんなシイタケのマイスター制度を初め、いろんなことをやっております。

それなりに成果が上がりつつありますので、新しくつぶして作り直すというのはいかなものかということで、これは皆さんで、よく英知を結集してやりましょうということになりましたので、資金調達をどうするかということなんです、これは大変なこととして、そうですね、4月の末の連休から5月の連休にかけて、私はほとんどそういうのに没頭したんですが、二、三件、

ああ1億、1億5,000万だったらいいよというようなこともありました、やっぱりいろんな、今、言われた、だれが書き込むか知りませんが、インターネットのブログにいろんなことが書かれていきます。

そうすると、あと議会の状況も出ます。風評被害ということで、いやいやそういったことだったら商売できませんよということで、2件、断られました。

最終的に、ほんならもうやむを得んということで、議会の皆さんの御意見もありますが、これ物産開発社っていうのは、市の会社でございます。黒岩議員初め役員の皆さん、何とかできるだけやってみたらどうか、やってみましょうということで、実は、資金調達ということで動いたわけでありませう。

最終的には、資金調達ができるめどがつかしました。しかしそれには、だれもただで金貸してくれる人はありません。

私が保証人に、個人的になりまして、金を個人が出すというのはおかしい話かも知れませんが、やむを得んから、ヒジキに原藻を調達するためにはそういったことで、私ほか数人で保証人になって、資金調達をし、始めております。

注文もおかげで、よく入ってるんですが、残念ながら、遅くなっただけに、原藻が、そうですね、予定どおりの原藻が手に入るかどうか非常に難しいんですが、今年度は入る中でやっていかなければいけないということで、続けております。

そういうことで、いま一度、最大限の努力をして、第三セクター対馬物産開発の目的に向けて、もう一度努力をしてみようということで、今、動き出したわけございまして、間もなく、役員会でも、今後の対応、今、言われた代表取締役も含めて、代表権持ってるわけですから、途中で切れるわけにはいきませんので、実は代表権も早く解除してくださいという話があったことも、お聞きになったとおりでございまして、これは、次の代表権者が決まるまで、帳簿上そうなっておりますので、すぐそういう申し出を受けておりますから、次の役員会を開催をしてということですから、議事が終わりましたらと思っております。

そういったことで、役員、あるいは社員が一丸となって、再建に向けて努力をしていこうということで、その現在、進行形であります。

なお、金融機関の返済につきましては、再度のそういうまた営業計画を変えて、事業計画も、資金繰り計画も、収支計画も、当然変えていかなければなりません。

そういうことで、今、その調整もしながら、金融機関へも可能な限りの支援をお願いをいたしておりますので、何とかいけると思っております。

それから、イカの件とか、細かいことにつきましては、担当部長の方から話をさせていただきますが、先ほど、あなたが前回の議会で、告訴もやむなきに至るかもしれんというような意味の、

言葉が、ニュアンスが違ったらいかんから、そういった意味のお話をされましたが、逆にその結果もどうなっているか私も聞きたいところです。

私どもは私どもなりに、いろんな調査もいたしております。よくここで話しましたら、皆さん、笑われた人が多かった。あんな加工によって、イカが伸びたり縮んだり、小そうなったり大きゅうなったりするので、皆さん、何かばかにしたような笑いをされてましたけれども、そういった人もおりましたが、非常に残念なことだなと思っております。

それはまた細かいことは、担当部長も含めて話をいたしますので、よろしく願いいたします。

それから、マルハ運輸にかかわる政治倫理審査会の報告を受けての市の対応ということですが、これは全協でもお話したとおり、おわかりなつて話をしてあると思いますが、それは基本的には、倫理条例が市にあるわけでございますので、市の倫理条例として、市長は当然それを遵守することは当然のことです。

倫理条例上、黒と出た限りにおいては、黒との、そのように、これは議長にもやってもらわなければなりませんし、それはちゃんといろんな議論があります。自治法上、自治法を凌駕してんじゃないか、超えてるじゃないか、自治法と違うじゃないかと。条例っていうのは自治法の延長線上に、それに逸脱していいのかという議論もあるでしょう。これは裁判の結果がすることあります。

その議論もそうでしょう。しかし、私どもは条例が、対馬市の条例として、その条例が存在している限りにおいては、先ほど言いましたように、条例が遵守するのは当然でありまして、これはそういうことで議長にもお話をしております。

それから、その倫理条例の中で、解約することができるということなんですが、これは、解約というのは、マルハ運輸と対馬市との契約であります。倫理条例と大きくリンケージをいたしますが、この契約は契約で、また独立したものとも考えられるわけです。

それゆえに、非常に対応の仕方を、今、解約することでいろんな想定をしながら、あらゆる想定をしながら、法的な根拠、そういったものも話したとおりでございます、ここで同じことをちようちようするのも、いかがかと思っておりますので、その点については申し上げませんが、非常に難しい問題がたくさんあります。

契約、あるいは認定、いろんなことがあるわけでございますが、これはまた自席の方からでも、必要に応じてお話をしようと思う。原則的なことは、もうお話を全員協議会でしておるので、私のお話はおわかりいただけると思います。

大体、そういうことでよろしく……。

○議長（波田 政和君） 観光商工部長、長信義君。

○観光商工部長（長 信義君） それでは、桐谷議員さんの御質問の2点につきまして、御説明

をしたいと思います。

まず1点目は、「スルメの一夜干し」の件でございまして、その後調査をしたのかという御質問でございまして。

この件につきましては、議会で御質問の後、私どもの方で、(バンクサン) 会議を通じまして、中島水産の方に調査依頼をいたしました。なおかつまた、私どもの方でも、中島水産の方に参りまして、その内容を一応、お聞きをしたところでございます。

今回の御質問は、まだ会議録をいただいておりますので、内容の詳細はわかりませんが、おまかに申しますと、御質問の大きな趣旨は、腕や、触腕、吸盤の数の問題が主な御質問の内容じゃなかったらうかというふうに認識をしております、特に、そのことにつきまして調査をいたしました。

その結果、対馬沖のスルメイカと、ニュージーランドのスルメイカの違いということで、これは世界イカ類図鑑という本を出していらっしゃる日本大学教授の理学博士の奥谷喬司先生の方で、いろいろ御紹介をいたしまして、お願いをいたしました。

その結果、時間もないですから、簡単に申し上げますと、これは奥谷教授からの回答でございますが、一つには腕や触腕、吸盤の件でございますがということで、腕の吸盤、通常、第3腕の中ほどのものということでございまして、これはニュージーランド産では、大体11から14の歯があると。スルメイカは10内外だということでございます。

数そのものよりもニュージーランド産では、先端中央の歯がほかよりも著しく大きくなる特徴があるというふうなことでございます。

それから触腕の吸盤、これは中央の大型のものだそうでございますが、歯はニュージーランド産で14本から15本、スルメイカは20本ぐらいだということでございまして、歯の間の腕掌のときが、規則的になっておるといふふうなことでございます。

それから2点目でございますが、この歯の数でございますけれども、これは変異があったり、大小の歯を数えるか、数えないかというところで、迷うところもあるということで、またそのどの腕の何番目ということになりますと、なかなか区別がしにくいというふうなことでございます。

決定的なものとしたしましては、雄の第4腕の交接腕ということでございまして、これは、ニュージーランド産では、左右とも変形をしていますがということで、スルメイカでは、右腕の先端部がちょっと変形をしただけだといふふうなことでございます。

これは図鑑の方にも示しておるといふふうなことでございまして、イカの件でございますので、私どももなかなかわかりにくいところがございまして、答弁になったかどうかわかりませんがそのようなことでございます。

体の左右につきましては、ニュージーランド産で、大体体長が40センチ、これはさらに



40センチぐらいにはなると。スルメイカは平均で30センチどまりだと。これまでの最長でも36センチぐらいが一番大きいやつだというふうな回答をいただいております。

それから2点目の担い手公社のヒジキの不法投棄の問題でございますが、これはある方から、県の生活環境課長の方に、物産開発がヒジキを不法投棄をしているんじゃないかという相談があったそうでございまして、事実確認をしてほしいということでございました。

県の廃棄物リサイクル対策課でございますが、このことを踏まえまして、対馬地方局の方に連絡が行っております。

地方局の方では、保健所の方に、その旨を紹介をされました。現地を調査するよう指示があったとるふうでございます。

これは日にちで申しますと、6月14日の9時ごろでございますが、保健所の方に、報道機関より、対馬物産開発製造のヒジキ製品が、美津島町島山の数カ所に放置がしてあると。不法投棄に当たらないのかという問い合わせがあったそうでございます。

このことを受けまして、保健所では、9時45分ごろに現地を調査をされております。

その結果といたしまして、放棄、投棄をされていると言われる畑には、ヒジキらしきものは発見できなかった。現場にはビニールの切れ端が10数個あった程度であったというふうなことでございます。

このことを受けまして、それぞれ報道機関3社に対しまして、同日、14日でございますが、現場の状況、外観から見た限りでは不法投棄とは見えないと。判明した場合には、法律に基づき調査を行いますと。また、畑にはヒジキらしきものは発見できませんでしたと。今後の調査につきましては、本庁と相談をして判断をしたいというふうなことで、それぞれ報道機関には、お話があつておるふうでございます。

また保健所の方には、県の方からも、畑の所有者や、いわゆる物産開発でございましょうが、会社の関係者等から事情を聞くなどして、情報収集を行うようにというふうな指示があつてるそうでございますが、先ほど申し上げましたように、現時点では、現場の状況からして、不法投棄とは判断できないというふうなことが県の方からの回答でございます。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） まずイカの習性、この問題について、再度質問をいたしますが、私が5月の24日に、中島水産と物産開発、ここに調査のために訪問したときに、この世界イカ図鑑、これを持って行ったんです。そのときに、中島水産さんは、こういうものがあつて、本のように詳しくイカのことを載って、イカの特徴まで書いてあることは御存じなかったんです。

だから今、多分、長部長が言われるのは、私が行った後日、行ったからこれをそのまま報告し

ておるんです。私が言ったことなんです、それは。しかも、奥谷喬司さん、そして発行者が全国イカ加工協同組合なんです。

人が持っていったものをそのままあなた借りてきて、そうして答弁する、もつてのほかよ。それはそれでいいでしょう。

そしてこの違いが、長部長も言われましたように、非常に特徴があるんです。私も忙しい中をいろいろ勉強さしてもらいまして、ついでに娘からイカ博士と呼んでもらいました。これ、イカのストラップまでもらいました。

まず内容は今、長部長が言われましたように、特徴は、触腕、イカでいう長い手です。これの小さい、わずか、これがその吸盤なんです。わずか、大きい方で4ミリ、普通で3ミリから4ミリです。ここの中に歯があるんです。

この歯が、言われるニュージーランドは14から15、そして対馬近海、要するに日本近海におけるスルメイカは、私の調査では19ですけど、長部長は20という報告をされましたが、ではその物産開発がさわっているイカはどうかということ、順番に私が説明すると、これはA、B、C、これは飛行場でおみやげもの屋で売っている商品です。領収書までもらってきています。松村良幸さんですよ。（発言する者あり）あれとはまた別にまた買いに行きました。

そして、これが対馬沖でとれてるイカですよって書いてあるわけです。賞味期限2007年の9月25日、そして11月の1日、そして9月の23日、それをこの領収書の中に入れております。これを買ったときの領収書です。5月の18日です。

そしてわざわざ対馬のイカですよっていうふうに書かれた説明書、その中をBと、D、これは私が対馬の沖でとれたものを加工させたスルメイカです。これは飛行場から私が買ってきたBの商品です。

そしてそのBの足をはさみで吸盤を切りまして、そしてDも同じように切りまして、張りつけたのがこのBとDです。

これを顕微鏡で拡大して、そしてそれを写真に撮ったのが、この吸盤の中の歯なんです。

Bの方はこれを、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15なんです。これが飛行場から買ってきたBの吸盤の歯の数です。

そして私が対馬のイカをつくらせて、撮った歯がこれです、Dの方です。これは、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19個なんです。長部長は20個ぐらいでしょうという話でしたけど、そうすると、私は断定はしません。おのずとどこのものがどうであるかという推察はできるだろうと私は思ってるんです。

ただ、いろいろな風評被害だとか、私も別に対馬の農産物や水産物の売り上げを邪魔をするだとか、そういう気持ちは毛頭ありませんから。ただこの間、市長が、小さいイカでも冷凍して解

凍して広げれば、厚くなって大きくなるという説明をされましたから、私はそれに対してちゃんと説明をしたかったから、いろいろ研究してみたんですけど、おかげさまでイカ博士になりました、そしてそのときの中島水産に、私が行ったときに、対談記録、これはみんな録音しとって、議事録のように、中島社長がどう言われた、私がどう言ったと、宮原議員がどう言った、すべてこれに記録にされてある、ちゃんと。

これを読むと2時間ぐらいかかりますからやめておきますけど、証明書にしても、この加工についても、例えば、この証明書、長部長があわてて段取りをしたみたいですけど、最初の1枚目は、なるほど中島水産の方に、川本部長が書類はつくって、印鑑だけうちに持って行ってあるんです。そして全農コミックスですか、そこに証明書として出されております。

2枚目は、中島水産の社長は知らなかったそうです。中国に出張中で、私が帰ってきたらそういうものを出しとりましたという川本さんからの事後報告がありましたから、話は聞きました。しかし、非常に迷惑をしとりますと。

その中で、私が、いや、市長さんがイカも冷凍して解凍して加工すると、身幅が広がって厚くなると言われたんですけど、そうなるんですかと尋ねましたら笑われました。

それは多少は大きくはなりますと、しかし大きくなる分、身は薄くなるんですよと言われました。それが私は普通だろうと思うです。

そしてその中島さんの言い方も、少し私は、おかしいなという気持ちがありましたから、実際、対馬のイカを冷凍して解凍して加工したものと、生をそのまま加工したものと比べてみましたよ。変わりませんね。

それは、10センチのものが10センチ二、三ミリはなります。でも10センチのものが15センチまで広がりません。

だから、日本近海のスルメイカと、ニュージーランド近海のスルメイカとおのずと大きさが違うんです。それを長部長もさっきはつきり、答弁の中でその大きさまで奥谷先生からの回答の中でありましたということですから、私はそれが正解であるという気持ちはありますけど、そんなあわてて、こんな本人の了解もなしで、そして議会で、いかにもそんなふうになれば、イカが加工して立派なものができる。あんまりね、少し市長、あなたも大船越ですから、イカのことはわかってあったはずですけど。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今、桐谷議員の話を聞いてると、まず心配で、言葉の、本当にそうかなと思うんですが、それぞれやっぱり話が食い違いもあるようでございますし、自分の主張するところは、強調を互いがするわけですから、そこには誇大なものも出てくるでしょうし、私は5センチも大きくなるということも言ってませんが、まあそういった意味でとらえたと思います

が、それはいいでしょう。

だからしかし、この商売をする上にあつて、特にこの産地表示等のことを考えると、いかに風評被害、あと商売ができないかということもこれは事実ですから、大事なことを提案されたんですから、そこで、いろんな議論をしても始まらないと思います。

だから、そういうことはないということで、私どもも仕入れ先からそういうことも聞いてるし、あるいはこの前の議会での話があつたから、それを調べたわけじゃないわけですから、それは話だから、中島水産の社長が、桐谷議員と宮原議員にどんな話されたかわからんけども、話のニュアンス、言い方、聞き方でなかなかそれも違ってくると思います。

したがって、私どもは、むしろその食品加工業界出してるんですから、そこにどう考えてるのかでこともわかるでしょうし、あるいはニュージーランドから仕入れてるんだから、仕入れのものもあるでしょうし、あるいはその間、漁連から仕入れれば、漁連からもあるでしょうし、そういったものは逆に、問題を提起された方がうやむやにしないで、十分やられたらいかがですか。それでもいいと言ってあるんですから。

私ども、それぐらい自信があるということですから、それならいいですねと、こういったことは風評被害でいろいろ出てきますと、商売ができなくなります。

そして、ほかのことに対しましても、やっぱり実は、これはある県のとこなんです。（「もう時間がなくなる」と呼ぶ者あり）（ ）するところも、実はそれで、議会に否決されて、議会がこんな物産開発のこといろいろ、いわゆる第三セクターですから、報告の義務はありますけども、ちょんぼしてることがありまして、いろいろあつたんで、これやったら商売にするなんてできませんねって、私どもそんなら降ろさしてもらいます。二、三そういったこと出てきました。

そりゃそうでしょう。商売するのは、部外からいろいろ商売できるはずなんです、商売上、いろいろありましようから、その点は私どももやっぱりここまでこういったふうに出たら、仕入れてるところにもちゃんとしてもらわんと、私ども困りますよということですから、告発の用意もあるということでしたから、ここまでおっしゃってるんですから、ちゃんとせんならんといかんと思いますので、ただニュージーランド産でないところとは私もいろんな話を聞いて、そうかなと思っています。

今、お話も聞きましたが、話がどうしてもかみ合わないときは、第三者のところでもうらう。これが一番ですから。食品加工業界も受けて立つと言ってるようですから、どうぞそれやっていたら結構だと。

○議長（波田 政和君） 10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） 時間がありませんから、簡単に再度お尋ねしますが、イカの問題はそれでいいでしょう。いろいろ言ってみても始まりませんから。

次に、資金繰りの問題は、市長と何名かの人が用立てて、運転資金は応援をしてるということ  
でいいんでしょうか。そのままいいです、まだ。

永尾市長の後任は、市長はなるつもりはないのでしょうか。その2点をとりあえず。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 会社の経営に関することでございますので、検討中のこと  
でございますので、詳細は差し控えさしてもらおうと思います。

それから代表権の問題につきましては、議会終わり次第、いい時期を見て、可及的速やかに役  
員会を開催し、検討しようと思っておりますので、その間は、帳簿上の代表権は残ろうかと思  
います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） 島山の問題です。これは先ほど長部長が言われましたように、  
保健所が行かれて調査をされたみたいですけど、5年前の問題ですから、そして、私が説明した  
ように、散乱してたもんですから、拾いに来なさいということで拾われた後なんです。

そして、私もやっぱり気になりますから、また、きのう、おとといの日曜日に行ってみたん  
ですけど、まだまだたくさんありました。

その中で、これが出てきてるんです。これは、これは生活協同組合コープ山口、これは発売  
者です。製造者は株式会社対馬物産開発、賞味期限が2000年の3月7日から2001年の  
3月の6日まで1年間、現場で出てきたのはこれです。

だから、拾われた後ですから、それはもう当然、保健所の対象にはならないでしょうが、それ  
は私も田舎生まれですから、昔はよく畑に、本俵だとか、いろいろなものを肥料としては入れて  
ありました。

だからヒジキはヒジキで、それはもう雨にぬれたり、処分の方法がなければ、それは肥料とし  
て使うのは多いに結構なんです。

しかし、ナイロンは外して、やっぱりナイロンはナイロン、産廃に出してもらわなければ、そ  
れも一緒に持って行って処分したちゅうのに、私は問題があるのではないですかとこういうふう  
なことを聞いているんです。

あとはどういうふうに市長が、その報告はなされてあったのかわかりませんが、最後にもう  
時間がありませんから、何ももう答弁することないでしょう。

最後をお願いをします。まずその島山の担い手公社の問題なんですけど、市長の政治理念  
は、子供や老人が、安心して暮らしていける市民本意の政治というのがスローガンではなかつた  
でしょうかと、私は思っております。

その島山地区の担い手公社、これについて私も何かいろいろ話を聞きますけど、今回は通告をしておりませんから、また9月の議会にでも質問をさしてもらおうかと思っておりますけど、まずいろいろあるでしょうけど、島山地区の住民をよく聞いていただいて、住民が一番望む方法で解決をしていただきますことを、強く要望いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 市の将来、あるいは市の現在を憂い、思いをめぐらしていただいて、御心配をかけてることに対しては、深く感謝を申し上げたいと思います。

担い手公社につきましては、これもいろいろございます。ただ私が一言だけ申し上げたいことは、すべて市で起こるマイナーな部分について、いろんな人からのいろんな話が、議会に反映、投影されているような気がしてなりません。

みんなで頑張って、元気な対馬をつくろうという中でございますので、そのそこはいろんな話があっても、賢明な議会の選ばれた選良として、判断をしていただきたいと、私は逆に桐谷議員だからお願いをしたいと思います。

なお、そういった中で、まだまだいまだに権力闘争に走って、ああおれがどうしよう、こうしよう、いろんなことが恥ずかしい限りですが、まあまあこれも一つになっているように思っています、まあまあむべなるかなって思っておりますが、まあまあこれだけ熱い思いを市の元気づくりを考えてあるんですから、よろしく市の元気づくりのためにみんなで対馬市を、明日をつくっていくということで、一層の御理解と御支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 10番、桐谷徹君。

○議員（10番 桐谷 徹君） 言い忘れておりました。倫理条例については、もう時間ありませんから、あとはきょうの最後に宮原議員が質問されますから、そちらの方にバトンを譲りまして、これで終わります。

○議長（波田 政和君） これで10番議員の質問を終わります。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は11時5分から。

午前10時51分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 市長、よろしく申し上げます。

私は今回、2つのテーマを掲げて質問をしたいと思います。

まず、初めに、今後における対馬市の振興についてということで伺いたいと思います。

現在、対馬市の経済状況は、年を追うごとに厳しさを増し、市民からは、悲鳴に似た声もあり、もがき、苦しみ、将来に対し期待が持てず、覇気のない住民が多くいることに私は危機感を覚えております。

市の税収においても、毎年、減り続けております。いつになれば明るい兆しが見えてくるのでしょうか。

この暗いトンネルの中から、一刻も早く抜け出せるよう、市や議会に対する住民の目は、とても厳しいものがあります。

市長は、就任後、3年から5年すれば、対馬市の財政もよくなるだろうと、しばらくの間、住民には我慢してほしいと発言されておりましたが、既に3年が経過した今、果たして現状はどうか伺いたいと思います。

対馬の振興は、第1次対馬市総合計画に基づいて進められることは、周知のとおりであります。

総合計画は、行政全般の10年間分の計画でありますから、複雑、多岐にわたるわけですが、その中から、今回特に、産業育成及び若者の定住促進、そして観光交流について、市長の考えを伺いたいと思います。

まず、産業の育成について伺いたいと思います。対馬の産業別総生産額で、1位を占めていた建設業は、公共事業予算の削減等により年々減少傾向にあります。

対馬市の経済を長い間支えてきた基幹産業としての地位が崩れようとしております。

多くの住民の雇用の場として、建設業の果たした役割は、はかり知れないものがあると思っております。反面では、公共事業のみに頼る体質の弱さを露呈した結果も一因であろう思います。

また対馬市の入札制度のあり方も、少なからず影響を与えていることも事実と思っております。

市は、昨年5月から、公共工事入札の最低制限価格を設けず、低入札価格調査判断制度で実施されております。

この制度は、極端に基礎価格を下げていることで、資金力の弱い、島内の建設会社にとっては、落札しても利益はほとんどなく、やむを得ず高価格で入札をするため、資金力が豊富な島外の業者が参入し、落札する皮肉な結果となっております。

したがって、法人税等の税収が減少する結果となっております。

このような入札制度を今後も続けていかれるのか伺いたいと思います。

さらに島内の業者が有利に参加できるような、一定の制限を加えることができないか、あわせてお聞きいたします。

市長は、かねてより、公共事業に耐える建設業にかわる新しい産業の育成に取り組む必要があ

ると言われておりました。具体的にどのような産業を想定されているのかお伺いいたします。

また総合計画の施策の大綱1の中では、島内の流通システムづくりと島外への流通コストの効率化が上げられております。

離島というハンディを抱え、流通コストの効率化は、特に一次産業従事者にとっては、長年の懸案事項であろうと思います。具体的な動きが始まっているのかお伺いいたします。

対馬でとれた農林水産物が、高い輸送費をかけて、本土の市場等に運んでいるのが現状です。低コストの運賃で賄うことができると、生産者の所得増加につながり、おのずと生産意欲もわいてくるのではないのでしょうか。

さらに島内外の販路開拓を行うことも、施策として掲げられております。早い時期での実現を期待しております。

次に、若者の定住促進についてお伺いいたします。

今、対馬市の人口は、5月末の段階で、3万8,154人となっております。対馬市が誕生したときに、県の告示では4万1,230人でした。この数字もどうやら平成12年の国勢調査の数字をもって告示しているようですから、本当はもっと少ないと思います。

中でも、若者の人口は目立って少なく、15歳から29歳までの人口は、17年の国勢調査で見ると、4,804人で、総人口の12%にしか過ぎません。

しかも、島外の高校や大学に進学している学生は、住所はあるが本人はいないという状況ですから、本当はもっとも少ない数になると思われます。

島に活気を取り戻すためには、若者の存在は不可欠であります。ぜひとも必要です。

定住促進を進めるために、特に力を入れておる施策、またU・Iターン支援プロジェクト事業の進捗状況をお伺いしたいと思います。

最後に、物産開発を通告しておりましたが、桐谷議員とほぼ似ておりますので、後で一問一答でお伺いしたいと思います。

市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 小西議員の質問にお答えいたします。現在の対馬は冷え切った経済状況の中で、市民の皆さんが大変な生活に困窮している。そういう中で、将来に対する希望が持てんのじゃないかと。あきらめに似た現状をどう思っているのか、この危機感を払拭するためにどのようなふうを考えているのかということでございます。

質問をされること自体、私も不思議に思うんですが、そういうことで大きく総合計画を掲げ、その都度、その都度、予算にも反映して、どうしたが一番いいのか、現状はもうあなたがおっしゃったとおりでございます。



だからこういう点を、私は期待をしていたんですが、小西議員が（ ）され、質問される。こういうことで計画が必要、こうした方がいいんじゃないかということが出るかと思ったんですが、今の現状を肯定して、どうだこうだとおっしゃってるんで、あらあらそうかなと思って、しかしその中で、Uターン、Iターンっていうのは、ちょっと通告してなかった、調べてないと思いますけど、一つ一つ箇条書きで、これでこれで調べるがあったらおっしゃっていただきましたら言えると思いますが、いずれにいたしましても、今、小西議員のおっしゃったとおり、大変、今、公共事業の、もう半減以下になっております、御指摘のようになります。

その中で農林水産公共事業産業とかいうような、そういう言い方をする人もいましたが、結局、農業、漁業をしながら、公共事業に従事することで、合算所得が多かったわけですが、その根底になるものが、基本になるものが根底から崩れてしまいましたので、そういったことあわせてこれは、土木業界のみならず、森林もそうです。1,800の雇用してました。

そうしたところがもう500を切ってるんじゃないかということですから、雇用不安が出ておりますので、いつも言うておりますように、定住促進、定住促進ができなければ、定住促進につながる交流人口の拡大、そのためには、一次産業と観光の融合する島づくり、観光地というのはいろんな定義があるでしょうけど、やっぱり一次産業が元気でないところは、いいリゾート地にもならなければ、観光地にもならないと思います。

これはるる申し述べて、わかってあるけども、歯がゆさで、またお聞きされてると思いますが、そのとおりの目標で進んでいることはもうこれは言わずもがなです。

これから対馬元気づくり再生プロジェクトチームっていうのを、今、各部、各課を横断的につくり上げて、初会合が、何日になるのかな、7月の5日が初会合になっているようですが、いろんな試みをしております。

それを一々言いましたらもう時間がありませんで、それは省略させていただきます。いつも言うてあること、わかってあるとおりであります。

それから、対馬市だけがこのように思われる方が多いんですが、もう地方は押しなべてこういうことでございます。

公共事業でほとんど離島は首位を占めておりましたから、各地域はそれ、早く考え方を変えなければどうにもならないんですよということを言いましたけど、私どもがするわけ、第一義的にはそれぞれの従事している皆さん、業を起こしている人が考え方を考える。それを支援をしていく。もっとできる方法はないかというのが私どもの役、私どもがするわけありません。共産社会じゃございませんで、コルホーズとかそういったものじゃないわけですから、まずやっぱり生産者の皆さんが、第一義的に、世の中が変わった、社会体制が変わった、国の施策が変わった、その延長線上の中で対馬市も変わっていつてるわけですから、その意識を、認識を、考え方を

えていただくところから始まるわけですから、私どもそのことについて、もう少し考えましょう。私ども考え方を考えますと言ってるんですが、そこがかみ合わないところに非常に難しさがあると思っております。

あと雇用の問題等もあるわけですが、一問一答がいいと思います。それから対馬物産開発の現状については、一問一答でいいですかね。そういうことで、もうよく小西議員の現状認識、とらえ方、全く一緒ですから、私ども。どうにもならないなと思っております。

しかし、どうにもならんな、どうにもならんなじゃどうもならんわけです。だからそれだけ難しいから、決定打、特効薬はないということも、再三申し上げますが、特効薬がなければ、漢方薬でも処方して、忘れたころ効いてくる。すぐカンフル剤っていうのがないだけに、そういったものをやっぱり雇用の場だったら、企業誘致かなっていうことで、カンフル剤の打てるものは打っていく。処方箋を、漢方薬に変えるのは変えていくということで、分けていかんにやいかんのですが、そのことについては、峰町の前の計画がありました、リゾート計画にありましたところにゴルフ場と、リゾート、癒やしのリゾートづくり。

それから今、実はバイオでの電力の供給、5万3,000キロ、このうちの幾らかでもということですが、これも今、峰町の火力発電が、今、佐須奈と豊玉と阿須にあります。これ以外のことで、その前も九電からも来ていただいて、検討を、本社から来てやっております。

バイオマスでどれぐらいできるか。そうすると、これは送電線は、今、全部利用するんですが、発電するところは変わってきます。それも峰町のあのあたりもいいのかなというようなことでしております。

峰に関することはそういったことですが、いずれにいたしましても、それぞれのところでそれぞれのようにやっていかんにやいかんと思っ、いろんな動きがあっておりますので、その都度、短い時間の中で言うと、時間がまた長くなりますので、こういったところで、あとは一問一答ということですから、直裁におっしゃっていただきますと、私も直裁に答えますので、よろしくお願いたします。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 先ほど、庁内での再生プロジェクト、これも立ち上げて、会議も予定しておるとい話ですが、やはりいろいろと今されてるのは聞いております。

先日、これは東京会議の報告書ですが、これも配付されておりました。この中身を見ますと、ずっとこうそれぞれ協議した報告が、提言がされてるわけですが、この総合計画の中にもやっぱりすべて載っております、この施策の中に。そのような施策の中に、同じようなことがずっと書かれております。

これは、どちらを優先されて、今後、進行されるのか、ちょっと教えてください。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 総合計画は文字のとおり総合計画でございます。それに基づいて、いろんなことを検証したり、これで間違いないのか、もっとどうなのかというようなことを、いろんなことをする、その一環が東京会議でありまして、こういったことで、いろんな、例えば、今度、今、ロハスの時代で、きのう申し上げましたが、ロハス大賞をとった（オオツ）コーポレーション、こういったところも出てきてるわけですし、やっぱりすべてものごとは人がつくっていくわけでございますので、そういう中でも重要な役割を果たしておりますので、どちらを優先するんじゃないしに、総合計画に基づいたいろんな補完していく試みがいろいろとなされ、そのうちの一環ととらえていただければ結構でございます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） わかりました。じゃ、先ほど建設業にかわる産業をという話をしましたけれども、今、いろいろ島内回ってみると、非常に大がかりなシイタケの植菌作業とかそういうのが行われております。

かつて対馬で盛んだったシイタケ栽培をもう一回、やってみようということで、補助金を出してされてるわけですが、大体、以前、対馬のシイタケ産業を支えたのは個人の経営者です。個人でやってこられております。

今、市が大がかりのいろいろ補助金出してやっているのが、共同体とか、あるいは会社とかそういうふうな大がかりな部分に限られております。

個人でも300万円以上の投資でないと、補助金が出ないような話も聞いております。これはどうなんでしょうか。もっと個人経営者にも補助の手を差し伸べるというようなことは、考えられてないのでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） どうしても、どういうんでしょうか、本当のことが伝わりませんね。トップの中の争いか何かしら、そういう時代じゃない、そんなときじゃないんですけども、恣意的に話が流れます。そういうことはありません。

もともとシイタケの島っていうのは、久保知事が誕生されてから、対馬をシイタケの島にしよってということで、補助金っていうのは、個人にやるもんじゃない、やれない。

そういう今までの定説の中で、というよりもそういう流れの中で来たわけですが、そのときに、ゴーゴー運動っていいまして、550トン、シイタケをやろうということで、430トンぐらいまで行ったと思いますが、今は100トンを切ってるわけですから、そういった中でできたのが生産者に対する3人、5人という生産者個人の人が、生産組合つくってやられるということで、

これは散水施設からいろんなことをして、それは一つも変わってないはずで。

ただ、今さっき、おっしゃってたように公共事業がこういう中ですから、やっぱり従業員も雇用もあります。経営もあります。当然、そういった中で、すぐ手っ取り早くできるというのが、やっぱりシイタケに目つけられたんでしょう。補助金をとって、団地形成の中でやってるところには補助金が出ておりますが、そうでないところは150万も200万もしながら、補助金も要らないということで、独自でやってるところもあります。

だから、そういうさっきの公共事業の話と一緒に、何も最低入札価格制度があるから、大手である本土がとるということはないはず、これはもうあなたもよく御承知のほうであります。

だからこれも可能な限り、入札につきましても、結局、需用と供給というので、受給がバランスがとれないんですから、最低のところ集中する。最低価格がどうだろうかということで、それは恐らくことしから変わってるとは思います、可能な限り上限を低入札調査制度の中でのものができているはずであります。

したがって、これも本土業者って、皆さん、本土から本土から、対馬のこの松村市長は、本土が好きなのもあって、これ変なことばかり言う人がたくさんおられますが、全く為にする議論でございまして、何も本土の業者は、人以上の雇用保険を入れておかなければ、入札の資格がないようになっておるわけです。こんなとこ、どこもないですよ、対馬だけですよ。

それでも、本土ばかり、本土ばかり。何をしようかというんで、ためにする議論かということ、恥ずかしい話。本当に恥ずかしい人だな、かわいそうな人だなと、このごろ哀れみを感じるんですが、そういう人が結構おります。

だから本当のことが本当に伝えられない、伝えられる世の中にならんにかいかなと思うんですが、だから先ほど言われました公共事業入札についても、低価格入札制度のおかげで、本土からの人がとっていく、それは当たらないと思います。

これは宝くじに当たったようなもんだと言われるように、指名競争じゃないわけですから、そういうことで、本土だろうが、どこだろうが、それは（ ）。ただ本土の参画できる人は、年間雇用保険を8人以上払ってる人でないと、幾ら資格があっても入れないんですから。そんな市町村はどこもないですよ。それぐらいやってるはずでありますので、それは違いますので、もし誤解があったらそのようにどっかで聞かれたと思いますので、そのおっしゃられた方に言っていただきたいと思っております。

そういうことであります。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） ちょっと私の考えと市長の考えは、ちょっと食い違っているようではありますが、私は、先ほどシイタケの補助の件ですが、大がかりな共同体ばかり補助してと

いうことは、こう言ってるんじゃないんですよ。もちろんそれは、対馬市がそういうふう奨励しているわけですから、当然補助金もいいと思いますが、やはりもっと零細なシイタケ栽培をしている人たちにも、何らかの手助けはできないものかという趣旨でやってるわけです。

そういうふうな個人の経営者からの話もあってるわけです。だからそれを今、話してるんですが、ちょっと意見が食い違っているようですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 個人も。個人だ、大型だということで、差別はしてないんですが、大きいのは大きいなりの、今、マイスター制度っていうシイタケの何て言いますか、オーソリティっていいですか、専門家っていうんでしょうか、マイスター制度をとりまして、今、マイスターが5人だったか、6人、対馬から6人、マイスターがこの前、農林水産大臣賞、3回連続とられた緒方さんを初め、豆殿の長尾さんに至るまで6人あるんですが、そういう中で、シイタケの生産を、夢よもう一度じゃないんですけど、やっぱり対馬はシイタケがあってるなど。中国からのシイタケも入らなくなってきましたし、中国も御承知のような食糧危機一步手前まで来ておりますので、外に出す猶予もありません。シイラヅケでとれたヒラゴも200円、300円で入りましたが、これ（ヒラマサ）の（ ）、これも入ってこなくなっております。

いずれにいたしましても、そういう状況ですから、ここで、やっぱり北西の季節風という恵まれた自然条件、特にどんこ、花どんこ、天白どんこについては、独特の状況下にある。天竜地域と変わらない、天皇賞をとれるぐらいのところです。そういう地域特性を利用するという、これシイタケしかないなど。

シイタケは、今、言われたように、もっと大きく振興せんと、市場の中で、例えば、市場におっても、片隅にぽつんとおっただけじゃ、これはなりませんから、やっぱりそれなりのものが市場の中でも占められるようなところであって、値段はついていくわけでございますので、そういう点では、大きくはする、また小さい人にも、これは今まで、実は旧6町、シイタケのこまに、1個に1円助成をしておりました。

そんな助成で、1個1円、1万個売ってる人が1万5,000個売ったら1円補助しますよとかいう何が。1万5,000個売ったら、去年よりも5,000個やっても1円、そんなものは奨励じゃないじゃないねということはあるんですが、私ども逆に、原木の方にしてあげたらどうかと。こっちの方が3倍も、4倍もなるわけですが、そういったことで、今そのことも、いろいろやってると思いますが、農林部長、ちょっと話をしてくれんね。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） あんまりかみ合わないところがあるわけですが、それでは次に行きたいと思います。

次の定住促進の分ですが、非常に先ほど言いましたように、若者の人口が大変少のうございます。どうしてもやっぱり職場の問題、働く場所の確保が必要だろうと思うんですが、昨日、同じ会派の糸瀬議員の質問で、ゴルフ場のことも出ておりました。先ほどの答弁にもありましたが、いろいろ聞いてみますと、美津島町時代にもそういう話があつておりました、私も聞いた記憶があります。ゴルフ場ができる、できると言いながら、結局はできなかったということですが、今回は、きのうの糸瀬議員の話の中で、信頼してもらってもいいですという話でしたので、間違いないでしょうね。もう一回確認したいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 裁判官の判事さんから確認されてる、そういうことじゃないんですが、御承知のとおり、大船越から久須保、万関にかけてのあのゴルフ場っていうのはもう許可が出ております。

あれは、資金的なもの、バブルがはじけて、やってる業者が倒産しましてああいう状況になっております。

今回の場合は、今から環境アセスが始まっていくと思いますので、環境アセスを進め、最低やっぱり2年間はかかると思います。

そしてあそこは、やはり日本有数のゴルフ場ができるということです。ロケーションから言いますが、海辺のコースもとれるし、いろんなすばらしい癒やしの、ゴルフ場も含めた癒やしの空間、あるいは体のヘルス、そういったものも含めたものができる。ホテルまでワンセットでクラブハウスとは別に考えておるようでございますので。

ただ私が言ったのは、資金的には大丈夫な会社でありますということ。皆さんの協力が得られれば始まると思います。皆さんが、ノーと言えだれも来やしませんから。だれもおまえ来たらだめだよと、そんな歓迎されんとこに来るもんだれもありませんから、そのとこでやっぱり市だけでやることは無理ですよ。だから皆さんやってくださいということで、期成会ができて、皆さん、動いてありますから大丈夫と思います。

大船越の方のあれも何か、復活の兆しも見えてるようですが、とにかくゴルフ場、一つだけあつてもこれはだめだと思います。さっき、峰町に誘致をしてるゴルフ場であれば、恐らく一つくつたら、もう一つつくるはずですよ。そういったのがゴルフの、日本にはゴルフ場余ってますけど、対馬には必要という認識はわかっておるようでございます。

いろんなことで、絶対100%、120%大丈夫かと言われると、私も自分がするわけじゃないんですが、まあ通常、99.99%いいんじゃないかと思っておりますが、信頼できると思います。

資金的にも、やってる実績からいっても、そういうことで御理解を賜ればと思って、できるだ

け、みんなで一つのことを協力し合わないと、島の中で、ああだこうだ言うても、ものごとにはもう全然できていきませんので、ぜひよろしくその点は。クリアせないかんこといっぱい出てくると思います。ぜひその点では御理解と御支援を賜ればと思っております。あわせて確認ということでございますので、大丈夫だと思いますということを申し上げておきます。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） やはりできそうな期待が持てるわけですが、やはりゴルフ場つくるということになれば、もちろん資本も要りますが、どうしても漁業権、地先の漁業権の問題とか、そういうことも絡んできますので、そういう話はもうされてるんですか。具体的に、この辺にゴルフ場つくります、つくる計画がありますとかそういう話はされてるんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それが今から環境アセスと先ほど申しましたよね。20数項にわたってのいろんな環境アセスが出てきますから、それで2年間かかるというのはそういうことであります。

もちろん、それも入っていくでしょう。当然、その漁業権の問題も来るでしょうから、そういったところで、それがだめだということになったらできないわけです。だから今から、何か計画をできるいろんなことは想定できます。それをどうするか、地域力といいましょうか。よく長崎は新しい市長が言ってます、地域力とか、職員力とかよく言われますが、やっぱり地域の力というのがそういったところに出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 実は、私、昨日、市長の答弁の後、そこの漁場を管理する峰の豊漁協の組合長に電話をして、実はこうこうして、こんな答弁がありました、ゴルフ場の話は来てますかということでしたら、全く聞いてないということで、市長に伝えてくれということ聞いております。

それは、そういう話をしてもらったら、400人の組合員が騒動しますよということを言うてくれということですので伝えておきます。

○市長（松村 良幸君） そこが問題なんです。だから何もできない。

○議員（2番 小西 明範君） 次に行きます。

次に、観光交流について、少し質問をしたいと思いますが、今、非常に対馬市の方としても、積極的に観光交流を進めているわけですが、これは島内のホテルで働く人が、ちょっと私に言われた言葉ですが、なぜ対馬の観光客は、韓国の人ばかりなんだろうかねという疑問を投げかけられております。

そして、韓国人がふえて喜んでおったが、気がついたら日本人はいなかったというわけです。

どうしても、目立つのが韓国の観光客ですが、これは、対馬市や、あるいは民間団体がこれまで地道な民際外交をされたのも、事実であります。

そういうことが一因なのでしょうか。観光と言えば、韓国との交流と錯覚している人が非常に多いんじゃないかと思います。

この総合計画の中でも、最初に出てくるのが韓国やアジアに開く交流です。もう市長がずっと言われております。歴史街道都市のテーマに沿うんでしょう、最初に出てくるのが韓国との交流であります。

この提言書にもやはりそういうふうに出てきます。もっと、日本本土に向けた情報発信はできないのか、あるいは日本本土の観光客を呼び込む方策は考えてあるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） そういったことがやっぱり、まずあなたがどんな言われたかわかりませんが、そういうことはやっぱりこの対馬の総意が形成されない、あるいは発展を阻害する一要因の一つになるわけです。

わかってながら言う人と、わからないで言う人がおります、世の中には。韓国、韓国いうて、何で韓国が、ここは日本じゃないか、日本のこと一つも言わんじゃないか。手法として、それはとられる場合もあるでしょう。アジアに開く歴史街道都市対馬っていうのは、これは旧6町の合併協議会でつくられたのがそのまま踏襲をしてるわけであります。

だから、なぜこの前から申しておりますように、やっぱりそんなときは、この聞かれた人に、ぜひ小西議員の方からもおっしゃっていただきたいと思います。

提言書も一緒だ、何も一緒だ、また一緒になると思います。

地域の元気づくり、地域の活性化というのは、その地域にしかないもので勝負をしていくというのが、これが活性化策のまあまあ今までの常道であります。

したがって、対馬にあって、よそにないもの何かで言ったら、やっぱり韓国という国境に50キロというところは、世界じゅうどこにもない。そうすると、それを手に、旗印にして、地域の元気づくりする以外にないじゃないかということは、基本になるわけであります。そんなら何で韓国だけかて、そうじゃないんですよちゅうことです。

韓国から、何で対馬にあれだけの人が来るんだろう。そんな何しに行ってるんだろう。歴史自然、ええ、そう、そんな、そうか大陸からの、どんなとこだろう対馬は。韓国からあんなに来る対馬っていうのは、おれらも行ってみようかということで、日本から来てないことではありません。日本からふえております、そういった点では逆に。

ぜひ言われた方にそうおっしゃってください。逆に、韓国から何であんなに対馬に来る、どん



なところだろう、対馬はて。一遍行ってみようかということで、実はこの前の対馬新聞の斉藤彰さん以下、対馬が韓国に占領されつつあるというようなことで、一部の心ないマスコミの報道によりまして、そういったことがされて、心配して、ツアーが50人ぐらい来ました。そのうちの10人組が斉藤さんでしたけども。ああ、来て安心したよ、やっぱり対馬だなということで、安心したと言っておりましたけれども、そういうふうに、やっぱりこれは旗印として韓国を掲げる。それを呼び水にして、本土からという一つの間違った作戦かもしれませんが、一つの試行錯誤の中の、こうした方がいいんじゃないかということで、あとはもう結局、この前から言っていましたように、日本一酸素供給量の多い市が、対馬市ですよというこういう89%（ ）酸素がいっぱいということで、そういったことでの切り口で、アピールをしてるということでございますので、それがすべてじゃございませんで、そっからもう小西議員、よく御承知でいろんな話を聞かれるから言ってると思いますが、よろしくまた御理解御支援をいただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 島外の、私はさっき聞いたのが、島外の日本本土向けの情報発信、そういった本土からの観光客の受け入れの施策、そういう、それも聞いたんですが、ちょっとそれももう一回詳しく教えてください。

何か、その今、返答がなかったようですから、その分についての。部長でもいいですから。さっき質問した分です。

○市長（松村 良幸君） そのIターン、Uターンが何人かということですか。

○議員（2番 小西 明範君） いやいや、日本本土からの観光客が少ないということで、そのどういふふうな対策を立てられているか。呼び込むための施策はどんな施策がされているかいうのをさっき聞いたんですが。本土向けの情報発信です。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それはどうも済みません。さっき言ってたように、地域の特徴を全面に出して、対馬を特化することによって、アピールしていくということで、これは、今、観光振興、観光物産協会の方にも、組織の中も変わっていきましたように、市の方からも専務理事を派遣をいたしております。

今、三宅っていうのが行っております。本土からです。

実は、きのうも、土曜日、日曜日も、福岡対馬会で、対馬会の皆さんといろんな話をしたんですが、向こうもいろんなことを対馬会として、対馬にできることは何かということをやろうと。対馬に何をしてくれる、かにをしてくれるというのは、少しおかしいんじゃないかということで、我々が、対馬に対して何ができるかということは今、対馬会、福岡、関西、東京というふうに、皆さんが、本当に何とか対馬をしようということで動いてくれております。

そのベースになるのは、やっぱり一次産業と観光、融合させないかんということでございますので、これは最初から言っているとおりでございますので、例えば今度、具体的に言いますと、基本的には一次産業と観光の融合するまちづくり、島づくり、これにつきます。

今、この7月からですか、ロハス大賞をとった（オオツ）コーポレーションが、今、団塊の世代、700万と言われていますが、ここに向かってのいろんなビジネスが全国的に始まっているんですが、ここを無作為に抽出いたしまして、1,700件ぐらい、これだけの収入があつて、これだけのものがあるならどうですかちゅうことだった。約1,700件の応募があつております。

そういった中で、東京にも対馬屋というのをつくろうというようなことでしてありますが、具体的にはいろんなことを、ここで言うと時間がもうありませんので、申し上げませんが、また、市の方で、暇なときに来ていただければ、取り組んでいることを一切お話をいたしますが、基本的には、そういうことございまして、農業、漁業が元気ないといひ観光地になりませんし、やっぱり皆さんの第2のふるさと求めている人も多いんですが、そこは全国が同じことをしておりますから、それではだめですから、いろんなことを、今、戦略的に手がけております。

それが「対馬元気再生プロジェクトチーム」というのは、そういった中で、動き出すわけでございます。横断的にです。

農林も、水産も、観光も、商工も、企画も含めたそういう中でいろんなとこの動きが、市民協働の動きが始まろうと思います。

以上でございます。あとまた詳しい話は市の方でも話します。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 体験型の観光ということも、推進されております。

例えば修学旅行生が来て、定地網体験をして、というそういった観光を考えてあるんでしょうが、そういった実例は、今、あるんでしょうか。部長でもいいですよ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 話して。この前、韓国の修学旅行も来てたろう。

○観光商工部長（長 信義君） それでは私の方から、簡単にお答えいたしますが、体験型観光の御質問でございますけれども、現在、一昨年より、体験型観光につきましては、観光ガイド、いわゆるアドバイザー制度あたりが、これは県の方で協議会ができておりまして、五島、壱岐、対馬、それぞれ3島が一緒になって、同じような歩調で歩いていこうというふうなことで、現在、実施をされております。

本年も、19年度も今月の24日に、19年度の塾生を募集をいたしております。

そういったことで、ガイドの要請だとか、ガイドにつきましても、それぞれ専門分野がございますので、専門分野の方を今後、要請をしていくというふうなことで、現在、進めております。

また時間の関係もありますので、詳しいことにつきましては、この本会議でなくて、また私の方でお知らせしたいというふうに思います。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 時間もないようですが、最後に、ちょっと物産開発の分をちょっと確認をしたいと思います。

先ほど、桐谷議員の質問の中で、市長もイカについては、ニュージーランド産は使っていないと、対馬近海産ということではっきり言っておられます。

そうであれば、やはり空港あたりの売店で、イカを、一夜干しをみやげに購入する人たち、あるいは島内で購入する人たちが迷うことがないように、空港のターミナルビルの社長もしてあるわけですが、そういうところに、対馬産のイカですよとか、そういうPRとかすること、非常にこう大切じゃないかなと思うんですが、やはり外国産と思ってある方も非常に多いと思いますし、また私も実はそうでしたので、その辺は誤解が解くことも非常に大切じゃないかと思うんですが、市長、どうでしょうか、その辺の話。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） インターネット何かで出てるように、産地表示に反したものを売っているということになれば大変なことになりますから、これはよく検討してみようと思います。

逆にそうすることによって、何だ、何だ、それは産地以外のイカが今まであったのかとか、またこういう当たり前の対馬でつくるのは当たり前だろうと思います。

対馬沖という表示は、対馬沖というのは、あくまでも日本海の対馬の沖でとれたものですよということなんですから、別に、皆さんがそう、思いは、いろんな思いがあるでしょうけども、果たして、この一夜干しのイカは対馬でとれたイカですよって、強調することがいいことなのか悪いことなのか。寝た子を起すことなのか、あるいはそのままにしておく方がいいのか。それはよくまた検討して、戦略的なものでしょうし、営業上のことでもありますので、私が軽々に一人で、会社の経営のこと、第三セクターといえども会社ですから、よく検討し、皆さんと話をしてみようと思います。

必要であればそういうこともして、よく今のお話を提言として受けとめて、検討してみたいと思います。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） それと先ほど同じ質問、出てきた質問ですが、桐谷議員は、職員の証言とか取りながら、きちんとした質問をされておりましたが、ヒジキの投棄はあったのかなかったのか教えてください。あった、なかった。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） もう物産開発の論議でそのことは、投棄があったということは言ってるじゃないですか。

それがまたインターネットにだれが載せたか知らんが、ブログの中でそうだて、それは前の話です。（発言する者あり）

ですから今はありません。昔はそういったことあったことは、この前もどれだけ何回も物産開発に関する論議、去年からもうそれは……。

○議員（2番 小西 明範君） それでいいです、それでいいです。

○市長（松村 良幸君） よかったら、またそんな、それでその話（ ）でもしませんよ、私はそれだったら。

○議員（2番 小西 明範君） それでいいです。

○議長（波田 政和君） 2番、小西明範君。

○議員（2番 小西 明範君） 資金も何とか調達されたようですが、第三セクターの会社として、議会の方もこれ以上、存続すべきでないということで否決をしておりますので、その辺も考慮された上で、市長の判断をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（波田 政和君） これで、2番議員の質問を終わりました。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は13時から。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

次に、12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） それでは通告にしがいまして、市政一般質問を行います。

質問事項は、学校給食運営及び南部し尿処理施設の2点についてお尋ねいたします。

平成19年度予算編成執行に当たり、6支所すべて学校給食会方式で運営されるものと私は思っておりましたが、美津島は、従来どおり島外の業者への委託をするものとなっております。

この予算について、チェックをしてみましたところ、昨年の予算額4,620万3,000円に対し、今年度は何と3,754万8,000円が計上されておりますが、これは865万5,000円のマイナスの見積もりとなっております。

これを確認したところ、委託業者の大幅な減額見積もりによるものとのことではありますが、過去の見積もり及び予算措置について、どう見ても異常な事態であると私は思います。

と申しますのが、複数の年月において、当初に比べ上昇してきたこの行為が、今年になって、急激に落ちるということは、一般常識として疑問を持っております。

また、6支所における運営のあり方と、給食会の職員の身分、給与等が大きな較差が生じており、合併後4年を迎える中で、教育長の答弁では、これを最終的には、レベルの状態に調整すべきとの発言をお聞きしているところでありますが、平成19年度、どのようなことに対処し、解決をしようとしておられるのか。成果について、教育長にお尋ねを申し上げます。

なお、美津島の島外委託につきまして、今回の対応についての御意見をあわせて伺いたいと存じます。

次に、2点目ではありますが、南部し尿処理施設の運営について、お尋ねをいたします。

平成18年6月及び9月の補正予算において、汚なし尿収集運搬処理業務等の関連予算の委託料が、合計で4,443万2,000円を計上し、執行されたことについては、当時定例会の折、市長の経過報告の中で、処理施設に異常な事態が発生し、通常処理ができないこととなり、その対応として、大型船をチャーターするなど、予想を上回る経費の支出が発生したとのことでありましたが、当時、ここまで、ことが起こる前に、初期の対応に問題があったことも、ささやかれているところでありますが、今後のことを考慮し、これまで至った原因とその対応処理のあり方で、これでやむを得なかったのか、市長の見解について伺いたいと存じます。

また本施設の処理能力規模は、随時監査報告にございますが、一方、浄化槽汚泥の対応は、基本の1日7キロリットルとされておりましたが、途中、脱水車分の処理量の施設への搬入をカウントしていないことに気がつき、平成12年1月5日、その対応は、多重円盤型脱水機、これを設置すれば7キロリットルに対し、20キロまでの処理が可能であると記述されております。

このことにより、現在まで110%から120%の稼働により、何とか対応してきた理屈になると思われませんが、19年度予算計上の中で、脱水車800キロリットル、800万円の予算計上の根拠について、これについてお尋ねを申し上げます。

最後になりますが、当施設は、性能発注により、栗田工業が開発した膜分離高負荷脱窒素処理方式による最新鋭の設備と聞いておりますが、このようなトラブルや維持経費は、巨額であり、しかも年を追って増額の傾向にあります。

維持経費の観点から、他メーカーと比較して、適当な範囲なのか。今後のことを含めて市長の御意見を伺いたいと存じます。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 12番議員の、大浦議員の学校給食運営についての御質問にお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、学校給食の運営につきましては、合併協議会の調整部会の中でも、協

議をなされてきたわけであります。

対馬市発足の学校給食の形態は、厳原、上県の市直営方式、豊玉、峰、上対馬の学校給食会委託方式、そして美津島の民間委託方式という3つの運営形態があったのは、御承知のとおりであります。

また施設面では、佐須奈小・中学校、佐護小・中学校、久原小・中学校の単独自校方式の調理場と、市内9つの共同調理場方式の12調理場と、形態も違っており、このように、旧6町時代の合併給食の運営状況が、多岐多様であったため、十分な調整ができずに、新市で対応することになったところでございます。

合併給食のあり方及び運営方法につきましては、御指摘のとおり、過去の市議会でも御質問があり、まず1点目には、学校給食の目標は、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達を目指し、正しい食事のあり方や、望ましい食習慣を身につけさせるとともに、豊かな心を育成し、好ましい人間関係を育てることを目標といたしております。

2点目につきましては、学校給食の指導については、小・中学校の教育の目的を実現するための食育と位置づけておるところであります。

なお、対馬市の小・中学生が、どの学校でも同じように、安全で安価で、栄養バランスがとれたおいしい給食を食べることができるようにすることが、学校給食を実施する学校設置者の責務でもあります。

何よりも、学校給食の安全で効率的なあり方を考慮して、対馬市として、学校給食会への運営形態への一本化を図るため、第一段階といたしまして、上対馬地区には、南部、北部の2つの給食調理場がございましたが、老朽化のため、平成18年度から南部給食共同調理場を廃止をし、北部給食共同調理場に統合をいたしております。

また、平成18年度から上県地区及び厳原地区について、各町単位の学校給食会を立ち上げ、市直営方式から学校給食会委託方式へ、運営を変更いたしましたところであります。

第一段階は、計画どおり推進することができたと思っております。

第二段階として、美津島地区の民間委託方式を見直し、学校給食会委託方式への移行と、将来においては、市内一本化した対馬市学校給食会を設立して、対馬市における学校給食の運営形態の一本化を図りたいと申し上げてきたところであります。

しかしながら、対馬市の厳しい財政の健全化の取り組みを図るための対馬市行財政改革大綱に基づく、行財政改革大綱実施計画並びに対馬市行財政改革推進委員会における公共施設のあり方についての経過等を踏まえ、美津島学校給食共同調理場の運営方法について、長崎市の株式会社・総合給食たけやさんとの委託契約について、見直し検討をいたしてまいりました。

行財政改革大綱にも示されております限られた財源を、効率的に生かし、民間との役割分担と、

連携、成果主義、競争原理といった民間の経営手法の導入などを通じた成果を出せる体制の確立を目指す目標のもと、調理場で働く人の賃金等を削減しない条件のもとで、見積書の提出を求めたところであります。

御指摘のとおり、過去の見積もり経費については、旧美津島町時代からの金額については、たけや本部の管理等の人員費の経費が含まれておりましたが、企業努力により、大幅な経費節減をされ、見積もり金額は、前年度契約額と比べ、865万5,000円減の3,754万8,000円とする内容の美津島学校給食共同調理の業務委託についての企画提案書が提出されたところであります。

この企画提案書の内容、提示された金額等を総合的に判断し、今年度も引き続き、たけやさんと業務契約を締結したものであります。

次に、給食会の職員の身分、給与についてであります。各学校給食会の調理員等の雇用形態については、職員の身分及び給与等はさまざまであります。

雇用条件も幾らかの差異があることも御指摘のとおりであります。当然、原則的な考え方は、同じ業務に携わる者の待遇に不均等があってはならないし、統一すべき点については、平等という考え方は議員と同じであります。

しかしながら、雇用形態には、学校給食会の職員の中にも、給食会の正調理員と委託調理員、また運転手兼事務職員につきましても、正職員と委託職員、雇用条件に違いがあります。

同じ雇用条件、例えば、給食会ごとの正職員の対比並びに委託職員を対比し、レベル化の調整を検討いたしての状況であります。

巖原地区調理場の委託調理員につきましては、平成18年度からの学校給食会移行に伴い、対馬市委託事務の執行に関する要綱等の規定に準じまして、学校給食会の委託職員として、旧巖原での雇用条件でありました雇用期間最長5年の規定を廃止、必要に応じて、更新、継続契約ができるものとし、雇用の安定化を図ったところであります。

また委託金額の低い給食会の委託の調整も、本年度いたしております。

なお美津島給食共同調理場委託の関係につきましては、先ほども申しあげましたとおり、調理場で働く調理員等の賃金については、委託料の減額に伴う削減をしない旨の条件のもと、契約をいたしております。

地方分権型社会にふさわしい市民の視点に立った柔軟で活力ある行財政システムの構築を図るため、対馬市行財政改革推進委員会が設置をされ、平成18年8月に対馬市へ答申がなされ、この答申に基づき、平成18年3月までに対馬市行財政改革大綱及び実施計画は作成されたところであります。

これらの大綱の中で、公共施設等委託等の項目の中に、統廃合や民間委託をすべき施設に、給

食施設が含まれております。

今後につきましては、現在、進めております学校の適正な配置計画、統廃合であります。この計画と、老朽化した調理場を解消するための共同調理場の建設により、給食の充実と安心安全で、効率的な学校給食事業を推進していくため、給食会のあり方や、民間委託も含め、今後どのようにすれば、関係者の御理解をいただけるか、時間をかけて対馬市としての総合的な基本計画を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 大浦議員、12番、一般質問にお答えいたします。

南部し尿処理施設厳美清華苑の運営についてであります。

御質問は、南部し尿処理施設の処理機能低下に至った原因とその対応処理のあり方ということで、これは平成18年5月に発生したことについてであります。議員御承知のとおり、厳美清華苑は平成14年、合併前の2年前ですか、4月の稼働以来、処理能力を超えた運転をしている状況であることは、もう今までの議会たびの、（ ）の議会のときからのこれは懸案事項、それ以前は、美津島・厳原両町議会で、問題になっていたことはもう御承知のとおりと思っております。

昨年、トラブルが発生した分離液の貯蔵槽の処理機能低下であります。原因として考えられますのが、（ ）の悪いし尿及び浄化槽汚泥が混入したこと、また処理能力に対して無理な運転処理を続けたこと等が上げられますが、特定するには至りませんでした。

そこで、ことが起こる前の、初期対応であります。施設の管理運営につきましては、施設の職員及び運転管理を委託しておりますクリタスにおいて、し尿浄化槽汚泥の適正な搬入計画によりまして、搬入業者の搬入量を調整していくと。そして生物槽を初めとする各槽の点検整備に努めて、安定した運転を心がけておりますので、今回の処理機能低下は、予測し難いトラブルであったと考えますが、しかし、根本的に、指摘のように、60キロの処理能力、そして7キロの汚泥処理、この根本そのものが間違っていたわけですので、これは、監査委員の報告で明らかなおりでありまして、本当にむべなるかなと思っております。

次に、このことはまた後ほどお話ししたいと思います。時間が迫っておりますので、要点だけ申し上げます。

次に、平成19年度当初予算で、脱水処理車による処理費用800万円の予算計上の根拠についてでございますが、現在、厳美清華苑の浄化槽汚泥の1日の処理量は17キロ前後で、計画処理量の約2.5倍で驚くなかれ処理をいたしております。

平成17年度以降の合併処理浄化槽の普及、浄化槽の法定検査時における集中的な浄化槽の清掃によります汚泥の増量、さらには観光客の増加及び人口の移動に伴います公共施設に設置され



ている大型浄化槽の使用料、また厳美清華苑の処理能力を超えた処理量を勘案しまして、厳美清華苑で処理できない余剰汚泥の処理に対応するための予算であると思っております。

平成19年度はまだ契約はしておりませんので、施設の処理状況を見極めながら対処していきたいと考えております。

次に、維持経費の観点から、他メーカーと比較して、適当な範囲なのかとの質問でございますが、厳美清華苑は先ほど申しましたように、平成14年4月の稼働から、5年が経過をいたしまして、処理能力を超えた運転をしている関係もありまして、施設の生物膜、あるいは業種膜等、各槽、各設備の補修点検整備に、今、遅まきながら、改良的な見地から努めているところであります。

こういった点検整備をおろそかにすれば、前回のようなトラブルの発生も懸念されますので、無理な運転を強要されているわけでございますので、施設の維持管理には十分配慮していきながら、運転管理レベルを向上させていくと。そして搬入量の問題等、計画性を持って処理していくことが、経費の削減につながるものと考えます。

先ほど、経費が多なっているとありますが、この厳美清華苑につきましては、毎年、年々、委託料が下がってきております。

これは努力をしてもらっているおかげであります。あそこも人事も一掃いたしまして新しくやりかえております。

そういったことで、今、維持管理運営については、正常な状況を呈示しつつあると。今まではノーマルじゃなかった、アブノーマルだったということを申し上げておきたいと思えます。

また、他メーカーと比較して適当な範囲かどうかは、各メーカーにおいて、処理方式が異なっていることは、もうこれは議員よく御承知と思えますので、一概には言えないと思えますが、今後はコストの削減を達成するために、企業の経営ノウハウや技術の活用を図りまして、運転電力、あるいは燃料、さらに薬品などの使用料の管理及び調達並びに施設の維持修繕までの複数の業務を一括して委託できるよう、指定管理者制度の活用等、今から検討していかなければならないと考えております。

当面、これぐらい終わらしていただきます。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 順番を、し尿処理の方からいたします。

私の、検討してほしいということを申し上げたわけですが、このようなシステムが非常にトラブルったというふうなことの対応が、原因がどうであったということについて、最終的に判明をしないという、無理な、オーバーな使用したからという言い方がございました。

その言い方よりも、私がちょっと耳にしちったことは、実は、処理の過程で、そういう汚泥

を通過する過程の処理槽の中で、下から空気泡が出る。脱気という言葉がございしますが、私も普通使わんから、何のことかと思ったんですが、その泡が配管のその腐食等によって、出らんようになってくる、1年前ぐらいから。

そういうふうな事態があったらしいです、どうも。これを、主たる現場の方は、どうしたのかと。市の幹部、もしくはその中で、どう伝えただということを確認をとってみたら、私がとったのは、最終的には、（フクダ）という所長さんに電話で確認とりました。

確かにありましたと。あつて、市役所はそのことは、月報によってわかるとははずじゃと。ただ、その辺のことが今回の処理の過程において、十分な連携と、正しい、早くその取り組みがなされておらなかったんじゃないかという、これは伝わったことを、私も確認とって、そういうふうなことを、今回のこの場に立つわけですが、市長、その点が、私はひとつもう少し絞って、もちろん担当課の方から、今は答弁かかるとは思いますが、これを外したことを私はあまりよくないなど。堂々と話はあった。過去のことだから、市長が言うんじゃないで、担当が書かれたんでしようが、私はこのことには触れてほしかったんですが、その辺の認識は、ちょっと市長、もし原稿以外にあられたらお聞きしたいと思えますけど。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） そういった問題があったから、こういった所定のこともできない。ねじを締めたと言ったら、締めましたで、しかし締めてない。ねじはそこに置いてあったという。こういったことが、初期的なことができない状況が管理上いっぱい続いておりました。

これはだめだなということで、ああいった形での管理運営を、仕方が変わったんですが、それ以前にあなたが言われるように、基本的にできない、無理な施設をつくってるわけですから、これはこの前からの調査報告のとおりでありまして、これは美津島、巖原でつくったそのものが間違っていたわけでございまして、それが巖原町の議会、美津島の議会、相当のことで話があったとおりでございまして、大体、あなた7,000キロ近い汚泥処理がなされたのが、7キロということは、1日です、365掛けると2,555キロ、これ当然足りないけど、そういう計画もって、あれがつくられた。

なおかつ3億のどうしても設計が組めません、3億の予算まで上がった、見積もり上。何で上がったのか、それもわからない。そのまま、それは管理者の責任においてやることだから、ちゃんと設計に予算をあわせるというのは前代未聞で、予算の範疇であるのが、設計じゃないのと、苦言を呈しておきますよと言った。

そのことが結局、こういったこと。それが何に使われたのか、多重円盤型に使われたのかどうか知りませんが、そういったふうに、もともとコンサルか、あるいは積算ミスか、施工ミスか、こういったことで、この前も話しましたように、いろんなこと起こりましたがそのままに、検討

したままなっておりますが、これについても、これはそれなりのこういった損害、4,800万円でしたか、こういったもの、それに起因しているわけですから、そういう無理な中で、多重円盤型ということで、そういう2.何倍のことをやってる。そういう無理な運営をしてるけども、もうできてるわけですから、責任は責任としても考えながら、これは先を向いてやらないかんから、今、できることということで、最大限の努力をしている。

今のまま行きますと、まだまだ制限はしなくてもいけるようなところまで来てるように、今、思っております。

だからそういった点では、これはもともと計画的な、何のために新しくしたかという、不法投棄をしよった、あるいは脱水車で5,000万、6,000万のお金が要りよった。これはもうそろそろ老朽化もしたし、容量も少ないと。やっぱり新しくふえていくんだから、それに向かってやろうと言ったのが、逆行してしまったわけでございますので、もともとそういった点で無理があったわけであることは、もうこの前、証明されたとおりでありまして、要は、しかしながら、できた、今、巖美清華苑の処理場でございますので、今の中で、最大限努力をしていかにやいかんということで、いろんな手を打っております。

委託料もそういった中で、1,000万、800万単位で、少なく2年、3年となってきた、今、あるところであります。

そういうことで、その点につきましては、もう大浦議員が一番、当初からこのことについては、私と同じように疑問を呈しておりましたし、同じ形で、私の情報知識と、私以上に、あなたの方が持ってると思いますので、そういうことで、もう答弁にかえさせていただきます。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 私、市長、桐谷監査委員が監査報告するまで、60キロリットルの53キロ、7キロのことを、頭にしかなかったんです。

ところがこの監査報告の資料から、過去の、今までの修正取り組みを見まして、7キロの合併浄化槽、処理の、キロリットルの不足について、対応できる方式、対応する技術がありますというふうに書かれておりました、途中。これは平成12年ぐらいにその結論を出して、文書に残っております。

多重型円盤脱水機を2基ほど現在つけとるそうです。それをつければ、7キロが20キロまでの処理ができますと、これはコンサルがはっきり書いてますよ。それに基づいて、現在、110、120%の無理をしておると。それはそれで、私はやっとわかったんですよ。

ところが、今回のトラブルは、汚泥槽の中の配管の泡が出る配管が欠落して、またその腐食したという理由で泡が出らなくなって沈殿したんだよと。こういうふうなことが私は一部聞いております。

だからそのために、処理能力が落ちていったんだと。これが原因だと聞いてますが、市長の先ほどの答弁では、いや能力がないのにやったからこういうふうになっていったんだというお答えでございますか。そういうふうには、認識はやっとな桐谷監査員の裏づけ資料でわかったんですよ。

ですから、7キロが制限いっぱいとも思っただけども、20キロまでの処理ができるということが明確に書かれとるわけです。

これはこれで私は生かさないかんとおもいます。ちょっと見解が違うんですが。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 見解が違います。私の言及がなかったちゅうことです。

それは（フクダ）がどう言うたかわかりませんが、それも要因の一つ。今までそういった点も、もともとどうにもならん施設をどうかしようとしてるわけですから。そういったものが一つでも欠けたらいろんなことが出てくるわけです。

だから、私はその最初の多重円盤型2基をもって、7キロを20キロにというその全くめっちゃくちゃなことをやっていかざるを得ん、そうすると能力が何とかできますいうが、機械には、装置にはどんどんそれに負荷がかかっているわけです。それはもうこの前からのとおりです。

今回、そういった中で無理をしてる中でそういう何とか盤ちゅうか、私もよくわからんですが、幾つかあるんですが、これが一つ7,000万円したり8,000万円したりするんですが、1枚また800万のものもあるし、そういったもので、予算上の点でいろんな点もあったことも事実ですが、基本的に、日々の、朝晩の運転、ハンドリングと申しますか、ハンドリング上のことが、やるべきことがやられてなかったという点がありましたから、ああいったふうに厳美清華苑を、経営的についでいうよりもなるようにしていったで、それが原因の一つでもあるかもわからん、それがすべてじゃないと思います。

だから今は、正常に機能しつつあると思っております。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） ちょっと私、焦点があいませぬ。

今のこと、現在は認めています。正常運転で、以前以上に量もこなすような話は聞いておりませぬ。

不思議なことだなと思いつつ、ただ私がさっき言います泡が出てくる脱気の機能がしなかった時点での報告を、市民生活部の方にあつたのか、なかったのかということで、それを対応したのかということをおは言ひするんですよ。

だからそこが齊藤部長で、新しゅうかわって、そのわからんかもしれませんが、私は通告してましたから、それを調べとると思うんで、部長、もしそのことがどう伝わったか。できれば議

長、担当部署の方に答弁をお願いします。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 申しわけございません。機能のそういった詳細につきましては、ちょっと私もまだ勉強不足でちょっと議員さんのお答えするだけの、ちょっと答弁は持ち合わせておりませんので、御理解願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） だから先ほど、あなたが言っているように、その点も要因の一つであつただろうということで、あなたはそれを聞いてたか、聞いてないかということですが、そういったところにいろんな問題があるから、あそこを全部、人事で入れかえたわけでありまして。

それからうまく機能いたしております。それ以上のことは、あんまり公の場で言わん方がいいんじゃないでしょうか。

○議員（12番 大浦 孝司君） そうですか。いや違うでしょう。

○市長（松村 良幸君） 何が違う。

○議員（12番 大浦 孝司君） いいですか。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 4,000万のお金も使うことに、船を2遍、チャーターせなならんことになる前に、配管のその対応をしとつたらならんやつかもしれんというふうな角度の意見もございまして、だから、それが現場から市役所の方に、きちんと伝わって、それを審議したかということがあったかと言ひよるんです。

そしたらわずかの金で済んどつたかもしれないし、いやいやそこらあたりは聞いてるんです。

市長、そのこのことを言うて何が悪いんですか。お金使うわけですから……。

○市長（松村 良幸君） 悪いて言ひよらんじゃない、（ ）言ひよるない。

○議員（12番 大浦 孝司君） 言うておかしいとかかんとか言うこともないでしょう。はっきりせないかんでしょう。

○市長（松村 良幸君） 言わんね、はっきりすりゃいい。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） だから市役所の中で話があつたかどうかということを言ひよるでしょうが。それがなかつたのかということ言ひよるんですよ。審議が、話し合いがあつたのか言ひよるです。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君どうぞ。

○市長（松村 良幸君） それは今、言ひよるじゃないですか。あつたかなかつたか、あるいはそれがすべての要因であつたかどうか。それも一因だつたと思ひよるんです。

だからいろんな問題があるから、人事上、ちゃんとすべてができるようになっております。そういうことも一因であったでしょうと言ってるんです。全部がそうじゃない。それだけでできて、もともと容量が足りないわけですから、その容量の足りないのをいろんな土日、あるいはハンドリングの面で、いろんな問題があったからって言ってるじゃないですか。

だから一つも変わっておりません。だからあなたが確認しよることは、ここで言わんでいいじゃないですか、そういったのも一因だったと思いますっていつてるのに何かおかしいことありますか。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 本来であれば、月報を市役所の方に報告しておる以上、それ気づき、協議する必要があると思います。

それがなかったという意味で、そういう処分をしたとなれば、また別です。

○市長（松村 良幸君） 処分じゃない。

○議員（12番 大浦 孝司君） いいえ、今、そういう言い方されたでしょう。

○市長（松村 良幸君） 処分と違う。

○議員（12番 大浦 孝司君） そういう対応をしたと、職員の。

○市長（松村 良幸君） そうそう。

○議員（12番 大浦 孝司君） だからそれがなかったという意味でいいんですか。上の方にそれだけの報告や、相談がなかったというふうなことでいいんでしょうか。

もうやりとり時間がございませぬが、どっちかと言ってるんですよ。あったかないかだけです。なかったかあったかだけですよ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今、言ってるじゃないですか。そういったことを公の場で、どうだこうだ、それも要因の一つだったろうと思います。あった、なかったかということは、それは理解をしてください。いろんな問題が大きすぎたから、あそこは全部かわったわけでありませぬ。

以上です。もうそれ以上、理解をしてください。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○市長（松村 良幸君） 後でさせますから。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 後でそれ、大浦議員、あったかなかったか、だれが聞いてだれがどうしたかということは、あなたの方にまたどうしても必要なら言いますから。

この公の場で、いろんな個人的なものが出てくるといかなものかと思ひますので、そういうものも要因の一つだと。それがすべてもともと基本的によくないものを、ああたこうだしてたわ

けですが、ああだこうだするハンドリングの中で、大事なもの、それが一つが、全部の要因でございませぬので、チャーター船を呼んで人糞を運ばんとどうにもならんのだとか、これはこの前も申しましたように、上対馬、それから中部、北部、中部、それから最終的には阿連の漁集まで持っていったんですけども、どうにもならんようになって、船をチャーターせざるを得なんだわけです。

だから原因がそれ一つじゃありませんので、今、大浦議員が言ってるように、職員のだれがどう言うた、こう言うた。だれに言うてるけど予算がつかなんだ、ついたとか、それができなんだとか。それ以前の問題もありますし、そのこともちゃんとわかると思いますので、後で報告をさせていただきますということで、お願いできませんでしょうか。そのあった、なかった、だれに言っ、だれがどう言うたってことは、その点はそれでお願いしたいと思うんです。

そして、そのすべて、それも一つの一因ではありますけど、基本的に7,000キロ以上あったものが2,555キロしかない。1日7キロ、し尿53キロ、汚泥7キロというそういう中でつくられた施設だけに問題があるわけでございますので、その点は、もうそれは大浦議員が一番よく知ってるし、今の要因4,800万ぐらいかかった、そのトラブったそのし尿処理の、それは、今言われたことだけでは、それも一因の一つであったかもしれません。それだけじゃないものがありますので、その点は御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） ちょっとこう歯車がかみ合わんわけですが、職員のことはいいんです。処理能力の決定根拠に、当初は間違うちよったけども、多重円盤型脱水機を入れれば、7キロが20キロリットルまでなるというふうなことが書かれとる以上、それは生かさないかんぢゃないですか。生かしたるから、無理が120に最大やとるとこういう監査の報告も書いてますから、それを100%消すわけにはいかんでしやうし、市長はそれ今ずっと言葉で、能力ないから能力ないから、能力はない手当はしたんだということで、できるんだということで、理屈はなっておりますが、だからその中で、ちょっと前、進みます。

○市長（松村 良幸君） （ ）は規制してないよ。

○議員（12番 大浦 孝司君） そのところは生かさないかんというんです。

○市長（松村 良幸君） そうそう。

○議員（12番 大浦 孝司君） 監査もそれを生かしてますから。

○市長（松村 良幸君） ただ無理が……。

○議員（12番 大浦 孝司君） これ初めて私もわかったんですけど……。

○市長（松村 良幸君） 本体の無理がずっと生じていきよる、そういう無理をさしてるんだから。

○議員（12番 大浦 孝司君） それで能力があるということになるわけです、20キロまでは。

○市長（松村 良幸君） 今のところはね。

○議員（12番 大浦 孝司君） 20キロまではやれると。そうなれば先ほどの800キロリットルの、800万の予算の問題ですが、18年度実績において、処理の中身は、これ全体で2万3,522キロリットルを処理しております。

し尿が1万7,936、浄化槽が5,626、これが施設の分、（ ）サービスが、832キロリットルを年間処理したと、こういう数字になつとります。

ところがこれが、1日20キロのところを、17キロの処理をしておるといふ報告から見れば、全体から言えばまだ受け入れが可能なんです。これは、今、市長とその数字言い合っても、できませんが、担当部長は聞いてほしいんですが、800キロリットルを、わざわざとらなくても、一部、500数十キロまではとれます。

ですからこのことが19年度予算に同じように、処理するという事はどうかというふうな質問をしております。

ですから私は、能力がある以上、ぎりぎりいっぱい使って、その委託料をわざわざ使うことは、このときにいかなもんかということをお願いするわけです。

ですから、数字の点は、部長の方にチェックはしてみたいと思うんですよ、今、時間がございませんから。

それと、最後ですが、市長、さっきの資料、これが平成19年の南部と、それから中部と北部の施設の管理の合計です。これよく見てください。

もちろん、31億の予算ですから、大きな処理をする、金が要る、これはいいでしょうがそれでも8,600万ですよ。

豊玉が500、これは直営で、人件費が入つたらんといえど、わずか500万相当、上対馬北部、これでも900万です。

先ほど金が要るから、しょうがないって言いますが、特別この予算ちゅうのが、私らの目には、大きなもんだなというふうに思うんですが、その辺、いかなもんかということをございます。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 金が要るからしょうがないという話は一つもしたことはありませんので、断っておきます。

この御承知のとおりでございますので、この例年少し高いんじゃないかということで、年々下がってきてるんですが、これはやっぱり人件費が一番高いわけですから、そういった点では、当初から比べたら、相当委託料も下がっていると思いますよ。

だから、問題は、20キロできるから、20キロが是じゃないわけです。どうにもならんのを



補足して、多重円盤型1基じゃなく2基で何とか、それを補っているわけです。補っているのに、これでいいから、これもできるじゃないかというのはいかがなものかと思うんですが、それは専門的なことだから、私もよくわからんが、これは何か、あそこは、あとちょっと話して。どうぞ、800万の、部長からちょっと言わせてます。数字じゃなくてね。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） お答えをいたします。先ほどの800万でございますが、今、資料の方にも付加されております浄化槽で処理委託料800万、これ当初予算で計上いたしております。

これは今のところ、市長が先ほど説明をされましたとおり、浄化槽の汚泥、これを処理するには、現在の機能で処理能力が7キロリットルに対しまして、その約2.5倍程度となります17キロ、今現在それで処理をいたしております。

それで今のところ、この施設の機能といたしましては、特に問題なくやっております。

しかし、この計上しております800万につきましては、予備費的な性格を持ったものとして——これ当初予算です——もし万が一、これから先、いろいろと入ってこられる方々の予想以上の量に対応しきれない場合に、脱水処理車を使用するというので計上しておりますので、この800万を、年間すべて使ってしまうという部分ではございません。これあくまでそういったとき用ということで、これ今のこの状態で、年度末まで続けば、この分は年度末に減額補正をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 今のことはそれで理解いたします。

それと、市長、管理費の件は、私、資料もろうたんですよ。したら、過去から比べて、もちろん下がったところもあるから、全体的に上がってますよ。それは19年度分ですけども。16年度分からはじいっとあるんですよ。それ上がってます。

だからそのよその機械はそうなればって、ここは特別級じゃないかという思いがします。もうはっきり言いましょ。それでいいのかというふうな他の比較がどうかということと、それと、配管が5年して腐っちゃうか、折れるとか、あるいは泡が出らんとかいうふうなことはどうかなど。そういうことを言いよるんですよ。

それについてあったんですが、それをもう時間がないですもんね、この問題を言ったらもう終わりますから、委員会の方はもうありませんから、一応ここで閉じますが、部長の方にはその数字的なことは、話し合いは、答えはすぐ出ますし、そうやりたいと思います。（発言する者あり）そういう言い方はしませんけども（発言する者あり）泡が出らん時点で早うそのことに気づ

いて、対応せないかんという問題が落ち度じゃなかったかということをお願いするんです。

それでは委員会の方のことなんですが、たけやの見積もりについて、整合性がとれたという中で、職員の給与については、昨年に続き、押さえを済ましてほしいと、そしてまた、たけやの職員の給与を削減したことで、見積もり減額になっておるんだという根拠を述べられました、教育長が。一応、そういう答弁が。僕、メモしとるんですが、おおむね。違うんですか。（発言する者あり）基本的な問題、減額の予算の大きなことはそういう言い方されたと思うんですが、この職員さんが、私も調べたんですが、以前は対馬に1年ぐらいおられたそうです、一時的に。平成13年度以降今日に当たって、それは全くないわけですが、その点をどうとらえておりますか。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） これは美津島町時代に、推進をされたことでありまして、平成12年度から実施したと思うんですが、その当時は、平成11年度は、多分私の記憶では6,000万、6,000万の経費がたけやさんの委託によって、4,000万に、約2,000万減額をされたというようなことのようにあります。

そういう意味で、大きく経費節減はされてあるんですが、その職員の駐在等については、私は承知をいたしておりませんので、ちょっとコメントはちょっとできないような、ちょっと御理解いただきたいと思います。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） そうであれば、一応、報告だけしますが、おっしゃるとおり平成12年に4,000万少々の金額で、児童生徒1,065人を賄ったわけです、調理だけに。それで年々、その金額は上がっていきまして、最終的には、4,600万までのぼりつめた。しかし、その間、児童生徒の数字は落ちていったという現実がございます。

当初はそういうふうなことでよかったかもしれませんが、年を追っていくうちに膨らんでいった。そして今回の、昨年の教育長の方針の中で、学校給食会に統一する方向というふうなことは、私も聞いておりましたが、思い切って減額することによって、残ろうというふうなことでありましょうが、少し不自然であると。

なしか言えば、今までの方を見積もりが、果たしてたけやさんの言うたとおりの見積もりの内容であったかどうかということが、少し疑問に私は思っております。

その点について、過去の見積もりについて、教育委員会としては、何も検討するに当たらなかったのか。ちょっとその辺の教育長、思いを、あれば聞きたいと思います。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 実は、御質問にありましたように、18年度と19年度の委託料の結果が、865万5,000円減額になって、ほで、正直な気持ち、本当によくぞ大きな企業努力

されたなというようなことでありまして、議員の御指摘のとおり、そうであれば過去のことはどうかということではありますが、この美津島だけじゃなくして、ほかのところも児童生徒数は減少する中で、そんならそれに比例して委託料、また経費が減になったかということ、必ずそうでもない、そういうように思っておりましてそういう感じであります。

ただ、正直、本社業務とか、また消耗品とか、いろいろ業務連絡費等で、節減をされております。

ただ、私どもは、委託料、安くなったことによって、そこで働く皆さん方の給与減額、これは絶対、市教委としては、のむことはできないという基本的な考え方を持っております。

それについては、人件費の方は減額になってない。ただし、議会でも答弁を申し上げたと思うんですが、これが市教委がどこまで、委託について、内容まで踏み込めるかということになろうと思うんですが、市教委としては、人件費等についての減額については、非常識な点にあれば、市教委としてそれを指導を申し上げることが必要であろうと、そのように思っております。

○議長（波田 政和君） 最後で。

○議員（12番 大浦 孝司君） 資料を準備しとったんですが、時間がもうないもんですから、どうしようもないんですが、今の話の中で、過去五、六年ずっと、上昇傾向にあった中で、人によって賃金を聞いてみたら、全部押えられた格好でずっときておった事実も、私も聞き取りの中で、そういう世界であるなどは思ったんです。それが一つ。

それと、具体的な町は言いませんが、今の給与体系、あるいは身分の相違ちゅうのは、過去の6町の中から当然あります。しかしどうかすれば、同じ調理師免許持った中で、仕事する年間のいわゆる給与が極端に言えば半分であると。極端に言えば2倍もなっておるということは、将来的にというよりは、この4年間の中で、踏み込まないかんかったんやないかと私は思いますが、そのところをできなかったことがひとつの反省じゃなかろうかと。半分ということは、やはり通用しません。

そのところをどうするかは、委員会がやればいいですが、時間的に過ぎました。

途中でもいいですが、私は、そういうふうな修正をかけて、徐々に均衡を保つということに踏み込んでほしいと思います。中身の具体的は言いませんが、その決断を教育長はしてほしいと、実は思っておりました。

最後ですが、そういうことで私の質問は終わります。

○議長（波田 政和君） 教育長、米田幸人君。

○教育長（米田 幸人君） 基本的には申しますように、レベルが。ただし、これはあくまで理想でありまして、現実的にはおのおの違います。それをどう調整をするかということです。

たけやさんの中で、私どもも職員の皆さん方と一緒にお話をしたんですが、やっぱり定年の

65歳の問題、これもほかの給食会は60歳という、55歳のところもあります。

そういう意味で、もう60歳近い人を、どう拾っていくか。社会保険の問題等もありまして、いろいろやっぱり現実的には難しい問題があります。

ただ、基本的にはやっぱり同じ仕事するというようなことからすると、やっぱりレベルが理想でありますので、その理想に向けて努力してまいりたいと思っております。

○議長（波田 政和君） これで12番議員の質問を終わります。

.....

○議長（波田 政和君） 暫時休憩します。開会は14時5分から。

午後1時52分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。次に、11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 本日も最後となりまして、皆様、お疲れさまでございます。一般質問に入りたいと思います。

1点目は、対馬物産開発について。

前臨時議会開催どきに、2億5,000万円の貸し付けが実行できなかつたら、同社は倒産は間違いない。よって、清算業務が展開されると発言をしていたが、そうではないのではないのでしょうか。

このことについて、後で一問一答で行きたいと思います。

2点目、政治倫理条例について。

政治倫理審査会の審査結果報告に対して、議長として、みずからの品位のていたらくのない波田議長が、実質、経営者と審査会で認定されました。

有限マルハ運輸の処理対応はどうなるのか。現在まで明確でないのはなぜなのか。お答え願いたいと思います。

私で、この質問は、3回目の一般質問の中に入っておりますので、答弁は一問一答で行きたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） そうですね。一問一答ということは、だからそれでということですが、今まで、3人も同じこととしてあります。

議会運営委員会ってそんなものかなと、私も不思議に思っております。同じことを同じように答弁せないかん。（「わかりました」と呼ぶ者あり）だから、しかし、議会のされることですから、私は受けておりますので、御承知のとおり、一問一答でございますが、御指摘のように2億

5,000万の貸し付けが実行できなかつたら、同社の倒産は間違いなく倒産すると思いますし、清算せざるを得ないでしょうという答弁をしたことは事実です。ニュアンスは少し違いますけど。

それから、もう一つのマルハ運輸に係る政治倫理審査会の報告を受けての、市の対応についてということで、政治倫理審査会っていうのは、波田議員、波田議長に対する審査会だと思いますので、そのことについては、再三、お話しておりますように、倫理条例が自治法を超えようと、超えてなかりと、倫理条例が存することは、対馬市に間違いのないわけでございますので、先ほど何人かに申しましたように、るる申し上げましたが、間違っていようと間違っていまいと、倫理条例が生きて存在している限り、倫理条例を遵守するというのは市長としても、これは当然のことでございますし、そういった中で、その中に解約することができるということで、これを皆さんがリンクされているわけでございますが、倫理条例に違反していることも事実です。

それから場合によっては、いろんな点でかんがみながら、その中で市長が解約することはできるといふこと、それがリンクして、リンクできない部分もあるといふことで、非常に複雑な問題ですが、このことについても解約の方向で検討しているといふことは、明確に申し上げますので、その点は御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） まず、そしたら対馬物産開発から行きましょうか。

けさの桐谷議員の質問の中で、物産開発の存続のために、個人で借入れをして、保証人となって、今、35トンのヒジキを、原藻を買っているということでございますが、この対馬物産開発を今後、経営をどうしていくかお答え願いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 前の答弁も少し関連していきますが、物産開発は、対馬市の会社であります。

農林水産物、対馬でとれる農林水産物から、これを特産品化しようということで、旧定款にもあります。それを今、対馬市も受け継いで、合併条件の中でもそれ受け継がれております。

そういう中で、市がその物産開発の役割を感じたときに、ここで倒産させるということ、あるいは清算するといふのはいかなものかということ、非常に苦渋の選択を迫られたわけでございます。やはりこれは、市の貸付金という形をお願いをして、再生を図るべきじゃないか。今までの結果については、もうる皆さん、論議がありましたから、御承知のとおりであります。22年間、やっぱり紆余曲折の中で経営やってきて、最後にはずさんな形で、第三セクターという甘えの中であいった皆さんに御迷惑をかけたといふことは、これは私は申し開きすることはありませんが、しかし、今、食の安心安全、あるいは一次産業が輸出産業になろうといふ中で、

特にブランド化ということを今やっています。

またシイタケのマイスター制度ということで、これもかつてのゴーゴー運動にはいかないまでも、早くこれを所得の向上につなげたいということに向けておりますし、ぜひこの対馬市の三セクであります会社を、やはり存続させることによって、所期の目的を達成しようということで、やっぱり午前中にも申しあげましたように、役員会、やっぱり自助努力をすべきじゃないか、この中でやってみようということで、実はこの前申しましたように、4月の末の連休、5月の連休あげていろんな奔走をそれぞれの立場でして、私もそれにもれずやったわけですが、非常な風評被害等がやっぱり出ておまして、非常に難しかったわけですが、何とか、原藻を取り入れるようなことは、今できて、動いているという状況で、再生を目指しておるということでもあります。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 対馬物産開発は存続させていくということによろしいんですか。

○市長（松村 良幸君） 先ほど申したとおりです。

○議員（11番 宮原 五男君） 清算じゃなくて、存続を、これから先もしていくということですか。

○市長（松村 良幸君） さっき申したとおりです。

○議員（11番 宮原 五男君） どっちかで、答えてくれんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 先ほど申したとおりです。再生に向かって努力をしていくと言ったとおりです。役員会でも。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） このたび、35トンのヒジキを、原藻を購入されたんですが、35トンと言えば、原藻の仕入れ価格は700円と聞いておりますが、約2,500万弱になりますが、この2,500万弱で、利益をどれぐらい、何パーセント利益を生むのかと。対馬物産開発が。その収支ができとるのかということちょっと聞きたいんですが。どうぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 全体の中ではじいとるわけですから、そのうちの一つでございまして、これは再生に向かって努力をするということでございますので、具体的な数字等は、会社のことですから控えさせていただきます。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） なぜこの問題をいいますかと言いますと、結局、これで赤字を出したら、赤字の上塗りになってくるわけです。

そのことまで踏まえて、市長は個人で保証されて、借入れをされて、それで累積赤字がなってきた場合、最終的には市長がこれは個人的に負担される考えでやってあるんですか。どうぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 会社の再生に向けて努力をしてる一環でございまして、必ず再生ができると思ったからやってるわけでありまして。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） いや市長のお考えはよくわかるわけですよ。市長の事業計画書、前出されとってもよくわかります。

しかしあれは数字の組み合わせて私は思うんです。実質経営の中身はどこまではぐくんであるか、私は市長が経営者としての経験がどれぐらいあるか、私は知りませんが、今の2,500万の仕入れに対して、あれが2割の利益が生むか生まないか。2割生んだとしても500万ですよ。そうすれば、対馬物産の維持経費が、月に500万要するという、私は聞いておりますが、それ以下になった場合は、今度は赤字になるということです。

ほんなら赤字の繰り返しをどうしていくか。それ、市長が個人的で借入れされて、保証人になられるわ、市長がそのときには清算される腹でやってあると思いますが、そのときには、市長本人の清算でいいわけですか、どうぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 私は取締役としての形で、取締役会で自主再建をできるだけやっていかんにかんということですから、それにのっとって大株主の1人として、現在では、それでやってるわけですが、御指摘のように、仕入れがする仕入れ資金がなかったら動いていかないわけですから、いろんな方面からの支援を受けて、それで何とか自助努力で、再建をしたいということで動いておりますので、それは会社の経営に関することでございますので、御心配はよくわかりますが、できるだけ努力をして、所期の目的を達成しようと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 対馬物産の社長が2名、退任されたんですが、今現在、対馬物産の社長はどなたがなっているんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 永尾一二三氏が対馬市の副市長は辞任いたしました。対馬物産開発の場合は、まだ取締役会を、間もなくこの議会が終わったら開きますが、その間は代表権を持った専務であります。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 代表権を持った専務が、永尾一二三氏やなかったとですか。

○市長（松村 良幸君） そうです。

○議員（11番 宮原 五男君） そちらが退任された後の社長は、予定は、どなたが予定になってるんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 今言ったとおりでございまして、退任した永尾が代表権を持った専務取締役ですと申し上げたとおりです。

したがって、次の役員会で、代表権を持った専務なりになるか、社長になるかは別といたしまして、次の代表権を持った人ができるまで、これは役員会総会の議決事項でございますので、そのままになっております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） さっきも冗談で話したんですが、何か、島山にヒジキの陸上養殖をされておるといふ、5年前にされて、まだ芽が出ないということで、今、話題になつとる話ですが、これは、市長自体は、御存じだったんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） この前、さんざん物産開発で論議され、その話も出たことが、御説明のあったとおり、皆さん論議されたとおりでございます。

それがまた環境部長の方に、県議の先生が行かれて、島山に不法投棄をしてるじゃないかということ、私も聞きまして、ええ、いつごろ、またやったのかなと思って、（発言する者あり）またやったのかっていうのは、そのとおりじゃないですか。やってたんですから。笑う必要はないですよ。傍聴席は静かにしてください。

これはまたやったのかというのは、また同じ轍を踏んだのかなということです。これはこの前、論議をしているから、皆さんが御承知のとおりだから言ってるわけです。

結局、余ったヒジキ、あるいは雨もりして劣化したヒジキ、そういったものをあそこの島山の農地造成やってたもんですから、そこの地力を上げるために、それした方がいいだろうということで持っていった。

ところが、ナイロン何かが散乱してたということで、これ担い手公社、あるいは地元もそういう形での話だったと思うんですが、まあ量が多かったということを知っております。

それはもう皆さんよく御承知のとおりだと思います。とおりでございますから、最近またやったのかなと思って、私もまたやったのってこう言って、実際そのまま行っただけでありますから、しかしそ



これは前のことが、だれかがまたこれでもか、これでもかということで、物産開発がおる、存続することができない人がたくさんおるようございまして、あれあれむべなるかなと思っております。

感想も含めて以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 次に、倫理条例に入りたいと思います。対馬物産はこれで終わりたいと思いますが。

こういう言葉があります。「よき市民の第一の義務は、必要なときに怒ることである」と。

「そして行為によってその怒りを示すことである」という言葉があります。

これはイギリスの何か政治学者が言うところで、（発言する者あり）すごいでしょう。

それによって、一市民の松村繁實氏より、この対馬市の政治倫理条例審査請求が出されたわけです。

これは有限、今、ここに議長がおられますが、有限マルハ運輸、実質的経営者ということで、対馬市臨時審査委員会は認定したわけでございます。

この対馬市倫理条例、これは一体どういうものであるかと。倫理条例というものは、そのどこから入りたいと思いますが、市長、よろしく。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 最初から、イギリスの格言が出てきたんですけど、倫理条例はいかなるものかということは、議員、あるいは市長、選挙で選ばれる者の倫理をうたったのが倫理条例だと認識をいたしております。

以上です。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 言われるとおりでございます。倫理条例の倫理とは何かと、私が言うべきことはありませんが、人として守る道という辞書を引いたらなっております。

条例は何かということは、議会の議決によって、制定する法ということになっております。

その対馬市が議会の議決によって、制定した法に対して、市長が早急にそれなりの対処をしない。今さっき、今までの質問の中で、今、検討中という、この検討中というもんは、私たちは議員研修のときに、先生に聞かされた話では、「皆さん、首長が検討中でありますと言うたらしないと思っていなさい」ということで教わってきました。

この検討中じゃなくて、いついつまでに、我々と協議会で協議をした中では、会期内までに結論を出してくださいという要望上げております。

その会期内で、やっぱり要望が上がってきたものには、対処するべきではないでしょうか。ど

うぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） そうですね。検討することは検討しないことであると。よく通常その話が議会の先生方はよく言います。

そういったことを受けて、前向きじゃ後ろ向きじゃ、前向きに検討しますという、今度は本当するんですよということやけど、それもどうかなということになるんでしょうが、検討って、私は今回の場合は、もう一つの一貫してるはずであります。

倫理条例上言ってますように、自治法を超えてようが超えてまいが、しかし、対馬市の倫理条例として存する限りにおいては、条例を遵守することは市長として役割は、それは当然言わずもがなですよ。

だからそれについては倫理条例に疑いがあってもだめだという倫理条例ですから、地方自治法を超えてるとか、超えてないとか、あるいは自治法を逸脱してるじゃないかとかいろんな論議は論議としてもあることは事実ですから、私はそれを遵守しようと思っております。

これは皆さんにも言ってるとおりですし、このことについては、その方に言っている。ただ、その中で、契約について、解約することができるということについては、これは一考を要します。解約する、せんは、これは市長の範疇でございますので、倫理条例とリンクしていろんな話が出ておりますが、リンクする部分とリンクされない部分があるでしょうということです。

今、そういったことで、解約するという形で、方向で、私どもは今、もしそのときに想定されるものが何か、いろんな想定ができます。あるいはその法律上の市としても、今、財政再建上の問題もあるし、大変な時期でございますので、そういう想定の中で、誤りなきようにせないかんということで、いろんな弁護士の先生を初め、いろんな形で検討してるということでもあります。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 遵守するということ、市長はずっと言われてきたんですが、遵守するという意味合いを御存じでしょうか。

遵守とは、どういう意味か言うたら、きまり、法律をよく守ることらしいです、調べたら。守らなければならないんですよ。

そして、この倫理条例の中の14条、15条、この15条で、今、市長が言われてるんですが、ここの中で、「当該公共事業にかかわる契約等を解約し」、ということになっておるです。

それでこの「し」はどういう意味に値するかということで、今、調べたんですが、普通、解約を「し」という部分に対しては、「できる」という、または「中止することができる」です。この「できる」とこの「し」が同じ意味合いかということに、ちょっと疑問が私にかかるところがある。

これは専門分野やなからんとわからんやろうと思いますけど、またよく午後、精査しまして、そのこの「し」が「できる」ものなのか、過去形で契約をしたと、解約を「し」ってということ、解約を「しました」という内容になるのか、ちょっと一回精査しようとは思っております。

またそのときにはいつか質問しますので、よろしゅうお願いしときますが、まずそのこの政治倫理条例、これが何たるべきものかということ、もう一度復習したいと思います。まだ知らない人もおってある可能性があります。よろしいですか。

○市長（松村 良幸君） どうぞ。私は言われること制限しません。

○議員（11番 宮原 五男君） そしたら。

○市長（松村 良幸君） あなたも制限せんでください、私が言うこと。

○議員（11番 宮原 五男君） はい、わかりましたよ。

いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使し、自己の利益を図らないことを市民に宣告するって、これが目的であります。

そして、議員市長等の責務です。みずからの品位と名誉を損なうような一説の行為を慎み、地方自治の本旨にしたがって、その使命の達成に努めなければならないということになってあります。

また政治倫理基準が、議員市長等は、次に上げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

市及び市が関係する公共事業、下請け工事を含む業務委託、物品納入及び使用資材の購入等の請負、そのほかに契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしてはならないと。これが政治倫理条例、議長もよく聞いときなさいよ。（「ありがとう、先生」と呼ぶ者あり）

それでこの14条が、おもしろいことが載るととですよ。議員または市長等が前条第1項の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会または市長はその名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要な措置をとるものとするであります。

いいですね。これが対馬政治倫理条例であります。

このことをよく踏まえまして、できましたら、日程をいつまでに、マルハ運輸の解除、いろいろな難しい問題はあろう、よくわかるですよ。しかしその権限を持っているのは市長、あなたです。あなた以外に我々はただ言うばかりですよ、あなたに。

後は市民がどういう形で、それをあなたにまた要求するかわかりませんが、後はあなたにかかっているということです。

だからできましたら、いつまでにその解約のめど、考えてあるのか、ひとつよろしく願います。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） この前、全協でお話をしたとおり、あなたは欠席をされておりました。

○議員（11番 宮原 五男君） そうです。

○市長（松村 良幸君） そのとおりであります。

○議員（11番 宮原 五男君） あはは、なるほどね。うまいこと言うな。（笑声）（発言する者あり）

○市長（松村 良幸君） ちょっと済みません。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それから、確かにおっしゃるように、倫理条例があるから、それ守る、遵守することは、それはもう御指摘のとおりで、だからそのことはちゃんと、これは議員としての、また選ばれた人としての倫理の問題で、それはそれで、倫理条例上、私どもは勧告はいたしません、勧告というか、倫理条例にしたがって身を処してくださいということはお話をしております。

ただそれによって、いろんな見解の相違があるでしょうから、それは別において、自治法上は、別にクリアしてるじゃないかと、倫理条例、自治法から少し逸脱してるんじゃないかとか、このことはもう論議の後になりますが、今、言われたように、ある限り私どもは遵守します。その件はそう。

ただし、今、先ほど解約、あるいはすることができるところを、今、後で送られましたけど、それは両方することができると私は解釈をいたしております。それは論議がまたあります。

ただその中で、私ども、今、ちょっと困っていることは、いろんな考えが出てきますね。このたびの今問題になっている解約ということだけで言えば、対馬市とマルハ運輸との間で、締結しておりますこの一般廃棄物運搬業務の委託契約は、民法632条によります請負契約というよりも、民法643条によるところの委任契約と解した方がいいと思います。また解されると思います。法的にはです。

なお、その委任だ、あるいは準委任だということは、民法上、適法上の特別の実績がないわけですが、実際の取引上も、用語を区別しないというのが今のところ実用判例になっておるようですが、このたびの解約について、対馬市の政治倫理条例第15条、先ほど言われた14条、15条、この15条を根拠とした解約については、その条項が直接的な解除権を発生させる根拠条文とは、なり得ないということもあるわけです。

またその条項をもって、司法上の契約であります本契約は、当然に無効になるかといえ、またそうとも言い切れません。法的ないろんな解釈がございます。

それからもう少しです。したがって、本契約を解約するには、別途その法的根拠となる条項が必要になるわけでございますが、相手に債務不履行等がない以上、あるいは仕事の点、その他

のそういった不履行がない以上、民法第541条を根拠とする法定解除はできなくということがあります。

また本契約書状に、政治倫理条例違反を理由とする約定解除条項が認定されていない以上、約定解除もこれではできない。しかし——ここがみそなんです——今回の契約は委任契約であります。そして委任には特別の任意解除権、これは民法第651条で認められているわけですが、民法651条により、原則として、解除は自由とされる。これもあるわけであります。

そういったことで、解除することは可能だという民法上の解釈が出てくるわけであります。

なお、この任意解除というのは、民法662条から明らかなように、遡及項のない解除である。これはどういうことかと言いますと、解除の効果というのは、将来に向かってしか生じない、つまり解除前に既に処理された事務に対するこういったものは発生をしない。こういうことになります。

最後です。こういった場合に、委任者側に解約につき、相手方のために不利な時期に契約解除したことについての無過失のやむを得ない事情がない限り、相手方方のための損害賠償責任が生じる。これは民法第651条第2項にうたわれております。

そういった仮に、今回、審査会が出した条例に違反するという調査報告を受けて、現契約を解約する場合は、やむを得ない事由に該当するかとどうかについては、細かな事情の総合考慮ということになるかと思えます。

現段階では、確定的な判断が非常に難しい、さらに判例学説等の調査を行う必要があるということでありまして、基本的なところでいろんな問題がありますが、解除の方向に向けて、法ある限り、解除することができるかと私も解しているんですが、そういう解約することができるという倫理条例ですが、倫理条例とリンクして、解約することがどうなのか。民法上、またどうなのか、あるいは約定とさっき言ったようないろんな難しい問題があるから、それを今、クリアをいたしてするために、またいろんなあと想定されるいろんなこと、もしかして、こういったことに対応することになって、どうとかと言った場合、今度はまたいろんな民法上の問題、いろんなことを想定しながら検討していく状況でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 私も民法上は余り勉強してないんですが、その民法651条は解除できるという法律があるということは聞いております。

それで、問題は、首長がどうするか判断をされればいいことであって、今度これがありますからどうの、これがあつたらどうのというそういう判断まで必要はないんじゃないかなと私は思いますが、ちょっと待ってもらっていいですか。

解除ができるてあるならば、対馬市の法律に違反をした事実は、これは曲げられないわけです。

それを市長は、遵守するということを言うてあるなら、法律に違反したなら、それはすぐ条例に対しては措置をすぐとるべき、これが首長としての責務やないかなと、私は思うわけです。

そやから、後の処置がどうの言われるのは、一番いい方法はないかなという考えてあるなら仕方ないですよ。何かいい方法はないか、そのままいける方法は何かないかっていうような考え方を持ってた場合は、私は幾ら言っても、何とかに何とかで、聞く耳は持たん状態になりますので、もし首長として、対馬市条例を遵守するていう心構えがあるならば、早急にこれは対処する必要がいるじゃないかなと私は思うんです。どうぞ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） それはもう言わずもがなでございまして、今、宮原議員のおっしゃったとおりであります。

ただ総合調整権を持つ対馬市長としては、財政、役所の体質、今の置かれている状況、いろんなものをかんがみながらやっていかなければなりません。

倫理条例上はもちろんそのように、それは遵守するということは当然であります。解約した場合、どうなってくるか、解約の方向で、今、いろんな想定をやってるんですが、そういったことで、財政的にどうなっていくのか。こういうこともやっぱり検討した上で、確定していかないけませんので、その検討は結局35%の325万のこれ12カ月掛ける、あるいは140万、アームロール車のなかった場合、140万かかってたんですが、月に、これの12カ月、4,000万、5,000万、6,000万の経費増になるわけで、財政的にこれが一つ出てきます。困ったことだなと思ってます。これは関係ないじゃないかと言われればそれまでです。

それから、逆にそれに起因することによって、いろんなものが出てきたとき、これにプラス損害賠償とか仮になったときに、これに対してどれぐらいになるかなと、こういったことも想定しながらやる。

今の財政再建途上にあって、今、50数億の借金が3年間で返しておりますが、まだまだ起債額が少なくはなったとは言うもののまだまだあります。

それから財政再建途上ですから、いろんな今、経費の節減も、皆さんに痛み分かち合ってもらっています。

そういうことをかんがみながら、何かいい形ができないかを模索するのは当然でございまして、それは倫理条例にのっとった、それはあくまでも倫理の問題ですから、ちゃんと議長、議員、市長は、その倫理条例にのってある限り対処してください。その倫理条例がそういったことをうたってるところに、いろんな問題が出てきてるわけでございまして、それに対して対処してると。

だから自治法上の問題ではこういったことはありませんので、今、よそにない倫理条例は対馬にでき上がったわけですから、それによって派生することで、いろいろ頭を痛めている。

宮原議員の指摘のように、遵守することはやぶさかではないし、そのとおり進んでおります。

さて、そういった中で、解約することもできる。解約に向かって進む中で、いろんなものが出ておりますが、それをクリアするのに、時間をくださいと言ってるわけですから、優柔不断で時間を稼いでいるわけではございませんで、御理解賜りたいと思います。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 次が、この有限マルハと市が、ダンボールの回収契約を結んであります。

この回収契約を結ばれたのは、4月の8日と聞いておりますが、それ、これはそれ前の業者は、どういうふうな契約内容やったんですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 私はよくわからんということは言えんわけですが、ちょっと熟知してないということで理解していただきたいんですが。部長の方から答弁させます。前の契約について。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） お答えをいたします。この直送の部分と別に、ダンボール、古紙の分につきましては、これ、単年度契約でございまして、1年、1年でございます。

それでことしの分につきましては、4月の8日の契約となっております。これは来年3月までの1年間の契約です。

以上です。（発言する者あり）

これ前年の分でしょうか。（「前の契約書です」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「マルハ時代の前の契約書、運搬」と呼ぶ者あり）それは、対州産業さんと以前は結んでおります。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） この（発言する者あり）いいね、話してもいい。

このダンボールの古紙回収運搬業務の、契約うか、入札方法は、どういうふうになっておるんですか。これは随意契約か何かでやっていくわけですか。何ですか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 私、ちょっと契約のことよくわかりません。部長の方から説明します。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 随意契約で行っております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） この随意契約なれば、前の契約者には、恐らく断りを言うはずでしょうから、随意契約の場合は、

その前の契約者は、その契約解除を、今回はあなたのとことは契約しませんよと言われたとき

に、どう回答が返ってきたんですか。それは部長ではわかるですか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） 私、4月の異動で参りまして、そのことも少し耳に入りましたので、私の方で、こういったふうなことで19年度につきましては、マルハ運輸さんの方と随契をさせていただきましたということでの事情等をお話をいたしまして、お断りに行ったことはあります。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） ではもう1点。断りに行かれたときに、その対州産業ですか、運輸の社長は何ていう言葉を発されましたか。何て言われたですか。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） いきさつにつきましては、ちょっと私も、その後ということで、経過につきましては具体的な話はしませんでしたけども、流れからしてのことを説明いたしまして、じゃ対州運輸産業の社長さんも理解していただいたものと思っております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） もう1点です。それは市長の命令で行ったわけですか。

だれが行ってきなさいという、それはトップが言わんと行けませんね。それはトップが行けて言うたから行ったちも言えませんが、難しい問題やろうと思っております。

市長、これはどういうふうになつとるわけですか。部長はいいですよ。

○議長（波田 政和君） 市民生活部長、斉藤勝行君。

○市民生活部長（斉藤 勝行君） お答えいたします。私の方に、ちょっと電話がありましたもので、じゃ電話じゃ何ですから、私の方からちょっと御説明にお伺いしますということで、私が社長の方に出向きました。

そのときに、市長の方には直接伺うというふうに言っております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 私の聞いている話とはかなり食い違いがあるようですが、なぜこれを言いますかという、この倫理審査委員会の審査報告書の中に、マルハの社長と議長と市長と、山田部長、それで課長、談合しとるわけですよ、ダンボールの件について。ここに書いてあるですよ、全部。

そうして4月の8日に今度は契約がなされたわけですよ。前の契約をしとった人たちを解除して。それで新たにマルハ運輸と契約がなされたわけですよ、これ。

これも倫理条例に抵触するんじゃないですか、市長。それは山田部長が、我々は議員控室で、どういう状態やったのねと、議員が数名おりましたよ。もう今の退任されとりますが、退職され



とりますが、それが理由で退職されたかどうかは私もわかりませんが、そのときの事情を全部話されましたよ、山田部長が。

呼ばれたと、市長から。それで何か言うたらダンボールの件やと、古紙やと。これの運搬の話で呼ばれたという話を一回したことあるでしょう。全協か何かで。どうぞ、それはどう思いますか。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） まあね、ものの言いよう、聞きようで違うもんでございまして、微妙なところでございますが、談合というゆゆしきお話があったわけでございますが……。

○議員（11番 宮原 五男君） いやいや、ここに書いてある。

○市長（松村 良幸君） いやいや、書いてあっても（発言する者あり）まあ話をしよりますから。

実は、もう日にちは調べてみんと定かでわかりませんが、日報がついてるはずですからわかると思いますが、その事実があった事実は間違いありません。

これは、実は提案があるという、あれはマルハ運輸の大石君か、大石社長か、大石社長の方から、提案がっておりますということで、これは対策課の永留課長、山田部長の方がよくいろいろ詰めておったようでございます。

何のことですかということ、実はこういう話があつてんですがあつてということが上がってきました。

どういうことねつて言うたら、もっとお安くなる形で、今、安神も、いっぱいであそこがもう手狭であります。中継所を自分らの金でつくるということで、市が金を出すことも要りませんし、こうすると委託料はこれだけまた安くなります。何か記憶聞きますと、2つか3つかの契約に分かれているようであります。

上からの運搬してくる契約、それから何か安神から産廃のところを持って行く契約、そしてもう一つ、何かもう一つあったね。そういうことで、提案したいことがありますということで、説明会をしたいということでした。

それで実は担当課の方からも、それを聞いておりましたので、私がおったときですからもう聞いていいですよということで、実は応接室が空いてましたから、どうぞ応接室へどうぞということで、みんなで聞きました。改めて聞きましょうと。

そしたらそういった具体的な話でしたから、後はよろしくよく検討してくれちゅうことで、私はそれからすぐその部屋を出たわけですが、具体的にいろんな提案をし、ああそうやったらこうかな、ああかなということで、それは担当部長、課長、それから大石社長、提案書を持ってきてもらって、提案書、それまだ残つてると思います。

そういったことで説明を受けました。ああよく検討してくださいということで、それがそのと

きの模様であります。そこに議長も同席していたということは、その聞かれたとおりです。そうでしたね。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 市長の答弁もよくわかるとですよ。しかし市長は、市長の考え方で、今、答弁してあるわけです。知らない人がこの話を聞いて、状況を判断した場合は、前の経営者を解除して、新たに有限マルハ運輸と契約を、それも4月の8日ですよ。前もってこれ3月にしとかないけん状況の中の、それを4月の8日に契約を新たにしておいたということは、そこで何らかの話ができ上がったと皆さんは、勘違いするか、本当かわかりませんが、そういうとらえ方になるんじゃないですか。そういう内容までよく状況を判断をされて、ものごとをされる必要が要るんじゃないですか。

そんなら、今の形ができ上がったから、今、市長は、いや私はすぐ退席して、そういう要望があった。だれから要望があったわけですか。波田議長から要望があったからおったわけでしょう。一緒に、大石社長と一緒に来たわけですけん。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） たまたま波田議長も、私とこの部屋におったと思いますよ。担当課の方から。何かありますか。おかしい。あなたと話してないんですよ、私。（発言する者あり）そして傍聴席はひとつ静かに。

それで、提案したいということで大石さん見えてますよということで、はいはいちゅうて行った。何のことねちゅうことで、行ったら、ちゃんと提案書持って、いろんな説明がありました。ああ、なるほど、なるほどと。すごいね、考え方、提案っていうのはと。契約のことなんかの話は全然あってませんよ、そのとき。こういったことでこうしようということでした。

そして、私はちょっと用事がありましたから退席しましたがけども、何も私は、事実以外は言わんわけですから。うそも、うそは一番嫌いですから。だから絶対言いませんから、うそは。これは神かけて。

だからそういうことでございます。そうした中で、あと私が気づいたのは、何かがありましたから、そりゃおかしいんじゃないのと、やっぱりかわるならかわるようなことはちゃんと話をせんとおかしいんじゃないのという話は、部内でしたことはあります。その部内の話を言うても仕方ありませんが、それはそれなりに皆さんが考えた上で、いろんなことしたと思っております。

○議長（波田 政和君） 11番、宮原五男君。

○議員（11番 宮原 五男君） 時間がきましたので、よくそういう状況を判断しまして、審査委員会からも要望が出ておりますとおり、議員、市長等においては、政治倫理条例の趣旨に照らし、市民全体の奉仕者として、市民に対して、公務の公平、公正に対する疑念を抱かれないよう、

襟を正すことが期待されます。

したがって、当該政治倫理基準の遵守について、一層の御努力をお願いするものであるということでもありますので、遵守、よろしく申し上げますよ。

○議長（波田 政和君） 市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） はい、よくわかっております。お互いよく遵守するようにいたしましう。

○議員（11番 宮原 五男君） 終わります。

○議長（波田 政和君） これで11番議員の質問は終わりました。

---

○議長（波田 政和君） 以上で、市政一般質問を終わります。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

なお、3時10分から議員控室で、全員協議会を開催します。よろしく申し上げます。

午後2時55分散会

---

議事日程(第4号)

平成19年6月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第2号)  
議案第50号 対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定について  
議案第51号 対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について  
議案第52号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第56号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(鴨居瀬地区)  
議案第57号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(一重地区)  
議案第68号 財産取得契約の締結について(災害対応特殊救急自動車)
- 日程第2 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第2号)  
議案第47号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)  
議案第48号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第2号)  
議案第49号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第53号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について  
議案第54号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第55号 対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 漁港区域内公有水面の埋立てについて(佐賀漁港)  
議案第59号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾 道路施設用地)  
議案第60号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾 緑地・駐車場用地)

- 議案第61号 市道の認定について（久田16号線）
- 議案第62号 市道の認定について（大山下隅線）
- 議案第63号 市道の認定について（大社線）
- 議案第64号 市道の認定について（佐須奈隧道線）
- 議案第65号 市道の認定について（河内大久保線）
- 議案第66号 市道の認定について（河内佐須奈隧道線）
- 議案第67号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第4 陳情第5号 最低賃金の引き上げに関する陳情について
- 日程第5 陳情第6号 豊玉火葬場の存続に関する陳情について
- 日程第6 同意第8号 対馬市固定資産評価員の選任について
- 日程第7 同意第9号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 発議第13号 国境離島活性化対策特別委員会設置に関する決議について
- 日程第10 発議第14号 自衛隊誘致増強調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第11 発議第15号 外国人による違法まき餌釣りの取締り強化等に関する意見書について
- 日程第12 発議第16号 議会議員辞職勧告決議（案）について
- 日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定について
- 議案第51号 対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）
- 議案第57号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）
- 議案第68号 財産取得契約の締結について（災害対応特殊救急自動車）
- 日程第2 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）

- 議案第47号 平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算(第1号)
- 議案第48号 平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第46号 平成19年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第49号 平成19年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第53号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 漁港区域内公有水面の埋立てについて(佐賀漁港)
- 議案第59号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾 道路施設用地)
- 議案第60号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(厳原港湾 緑地・駐車場用地)
- 議案第61号 市道の認定について(久田16号線)
- 議案第62号 市道の認定について(大山下隅線)
- 議案第63号 市道の認定について(大社線)
- 議案第64号 市道の認定について(佐須奈隧道線)
- 議案第65号 市道の認定について(河内大久保線)
- 議案第66号 市道の認定について(河内佐須奈隧道線)
- 議案第67号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第4 陳情第5号 最低賃金の引き上げに関する陳情について
- 日程第5 陳情第6号 豊玉火葬場の存続に関する陳情について
- 日程第6 同意第8号 対馬市固定資産評価員の選任について
- 日程第7 同意第9号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 発議第13号 国境離島活性化対策特別委員会設置に関する決議について
- 日程第10 発議第14号 自衛隊誘致増強調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第11 発議第15号 外国人による違法まき餌釣りの取締り強化等に関する意見書について
- 日程第12 発議第16号 議会議員辞職勧告決議(案)について
- 日程第13 議員派遣について

---

出席議員（23名）

2番 小西 明範君	3番 小宮 教義君
4番 阿比留光雄君	5番 三山 幸男君
6番 小宮 政利君	7番 初村 久藏君
8番 吉見 優子君	9番 糸瀬 一彦君
10番 桐谷 徹君	11番 宮原 五男君
12番 大浦 孝司君	13番 小川 廣康君
14番 大部 初幸君	15番 兵頭 榮君
16番 上野洋次郎君	17番 作元 義文君
19番 島居 邦嗣君	20番 武本 哲勇君
21番 中原 康博君	22番 桐谷 正義君
24番 畑島 孝吉君	25番 扇 作工門君
26番 波田 政和君	

---

欠席議員（1名）

18番 黒岩 美俊君

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

局長	大浦 義光君	次長	永留 徳光君
参事兼課長補佐	阿比留 保君	副参事兼係長	三原 立也君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	松村 良幸君
総務部長	中島 均君
総務課長	平間 寿郎君
政策部長	松原 敬行君
市民生活部長	斉藤 勝行君
福祉部長	勝見 末利君
保健部長	山本 輝昭君

観光商工部長	長	信義君
農林水産部長	小島	憲治君
建設部長	清水	達明君
水道局長	齋藤	清榮君
教育次長	日高	一夫君
美津島支所長	内田	洋君
豊玉支所長	松井	雅美君
峰支所長	阿比留博幸君	
上県支所長	武田	憲次君
上対馬支所長	梅野	茂希君
消防長	阿比留仁志君	
会計管理者	森田	健一君
監査委員事務局長	阿比留義邦君	
農業委員会事務局長	瀬崎万壽喜君	

---

午前10時00分開議

○議長（波田 政和君） おはようございます。報告いたします。黒岩美俊君並びに米田教育長より欠席の申し出がっております。それと、上野洋次郎議員が遅刻の連絡がっております。これよりお手元に配付の議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第46号・第50号～第52号・第56号・第57号・第68号**

○議長（波田 政和君） 日程第1、議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）から、議案第68号、財産取得契約の締結について（災害対応特殊救急自動車）までの7件を一括して議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）は、産業建設常任委員長の審査報告の後に一括して審議することにいたしますので、御了承願います。

各案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより総務文教に付託されました案件を、委員会の審査報告を行います。

平成19年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、



歳入は第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は第1表中、2款総務費、10款教育費、議案第50号、対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定について、議案第51号、対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について、議案第52号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）、議案第57号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）、議案第68号、財産取得契約の締結について（災害対応特殊救急自動車）の計7件でございます。

その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により御報告いたします。

当委員会は6月20日、豊玉支所3階第2会議室において、全委員出席のもと、中島総務部長、松原政策部長、長観光商工部長、阿比留消防長、阿比留消防次長、米田教育長、日高教次長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳入は第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は第1表中、2款総務費、10款教育費について。

歳入の主なものは、18款繰入金の財政調整基金繰入金で、当初予算編成の際に、財源不足ということで財政調整基金の繰り入れを予算計上していましたが、今回の補正で内容を調整し、3,100万円を基金に返還、また、20款諸収入の雑入で美津島支所等移転補償費8,013万8,000円の増、これは県の補償費の増額によるものです。同じく雑入で、合併市町村資源活用事業補助金500万円の増。これは対馬聖人「陶山訥庵」先生生誕350年祭事業に対しての100%補助であります。

次に、歳出中、2款総務費の主なものは、財産管理費で美津島支所庁舎等改修工事に係る補正で1,850万9,000円の増、これは県からの補償費の増額にあわせて平成20年度計画分を19年度に実施するものであります。

企画費で、対馬市におけるバス路線の現状を調査し、地域の実情に最も即した利便性の高い交通体系への再編を検討するために設置をする「対馬市地域交通検討委員会」に関する経費74万4,000円の増、8月17日から19日に開催を予定している「国土交通大臣杯第3回離島交流少年野球大会」の運営費30万円の増、この大会にあわせて「対馬まさかりドリームス」の野球教室、親善試合を行うため、委託料782万円の予算の組み替え、選挙費で不適切な経理分の国県費の返還金440万2,000円が増額計上されています。

また、歳出中、10款教育費では、「陶山訥庵先生生誕350年祭事業」への補助金500万円が計上されています。

今回の補正については、各担当部局からの説明どおり、歳入歳出ともに適正な予算計上がなされてきました。また、審査の過程での委員会の意見として、市は離島交流少年野球大会、対馬ま

さかりドリー野球教室など、野球を通して子供たちに夢と希望を与えているようですが、野球以外にも多くの子供たちがさまざまなスポーツや芸術文化の場で一生懸命頑張っています。これからは対馬の将来を担う子供たちに平等に夢と希望を与えて、青少年の健全育成を図っていただくよう強く要望しています。

議案第50号、対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定については、豊玉町と美津島町（樽ヶ浜）間を運行している市営・旅客定期航路事業に係る条例案で、現行の「対馬市交通基金条例」の全部を改正し、この基金の設置目的の明確化と特別会計から生じる剰余金を基金へ積み立てる仕組みの簡素化を図るための条例制定であります。

議案第51号、対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例については、平成19年4月に職員の減少に対応できる簡素で効率的な組織を目指し、対馬市組織規則を改正したことに伴い、本条例の第8条中「総務部財政再建・行政改革推進課」を「総務部総務課」とする改正を行うものであります。

議案第52号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正等にあわせて、選挙に関する特別職職員で非常勤のものの報酬を一律100円減額する等の条例の一部改正であります。

議案第56号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）及び議案第57号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）は、それぞれ公有水面の埋め立てに伴い、地方自治法第99条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものであります。

議案第68号財産取得契約の締結について（災害対応特殊救急自動車）は、救急事案の高度化に対応するために、災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）を購入し、美津島出張所に配備するものであります。道路網の未整備区間が多く、高齢化が著しく進んでいる対馬において、救急搬送時の応急措置が占める役割は極めて重要であります。予算が伴うことではありますが、今後も高規格救急自動車の配備、救急救命士の養成・確保等に計画的に取り組み、究明率の向上に努めていただきたいと思います。

以上、議案第46号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第56号、議案第57号及び議案第68号の計7議案につきましては、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから議案第46号を除く6件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、対馬市旅客定期航路事業財政調整基金条例の制定について、議案第51号、対馬市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について、議案第52号、対馬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（鴨居瀬地区）、議案第57号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（一重地区）、議案第68号、財産取得契約の締結について（災害対応特殊救急自動車）までの6件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第46号～第48号

○議長（波田 政和君） 日程第2、議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）から、議案第48号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括して議題とします。

各案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 厚生常任委員会審査報告書。平成19年第2回定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）、うち歳入は、所管委員会の係る歳入、歳出中、3款民生費、4款衛生費、議案第47号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算2件の審査報告を同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会を6月20日、豊玉支所3階会議室において、全委員出席のもと、当委員会の所属に属する市民生活部長、福祉部長、保健部長初め各担当課長の出席を求め、慎重に審査を行った結果、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

その審査概要について報告いたします。

議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費、4款衛生費であります。委員会審査の中で議論となりました件について報告いたします。

3款民生費の2項児童施設の増額補正540万円は、鶏鳴小学校低学年30名の範囲で運営していたが、今回、1年生が26名ふえ46名となったため、放課後児童健全育成事業委託料で現在の学童保育けいめいクラブの入所児童数増により分室とする委託料の増額と、学童保育施設改修工事費で、分室として利用する施設の高齢者コミュニティーセンターの一部改修工事のための増額補正であります。

3項生活保護費の2目扶助費の増額補正1,236万1,000円は、平成18年度の国費精算返還金であり、支出が見込み額より少なかったため返還金が生じたためであります。

4款衛生費1項保健衛生費8目斎場建設費の増額補正6,539万円は、上県・上対馬地区の斎場建設に伴う設計と取り付け道路延長255メートル、幅員5メートルの工事費であります。

また、斎場建設は3カ年計画で、平成21年度の完成予定とのことであります。

議案第47号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）、歳入は、8,090万9,000円は、佐須奈、佐護、仁田、鹿見、伊奈の5診療所を市直営診療所として運営するための歳入見込みであります。

歳出、1款総務費1項施設管理費は、主に嘱託職員報酬の仁田診療所看護師3名分と仁田診療所嘱託医謝礼であります。

2款医業費1項医業費につきましては、5診療所の医薬材料費が主なものであります。

また、仁田診療所につきましては、7月から新しい嘱託医が赴任される予定であり、地域住民の医療と健康増進に期待をいたします。

議案第48号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、歳入は、県補助金が主なものであり、適正な補正予算が計上されているものであります。歳出の主なものは、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、特定健診対応システムの改修・健診データの変換システム作成及びデータ分析委託料の補正であります。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） これから、議案第46号を除く2件の委員長報告について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。こたれて討論を終わります。

これから、議案第47号、平成19年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成19年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第46号・第49号・第53号～55号・第58号～第67号

○議長（波田 政和君） 日程第3、議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）から、議案第67号、対馬市ファミリーパーク指定管理者の指定についての15件を一括して議題とします。

各案について、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） おはようございます。産業建設常任委員会審査報告書、平成19年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により当委員会に付託されました案件は、議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）、歳入は、第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は、第1表中、6款農林水産業費、8款土木費、11款災害復旧費、議案第49号、平成19年度対馬市水道会計補正予算（第1号）、議案第53号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について、議案第54号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号、対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号、漁港区域内公有水面埋立てについて（佐賀漁港）、議案第59号、港湾区域内公有水面埋立てについて（厳原港湾・道路施設用地）、議案第60号、港湾区域内公有水面埋立てについて（厳原港湾・緑地・駐車場用地）、議案第61号、市道の認定について（久田16号線）、議案第62号、市道の認定について（大山下隈線）、議案第63号、市道の認定について（大社線）、議案第64号、市道の認定について（佐須奈隧道線）、議案第65号、市道の認定について（河内大久保線）、議案第66号、市道の認定について（河内佐須奈隧道線）、議案第67号、対馬市ファミリーパーク指定管理者の指定について、以上15議案の審査の経過と結果を同規則103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、6月20日、豊玉支所3階第1会議室において、小宮政利委員は欠席、市長部局より長観光商工部長、斎藤水道局長、小島農林水産部長、清水建設部長並びに担当の課長の出席

を求め、慎重に審査いたしました。

議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳入の主なものは、市道仁田ダム線の道路災害復旧事業費負担金が1億6,000万円の増額、道路災害復旧事業債が4,000万円の増額となっております。歳出の主なものは、6款農林水産業費の漁港建設費に2,972万8,000円の増額で、これは浮き桟橋の設計委託料及び久和漁港整備工事を初めとする9漁港における事業費の内示額の通知による組み替え等に伴う工事請負費です。

8款土木費の主なものは、国の補助決定を受け、割合内示の変更及び予算の組み替えが主なものですが、港湾管理費では入管エリアの拡大、空調設備の改修等に伴い、厳原、比田勝両港の旅客・国際ターミナルビルの改修工事に1,725万4,000円を増額するものであります。

11款災害復旧費は、市道仁田ダム線の工事請負費が主なもので1億9,964万2,000円増額するものです。

議案第49号、平成19年度対馬市水道会計補正予算（第1号）は、厳原町野良地区に将来の水量増を見込んでの貯水施設の拡張するのが主であります。企業債収入を3,300万円補正し、8,000万円に、建設改良費を9,339万2,000円補正するものです。

議案第53号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例については、対馬5カ所の温泉施設の条例を一本化するもので、「入浴時間」、「開館時間」を「利用時間」に改めるものであります。また、利用時間は指定管理者から申請により市長の承認を得て変更できるようになっているもので、各施設が柔軟な対応が可能になるものです。

議案第54号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、施設整備事業の完成に伴い、佐須簡易水道、瀬簡易水道の給水人口と給水量を改正するものです。

議案第55号、対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、施設整備事業の完成に伴い施設が統一され、佐須奈簡易水道、豊簡易水道の各施設の給水人口と給水量が改正されるものであります。

議案第58号、漁港区域内公有水面埋立てについては、峰町佐賀漁港を約440平米埋め立てるもので、長崎県知事より意見が求められているものであります。

議案第59号から議案第60号の港湾区域内公有水面埋立ては、道路用地、緑地、駐車場用地として埋め立てるものですが、厳原港湾内の工事箇所にはサンゴの生育が確認されており、工事ではサンゴを守るための対策を講じるとのことです。

議案第61号から議案第66号までの市道の認定については、道路法第8条第2項の規定により市道に認定するものです。

議案第67号、対馬市ファミリーパーク指定管理者の指定については、平成19年2月20日から3月22日までの間募集が行われ、2社から応募があり、4月18日に第1回の指定管理者

選定委員会が開催され、その後、5月11日に1社より辞退届があり、最終的には1社の応募となり、社会福祉法人梅仁会を指定管理者候補と選任したとのことであります。

なお、指定の期間は平成19年7月1日から平成24年3月31日までの5年間です。

以上、本委員会に付託されました議案第46号、議案第49号、議案第53号、議案第54号、議案第55号及び議案58号から議案59号、議案60号、議案61号、議案62号、議案63号、議案64号、議案65号、議案66号及び議案67号までの計15議案については、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから、議案46号を除く14件の委員長報告について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成19年度対馬市水道会計補正予算（第1号）について、議案第53号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について、議案第54号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第55号、対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（佐賀漁港）、議案第59号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾・道路施設用地）、議案第60号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾・緑地・駐車場用地）、議案第61号、市道の認定について（久田16号線）、議案第62号、市道の認定について（大山下限線）、議案第63号、市道の認定について（大社線）、議案第64号、市道の認定について（佐須奈隧道線）、議案第65号、市道の認定について（河内大久保線）、議案第66号、市道の認定について（河内佐須奈隧道線）、議案第67号、対馬市ファミリーパーク指定管理者の指定についてまでの14件を一括して採決します。各案に対する委員長の報告は可決であります。各案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、各案はそれぞれ委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成19年度対馬市一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 陳情第5号

#### 日程第5. 陳情第6号

○議長（波田 政和君） 日程第4、陳情第5号、最低賃金の引き上げに関する陳情についてから、日程第5、陳情第6号、豊玉火葬場の存続に関する陳情についてまでの2件を一括して議題とします。

各案について常任委員長の審査報告を求めます。総務文教委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） それでは、総務文教常任委員会に付託を受けました陳情について審査報告を行います。

平成19年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第5号、最低賃金の引き上げに関する陳情についての審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、6月20日、豊玉支所3階第2会議室において、全委員出席のもと、慎重に審査いたしました。この陳情は、現行の最低賃金は低過ぎるので、日本でも世界水準におくれをとることなく、暮らしが成り立つ賃金が十分保障されるよう、最低賃金の引き上げを求める陳情であります。

最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められ、その決定方式には「審議会方式」と「労働協約拡張方式」の2つがありますが、現在、最低賃金のほとんどは審議会方式によって決定をされています。また、地域別最低賃金の決定基準の明確化、罰則の強化などを盛り込んだ最低賃金法の改正法案が国会に提出されることなど、改善に向けた動きが見られており、今回の陳情の趣旨についても理解できます。



しかしながら、日本は緩やかながら景気が回復をしているとはいえ、それはあくまでも大都市圏を基準にしたもので、地方の中小・零細企業の景況は今でも厳しく、会社を維持することすら困難で、倒産を余儀なくされている経営者も少なくありません。このような地方の背景を考慮すると、最低賃金の引き上げを求めることは時期尚早と思われまます。

よって、陳情第5号、最低賃金の引き上げに関する陳情については、全会回一致で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（波田 政和君） 厚生常任委員長、初村久藏君。

○議員（7番 初村 久藏君） 厚生常任委員会審査報告書、平成19年第2回定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第6号、豊玉火葬場の存続に関する陳情について、審査の結果を会議規則第103条の規定により報告いたします。

本委員会は、6月20日、豊玉支所3階会議室において全委員出席のもと、市民生活部長、担当課長の出席を求め委員会を開催し、陳情の内容に関する市の考え方等について説明を受けました。

陳情の要旨は、平成19年度末をもって豊玉火葬場は廃止の方向にあるとのことで、市民の2,457名の署名を添えられての豊玉町の豊虎会（豊玉町の前対馬市議会議員の組織であります。）豊玉区長会の連名による豊玉火葬場の存続に関する陳情であります。

市としては、行財政改革の一環として将来的には対馬市の火葬場を3カ所に対応するということであります。

この豊玉火葬場「霊光苑」は、平成4年供用開始されたものであるとの説明から、同日、委員全員、豊玉火葬場の現地に出向き、市民生活部長、担当課長の案内のより施設の確認を行いました。建物、施設等もまだしっかりしており、ほとんど老朽のかけらも見られないような状態であり、当分の期間は使用可能であると思われることから、廃止するにはもったいないという意見が多数であり、市も財政的には厳しい状況ではありますが、地域住民の利便性、経済的負担も考慮すれば、当分の間、供用されるよう委員全員の意見であります。

したがって、陳情第6号、豊玉火葬場の存続に関する陳情については、全会一致により採択すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会審査報告を終わります。

○議長（波田 政和君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 総務文教常任委員長にお尋ねをいたします。

最低賃金の引き上げの問題について、全会一致で否決をされたということでもありますけれども、確かにこれも言うておられるように、最低賃金を上げるということは、そこで仕事をしている、

仕事をさせている使用者にとってはその分負担が来るわけです。それは当然ですけれども、しかし、611円という時給、これでフルタイムで働いたとしても11万円を切れるぐらいだと。これで生活しなさいというのは憲法でも保障されているように、最低生活を営むには不十分である。不十分どころか、とてもじゃないが生活すらできない。

こういう声を対馬のようなところから上げることによって、そしてこれは大企業の大もうけ、そして大企業が大もうけする背景には、例えばトヨタあたりは、乾いたタオルを絞ると、そういう例にたとえられるように、下請、孫請を絞りに絞っているわけです。そういう大企業に優遇して中小・零細企業をどんどんどんどん追い込んでいく。したがって、そこで働く労働者ももっと悲惨な状態にある。これを改善するのは、下から声を上げる以外にないと思うわけであります。

そういう、委員会の中ではそういう全体的な中での最賃制を審議されたのかどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（波田 政和君） 総務委員長、大部初幸君。

○議員（14番 大部 初幸君） 今の武本委員の質問ですが、当然我々総務といたしましてもいろんなことで話し合いをし、今の対馬の現況を審議したわけでございます。武本委員も御存じだと思いますけれども、各部落で今働くところがなく、雇用場所がないということで、空き家が毎年ふえているのが現状でございます。なぜ空き家が出るかということ、経営者が経営困難に陥り、ひどいところでは、職種ですけれども、半年、長いところは1年間働いて、真珠業界あたりですけれども、やっと入札があった時点で賃金を配付するというような会社の声も聞いております。

そういう厳しい対馬の現況で、今言われるとおりのどちらが選ぶべきかということですが、これ以上雇用の場所をなくしてもまずいし、今言われるように、611円の長崎の最低賃金で22日間働いても確かに10万7,000円しかありません。どちらをとるべきかということで、私たち文教委員といたしましてもいろんな慎重な意見が出ましたけれども、これ以上上げたら、経営者がこれ以上減ったらなおさら困難に陥ることが目に見えますので、不採択としたわけでございます。

○議長（波田 政和君） 20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） それは私もよくわかっているわけでありまして、その背景に先ほど申しましたような政治的な貧困、大企業を優遇して中小・零細企業を冷遇すると。その中で働いている人たちの痛みをよく理解してほしいな。そして、そういう意見がなされたのかということ質問いたしましたが、それはされたようであります。

私はやっぱり、現時点だけ、例えば対馬の中の中小・零細企業の時点だけでこの問題を見ると全体（ ）ないというような気がするわけです。そして、この意見書の一部を修正してでも、やはりそういう大局的な、全体的な方向性を出す意見書に変えて採択するという姿勢をとれなか

ったのか、それが残念であります。答弁は要りません。

○議長（波田 政和君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は、先ほどの質疑の中でも申し上げましたように、今の日本の経済は大きく二分化されていると思います。先ほど申しましたように、トヨタ自動車は純益2兆円、経団連会長の属しているキャノンは、これも大もうけをしております。そのほかホンダ、松下、日立、東芝、新日鉄、上げれば切りがありません。バブル期の1.5倍も大企業はもうけているという状況にあります。

そして一方では、中小・零細企業、特に零細企業、これは痛めつけられております。その中で働く労働者がいかにみじめな状態にあるかということは、これは予想する必要もない。我々の周辺にはいっぱいそういう人たちがいます。こういう心の叫びを市議会が取り上げてこれを意見書として出すということは、そういう声が上がれば国の政治の方向も少し変わらざるを得ない、そういう働きをすることが我々議会の役割じゃないだろうか、このように思うわけであります。

すぐ、例えば最低賃金制を、例えば1,000円に引き上げたとする。それは、そこで町の会社を営んでいる人たちは大変です。直接倒産になるかもわからん。そういうことは心配することはないと思います。これを通ったから、国に上げたから、それがそのまま通るというものではありません。これは国民の声を国の政治に反映させるその一環としてこの意見書があるわけですから、そういう立場で、私はこれをぜひ採決してほしかった。全会一致で否決ということですけども、私は20数名の議員の中に私と同じような考えを持っている議員が多分おられるであろうと、そのことを期待して、この案に賛成するものであります。

○議長（波田 政和君） それでは、賛成討論ありますか。――討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号、最低賃金の引き上げに関する陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第6号、豊玉火葬場の存続に関する陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択であります。陳情6号を採択することに

賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、陳情6号は採択することに決定しました。

暫時休憩します。11時10分から。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

日程第6. 同意第8号

日程第7. 同意第9号

○議長（波田 政和君） 日程第6、同意第8号、対馬市固定資産評価員の選任についてから日程第7、同意第9号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（松村 良幸君） 同意第8号の提案理由を説明いたします。

ただいま議題となりました同意第8号、対馬市固定資産評価員の選任についてでございますが、評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有するもののうちから、市議会の同意を得て選任することとなっております。よって、地方税法第404条第1項の規定によりまして、本市の市民生活部長であります斉藤勝行を選任するものであります。したがって、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の同意をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、同意第9号の提案理由の説明もあわせていたします。

ただいま議題となりました同意第9号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員の欠員が生じたので、新たに選任をいたすものであります。

お願いしたいのは、上県町檜滝48番地にお住まいの川本惣宏氏、満60歳であります。川本氏は、ことし1月末に当市を退職するまで36年余りにわたり行政一筋に卓越した手腕を発揮をまいりました。人格も申し分なく、まさに適任であると思っております。

なお、任期は前任者の残任期間となりますので、平成22年4月30日までであります。どうぞよろしく御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第8号から同意9号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、同意8号から同意9号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第8号、対馬市固定資産評価員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意8号は同意することに決定しました。

同意第9号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

---

## 日程第8. 諮問第1号

○議長（波田 政和君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（松村 良幸君） 諮問第1号の提案理由を説明させていただきます。

ただいま議題となりました諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてであります。今回、厳原町下原451番地にお住まいの西村敏子氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を願います。

西村氏は、昭和38年12月16日生まれの43歳、御主人と子供さん3人、そして夫の母の6人家族であります。委員でありました前任者が健康上の理由から、平成19年2月28日に辞任されたことにより欠員が生じたものであります。今回、欠員補充という形で西村氏を推薦する

ものでございますが、人格、識見ともに人権擁護委員としてふさわしい方であると思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を省略します。

お諮りします。本案は西村敏子氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は西村敏子氏を適任とすることに決定しました。

---

### 日程第9. 発議第13号

○議長（波田 政和君） 日程第9、発議第13号、国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。17番、作元義文君。

○議員（17番 作元 義文君） 発議第13号、平成19年6月26日、対馬市議会議長、波田政和様、提出者、対馬市議会議員、作元義文。賛成者、対馬市議会議員、小宮政利、同、初村久藏、同、大部初幸、同、上野洋次郎、同、黒岩美俊、同、桐谷正義、同、糸瀬一彦、同、桐谷徹。国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案の理由、我が対馬市は日本列島の最西北端に位置し、韓国からわずか約50キロメートル、いわゆる国境離島の一つであります。離島振興法の恩恵にあずかりながら約50年、いろいろな施策も数多く導入されてきております。それは日本の全離島に対する平等の諸施策であったかと思われま。

我が対馬は、古くから大陸文化の交流地として大事な役割を果たしてきたことは言うまでもありません。ただ、国境離島であるがゆえにさまざまな苦難も強いられ、また幾多の苦難も乗り越え、克服してきた長い歴史があります。

今、非常に厳しい経済や産業振興の状況を見たとき、何とか対馬に明るいあしたを見出すために、また、本当に対馬が日本の国にとって大きな領土の一つとして認識をされているのなら、さらに宝の島であるという自覚があるのなら、いま一度国や県に対馬の置かれている位置を再認識をしていただき、国の直轄事業の推進であるとか、離島交通手段に対する補助金であったり、密漁、密航、急患搬送に対するヘリコプターの常駐など、多くの問題点があろうかと思います。

議会の特別委員会の調査、研究という点から言えば、問題点が複数ではありますが、国境離島の活性化対策という観点から、対馬市議会全体の問題として、特別委員会の設置を提案するものがあります。

国境離島活性化対策特別委員会設置に関する決議、次のとおり、国境離島活性化対策特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、国境離島活性化対策特別委員会、2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、3、目的、国境離島の活性化に係る調査、研究、①国の直轄事業の導入について、大型漁場の設置、浅茅湾パールライン構想の実現、②離島活性化のため、航空運賃、フェリー運賃及び貨物運賃の補助金等について、③密漁、密航の取り締まり、救急患者搬送のためのヘリコプターの常駐について、④その他国境離島の活性化に係ることについて、4、委員の定数、8名以内、5、期限、調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

以上、議員各位の御賛同をいただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、この特別委員会の調査研究及び推進につきましては、市長初め理事者側と十分意見を交わしながら、対馬市活性化に向けて、一体となって取り組むべきと思いますので、要望をいたしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号、国境離島活性化対策特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩をして、全員協議会を議員控室で行います。引き続き昼食休憩に入りますので、開会

は13時から。よろしくお願ひします。

午前11時22分協議会

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。国境離島活性化対策特別委員会の委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、作元義文君、小宮政利君、上野洋次郎君、黒岩美俊君、桐谷正義君、糸瀬一彦君、桐谷徹君を指名したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、国境離島活性化対策特別委員会の委員は、作元義文君、小宮政利君、上野洋次郎君、黒岩美俊君、桐谷正義君、糸瀬一彦君、桐谷徹君に決定しました。

暫時休憩します。

午後1時00分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ただいま国境離島活性化対策特別委員長及び副委員長の決定があつた旨通知を受けておりますので、報告します。委員長に作元義文君、副委員長に桐谷正義君、以上のとおりです。

-----  
**日程第10. 発議第14号**

○議長（波田 政和君） 日程第10、発議第14号、自衛隊誘致増強調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 発議第14号、平成19年6月26日、対馬市議会議長、波田政和様、提出者、対馬市議会議員、大浦孝司、賛成者、対馬市議会議員、宮原五男、同じく、阿比留光雄、同じく、畑島孝吉。自衛隊誘致増強調査特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案の理由、平成18年9月、対馬市においては、国民保護計画に伴う条例を制定し、平成19年2月末日までに対馬市国民保護計画を作成しているところであり、このことにつきま



して、周辺海域あるいは他国よりの侵攻があった場合、すなわち有事の際の島民の避難等の対応について明確に記載されているところでもあります。

一方、我が国の防衛のあり方は、ソビエトを脅威とした基本的に北の守りが主軸でありましたが、ソビエト崩壊後、緊張が高まっているのは北東アジアに位置する北朝鮮の軍事情勢であります。万一、朝鮮半島有事の際、専門的な見解では、対馬への難民の上陸、あるいは武装ゲリラの侵攻が想定されているとのことであります。我が国の防衛体制も、北から西へ移行しているとのことでありますが、対馬の防衛体制も見直す時期に来ているものと判断しているところでもあります。したがって、島民の声を十分把握し、専門的な関係各位の御意見を賜り、また十分な論議を重ねた上で、必要とされる整備強化策を検討の上、上級機関への対馬島民の声として提言、要望を実現することが急務と思われまます。

以上の理由により、特別委員会を設置するものであります。

自衛隊誘致増強調査特別委員会設置に関する決議、次のとおり自衛隊誘致増強調査特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、自衛隊誘致増強調査特別委員会、2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、3、目的、対馬島自衛隊誘致増強に伴う調査、研究、4、委員の定数、5名以内、5、期限、調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（波田 政和君） これから質疑を行います。20番、武本哲勇君。

○議員（20番 武本 哲勇君） 提出者に質問いたします。

この理由の中の下から4行目に、専門的な関係各位の御意見を賜りとなっておりますが、どういう人たちを想定しておられますでしょうか。

○議長（波田 政和君） 12番、大浦孝司君。

○議員（12番 大浦 孝司君） 私がこの問題を島民の数の方の方に御意見を賜ったのは半年前でございます。それは自衛隊のOBの方を含めた関係各位その他でございましたが、そこらの現在北東アジアの緊張、それと朝鮮半島の将来の軍事情勢の不安、これを対馬島にどういう影響があるか、朝鮮半島の有事の際、対馬島への専門的な分野というのは自衛隊関係者のOBというふうなことがまず前提に考えております。

もしも委員会を設置すれば、そこらの線引きを十分皆さんの判断の中で相談していきたいと思いますが、基本的には自衛隊のOB関係者の方の御意見をまず第1段階考えております。

以上でございます。

○議長（波田 政和君） ほかにありませんか。——それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論、武本さん。

○議員（20番 武本 哲勇君） 私は、本案に反対の立場から討論を行うものであります。

この案件は、国防、国際問題の一環でありますので、広い視野に立って判断しなければならぬと思います。そもそもどの地方にどんな部隊を配置するかは、政府とその一機関であります防衛省にとっての高度な戦略として決定されるものであり、誘致運動とか陳情活動によって左右されるものではないと考えます。

特に、安倍内閣の基本的スタンスは、日本が犯した太平洋戦争を正義の戦争だとの立場から、アメリカ、しかもアメリカ言いなり、大企業言いなりの異常な政権であります。自衛隊はそのアメリカ軍の戦略に組み込まれ、その補完部隊となっているといっても過言ではありません。

アメリカは世界の憲兵と言われるように、武力をバックにあらゆる紛争地域に介入をしております。安倍内閣はこのアメリカとともに集団的自衛権の名のもとに、憲法、特に第9条を変えようとしております。

アメリカはならずもの国家としてイラク、イランなどとともに北朝鮮を挙げ、その核開発やミサイルの恐怖をあおり、その対抗措置として日本に迎撃ミサイル、これを配備させようとしております。これには1兆円もかかると言われております。また、米軍基地を自国のグアムに移転する費用や、そして日本国内の基地を再編するために日本の国に3兆円も負担を要求しようとしております。ブッシュと安倍内閣は、軍需産業——死の商人であります——の後押しのもとに、危険な道を突き進みつつあります。

北朝鮮は、他国に侵略する能力はないというのが大方の軍事専門家の考えであります。特に海軍、空軍は自衛隊の小指にも及ばない、そのように見ているところであります。

以上な独裁国家である北朝鮮ではありますけれども、その危険性をあおってむやみに軍拡競争をするのではなく、あくまでも国際紛争としての政治的なそういう立場でこの問題は解決すべきである、そのように考えるものであります。

冒頭に申し上げましたように、自衛隊の配備は政府及び防衛省の戦略によって決まるものであり、誘致運動などで左右されるものではないという立場から、あえて特別委員会をつくるまでもないというふうに考えるものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（波田 政和君） それでは、賛成討論の方、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 反対討論もよろしいですか。——討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号、自衛隊誘致増強調査特別委員会設置に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

ます。

[賛成者起立]

○議長（波田 政和君） 起立多数であります。したがって、発議第14号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩します。全員協議会を議員控え室で開催します。

午後1時13分協議会

.....  
[全員協議会]  
.....

午後1時36分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

お諮りします。自衛隊誘致増強調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、大浦孝司君、畑島孝吉君、島居邦嗣君、宮原五男君、小宮教義君を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、自衛隊誘致増強調査特別委員会の委員は、大浦孝司君、畑島孝吉君、島居邦嗣君、宮原五男君、小宮教義君に決定しました。

暫時休憩します。

午後1時37分休憩

.....  
午後1時37分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

ただいま自衛隊誘致増強調査特別委員長及び副委員長が決定した旨通知を受けておりますので報告します。委員長に大浦孝司君、副委員長に小宮教義君、以上のとおりです。

-----  
**日程第11. 発議第15号**

○議長（波田 政和君） 日程第11、発議第15号、外国人による違法まき餌釣りの取締り強化等に関する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。5番、三山幸男君。

○議員（5番 三山 幸男君） 発議第15号、外国人による違法まき餌釣りの取締り強化等に関する意見書について、会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成19年6月26日、提出者、対馬市議会議員、三山幸男、賛成者、対馬市議会議員、大部初

幸、同じく、初村久藏、対馬市議会議長、波田政和様。

外国人による違法まき餌釣りの取締り強化等に関する意見書（案）、現在、対馬市においては、外国人釣り客の増加に伴い、大量のまき餌使用による魚の大量採捕、漁場の汚染、モラル、マナーの悪さ等の苦情が数多く寄せられ、深刻な問題となっております。平成19年1月11日、対馬遊魚船組合から、対馬沿岸及び浅茅湾内の地先において外国人が夜間釣りをすることを禁止する陳情書が提出されたところであります。

この陳情は、水産資源の保護、外国人が関係する犯罪防止という2つの観点によるものであり、対馬市としても関係機関と協力し、できる限りの対策を講じてきましたが犯罪への取り締まりに対する地方公共団体の関与にも限界があり、事態は改善されず、地元漁民に対する影響は悪化している状況であります。

昭和42年に制定された外国人漁業の規制に関する法律、施行規則により、外国人によるまき餌釣りについては禁止されているところであります。対馬島民にとって外国人による違法なまき餌釣りは重要な問題であり、これらの行為に対し、法律に基づく取り締まりを強化するとともに、新たに外国人が夜間釣りをすることを禁止する法律の制定を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成19年6月26日、長崎県対馬市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、水産庁長官、海上保安庁長官、長崎県知事。以上であります。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（波田 政和君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第15号、外国人による違法まき餌釣りの取締り強化等に関する意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時42分休憩

午後1時43分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開します。

---

**日程第12、発議第16号**

○副議長（扇 作工門君） 日程第12、発議第16号、議会議員辞職勧告決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、波田政和君の退場を求めます。

〔26番 波田 政和君 退場〕

○副議長（扇 作工門君） 本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。4番、阿比留光雄君。

○議員（4番 阿比留光雄君） 発議第16号、平成19年6月26日、対馬市議会議長、波田政和様、提出者、対馬市議会議員、阿比留光雄、賛成者、対馬市議会議員、大部初幸、同、初村久藏、同、三山幸男。

議会議員辞職勧告決議（案）、本議会は、対馬市議会議員波田政和君に対し、次の理由により、議員を辞職されることを勧告する。

提案理由、波田政和議員においては、対馬市政治倫理条例第8条に基づき、市民からの調査請求を受けていたところでありましたが、平成19年5月1日付をもって対馬市政治倫理審査会から調査書が対馬市長及び対馬市議会議長に報告されました。報告書によりますと、調査請求に対し、慎重なる審査結果は、同条例第3条第1項第6号及び第5条第1項に抵触するとの結論であります。

このことにより、同議員はみずから議員職を辞するか、公共事業委託業務契約の辞退届を円滑に進めることが当然の措置であります。2カ月をやがて過ぎようとする中、いまだ居直り続けており、議長職も兼ねた重責の立場も忘れ去った姿は、市議会議員としての品格が欠落しているものと思われ、また対馬市議会に対する対馬島民からの信頼も大きく失われたものと思います。

よって、いまだに辞職する意思はないことから、同人に対し、議会議員の辞職を勧告するものであります。

議員皆様の賛同をよろしくお願いします。

○副議長（扇 作工門君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（扇 作工門君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。（発言する者あり）  
休憩、休憩します。

午後 1 時48分休憩

.....

午後 1 時48分再開

○副議長（扇 作工門君） 再開します。

これから発議第 16 号、議会議員辞職勧告決議（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（扇 作工門君） 起立多数であります。したがって、発議第 16 号は可決されました。  
暫時休憩します。

午後 1 時49分休憩

.....

午後 1 時50分再開

○議長（波田 政和君） 再開します。

----- . ----- . -----

### 日程第 13. 議員派遣について

○議長（波田 政和君） 日程第 13、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり、議員研修のための議員派遣であります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、派遣することに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと思慮されます。その整理権を会議規則第 43 条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（波田 政和君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（波田 政和君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出がっておりますので、お受けします。市長、松村良幸君。

○市長（松村 良幸君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、6月の15日から12日間の長きにわたりまして慎重に御審議をいただき、御提案申し上げました議案につきまして御決定、承認を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして、速やかに対処してまいりたいと思います。

また、合併前とは言いながら、個人情報流出の問題につきましては引き続き市民の皆様に対し、総力を上げて謝罪に努めてまいりますところでございますが、職員の個人情報保護に対する法令順守について指導徹底を行ってまいりたいと思います。

最後になりましたが、議員諸兄の御健勝と、今後ますますの御活躍を祈念をいたしまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（波田 政和君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

6月15日開会いたしました平成19年第2回定例会は、12日間の会期中で、各議案等終始熱心に御審議いただき、本定例会が滞りなく閉会することができました。議員各位はもとより、市長初め市幹部職員の皆様の御協力に衷心よりお礼を申し上げます。

さて、これから、梅雨本番から、さらに酷暑の季節になります。どうぞ健康に十分留意され、さらなる市政の発展のために御尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさついたします。

会議を閉じます。平成19年第2回対馬市議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後1時53分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 波田 政和

副 議 長 扇 作工門

署名議員 小川 廣康

署名議員 大部 初幸



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員